

令和 4 年度福井地方労働審議会
第 1 回福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会

日時：令和 5 年 1 月 23 日(月)

午後 1 時 30 分～

場所：福井労働局会議室(14 階)

会 議 次 第

1 開 会

2 福井労働局労働基準部長挨拶

3 部会長及び部会長代理の選出について

4 議 題

- (1) 福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会運営規程(案)について
- (2) 福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定の諮問について
- (3) 関係家内労働者及び関係委託者からの意見申出について
- (4) 家内労働の現状等について
- (5) 福井県眼鏡製造業工賃実態調査結果について
- (6) 審議事項と審議日程(案)について
- (7) 福井県眼鏡製造業最低工賃の改正額について

5 閉 会

令和4年度福井地方労働審議会
第1回福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会資料
(令和5年1月23日)

No.	資 料 名	頁
1	福井地方労働審議会福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会委員名簿及び事務局名簿	1
2	福井地方労働審議会福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会 運営規程(案)	3
3	-1 福井地方労働審議会 運営規程 -2 厚生労働省組織令(抜粋) -3 地方労働審議会令	4 6 7
4	福井県眼鏡製造業にかかる最低工賃の改正決定について(諮問)(写)	9
5	福井県内の家内労働の現状(統計資料) 局・賃金室	10
6	年度別最低工賃改定状況(S62～)	13
7	福井県眼鏡製造業最低工賃の改正の推移及び引上率(平成9年度以降)	14
8	福井県眼鏡製造業最低工賃改正の推移(昭和46年度以降)	15
9	福井県眼鏡製造業最低工賃改正のお知らせ(リーフレット(H31.4.30版))	19
10	最低工賃適用品目及び工程図解	21
11	眼鏡枠用語	27
12	福井県最低賃金の推移	39
13	県の眼鏡関連統計	41
14	商工業・労働・観光・交流の概要 鯖江市	43
15	福井県の貿易 福井県 ジェトロ福井貿易情報センター	47
16	福井県内経済情勢(令和4年11月分) 北陸財務局福井財務事務所	59
17	福井県金融経済クォーター(2022年秋) 日本銀行福井事務所	71
18	審議事項と審議日程(案)	79
	福井県眼鏡製造業最低工賃に関する最低賃金上昇率換算 別冊】	
	令和4年度 福井県眼鏡製造業工賃等実態調査結果 【別冊】	

福井地方労働審議会
福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会委員名簿

区 分	委員又は 臨時委員の区 別	氏 名	現 職	備 考
公益代表	本審委員	タナカ ヨシヒロ 田中 禎浩	株式会社福井新聞社 論説委員長	
	臨時委員	ヒロセ ヒロユキ 廣瀬 廣幸	廣瀬社会保険労務士事務所 社会保険労務士	
	臨時委員	ミナ カネ カツヤ 峯金 克弥	九頭竜法律事務所 弁護士	
家内労働者代表	臨時委員	タマ ガワ タダ ハル 玉川 忠春	日本労働組合総連合会 福井県連合会 副事務局長 同福井丹南地域協議会 事務局長	
	臨時委員	ツノ タダシ 津野 忠司	UAゼンセン福井県支部 次長	
	臨時委員	フルカワ キヨシ 古川 清志	家内労働者	
委託者代表	臨時委員	ナカムラ エイオ 中村 栄夫	(株)タイホウ 代表取締役 福井県眼鏡工業組合 副理事長	
	臨時委員	ホライ マリオ 堀井真理生	福井県中小企業団体中央会 事務局長心得総務部長担当	
	臨時委員	ミズシマ モトヒロ 水 瀧 基博	水島眼鏡(株) 代表取締役 福井県眼鏡工業組合 副理事長	

(50音順)

令和4年度 事務局名簿

職 名	氏 名
労働基準部長	ふじわら 藤原 みきひろ 幹大
賃 金 室 長	ほそかわ 細川 まさよし 雅嘉
賃金指導官	にしむら 西村 なおき 直樹

福井地方労働審議会
福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会
運 営 規 程 (案)

第1条 福井地方労働審議会福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び福井地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

第3条 最低工賃専門部会長は、最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、地方労働審議会長に報告しなければならない。

第4条 この規程の改廃は、最低工賃専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、令和5年 月 日から適用する。

福井地方労働審議会運営規程

第1条 福井地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、福井労働局長（以下「労働局長」という。）の請求があったとき、審議会会長（以下「会長」という。）が必要であると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第3条 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くこととする。

一 労働災害防止部会

二 家内労働部会

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りではない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第11条 臨時委員は、審議会令第4条第4項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再選を妨げない。

第12条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第13条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第14条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成13年10月24日から施行する。

政令第252号

厚生労働省組織令（抜粋）

（地方労働審議会）

第156条の2 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。第44条、第45条及び第47条の規定に限る。）、港湾労働法（昭和63年法律第40号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関（家内労働法の施行に関する重要事項にあつては、都道府県労働局長）に意見を述べること。

三 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属された事項を処理すること。

3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののほか、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第一号に掲げる重要事項のうち港湾労働法の施行に関するものであって二以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。

4 前二項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）の定めるところによる。

政令第320号

地方労働審議会令

内閣は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の規定に基づき、この政令を制定する。

（名称）

第1条 地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

（組織）

第2条 審議会は、委員18名で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第3条 委員は、労働者（家内労働法（昭和45年法律第60号）第2条第2項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第3項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

4 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了した

ときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4 第2項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

5 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

6 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

8 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第7条 家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第5項から第8項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上又は労

働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、部会及び最低賃金専門部会の議事に準用する。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

（雑則）

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。

福井労発基 1201 第 1 号

令和 4 年 12 月 1 日

福井地方労働審議会

会長 木村 亮 殿

福井労働局長

田原 孝 明



福井県眼鏡製造業にかかる最低工賃の改正決定について（諮問）

家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 10 条の規定に基づき、福井県眼鏡製造業最低工賃（平成 28 年福井労働基準局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

**福井県内の家内労働の現状
(統計資料)**

福井労働局労働基準部賃金室

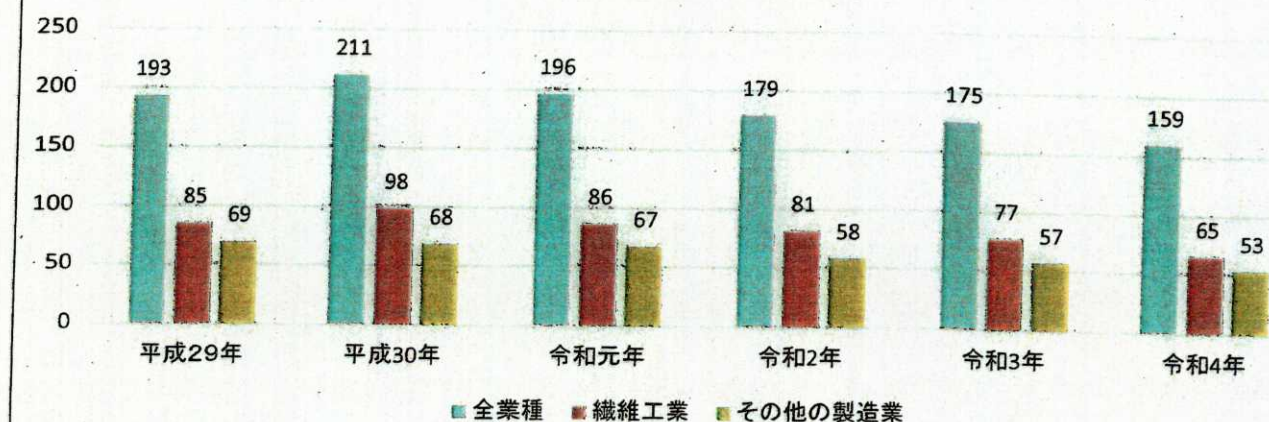
福井県における委託者及び家内労働者の推移

各年10月1日現在(単位:人)

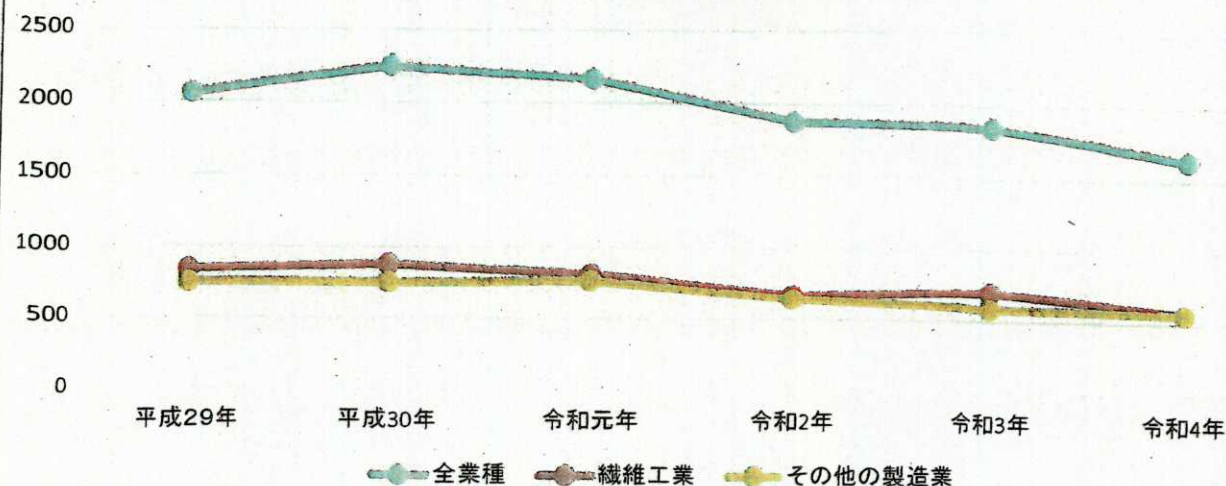
業種		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全業種	委託者	193	211	196	179	175	159
	家内労働者	2,056	2,244	2,163	1,872	1,841	1,631
繊維工業 (E11)	委託者	85	98	86	81	77	65
	家内労働者	839	875	809	665	701	563
その他の製造業 (E18, 32)	委託者	69	68	67	58	57	53
	家内労働者	751	753	770	647	587	566

(資料出所:福井労働局家内労働概況調査)

委託者数の推移



家内労働者数の推移



業種別家内労働従事者数（家内労働者数、補助者数）、委託者数及び代理人数

令和4年10月1日現在（単位：人）

産業分類番号 (中分類)	業種	家内労働従事者数 (総数)								委託者 数	代理 人数
		総計	家内労働者数			補助者数					
			計	男	女	計	男	女			
合 計		1681	1631	170	1461	50	33	17	159	18	
E 9, 10	食料品製造業	86	80	14	66	6	0	6	3	0	
E 11	繊維工業	573	563	34	529	10	8	2	65	18	
E 12, 13	木材・木製品、家具・装備品製造業	3	3	0	3	0	0	0	1	0	
E 14	紙・紙加工品製造業	21	20	2	18	1	1	0	6	0	
E 15, G41	印刷・同関連及び出版業	143	142	5	137	1	0	1	7	0	
E 24	金属製品製造業	6	6	0	6	0	0	0	1	0	
E 28	電子部品・デバイス製造業	92	92	11	81	0	0	0	8	0	
E 29	電気機械器具製造業	123	123	15	108	0	0	0	10	0	
E 16, 22, 23, 25, 26, 27, 31	機械器具等製造業	36	36	3	33	0	0	0	5	0	
E 18, 32 その他	その他の製造業	598	566	86	480	32	24	8	53	0	

（資料出所：令和4年度家内労働概況調査）

年度別最低工賃改定状況

福井労働局

		婦人服製造業	スポーツ服製造業	下着製造業	眼鏡製造業
昭和	62年度			改正	
	63年度	改正	改正		
平成	元年度				改正 (発効日 元. 3. 1)
	3年度			改正	
	4年度	改正	改正		改正 (発効日 5. 3. 1)
	6年度	改正			改正 (発効日 7. 3. 1)
	8年度	改正	改正		
	9年度			改正	改正 (発効日 10. 3. 1)
	11年度	改正	改正		
	12年度			改正	改正 (発効日 13. 3. 1)
	※13年度以前は、改正があった年度のみ記載				
	14年度	改正 (発効日 15. 3. 1)			審議対象外
	15年度	審議対象外			審議対象外
	16年度	審議対象外			改正 (発効日 17. 1. 1)
	17年度	改正(諮問)見送り：次年度再検討			審議対象外
	18年度	改正(諮問)見送り：諮問見送りのため2年度の最低賃金改定を要す			審議対象外
	19年度	審議対象外			改正 (発効日 20. 5. 1)
	20年度	改正(諮問)見送り：2年度に諮問見送りのため2年度の最低賃金改定を要す			審議対象外
	21年度	改正 (発効日 22. 6. 1)			審議対象外
	22年度	審議対象外			改正 (発効日 23. 5. 1)
	23年度	審議対象外			審議対象外
	24年度	改正(諮問)見送り：諮問見送りのため2年度の最低賃金改定を要す			審議対象外
	25年度	審議対象外			改正(諮問)見送り
	26年度	改正 (発効日 27. 6. 18)			審議対象外
	27年度	審議対象外			改正 (発効日 28. 5. 22)
	28年度	審議対象外			審議対象外
	29年度	改正(諮問)見送り：諮問見送りのため2年度の最低賃金改定を要す			審議対象外
	30年度	審議対象外			改正 (発効日 31. 4. 30)
令和	元年度	審議延長			審議対象外
	2年度	改正(諮問)見送り：諮問見送りのため2年度の最低賃金改定を要す			審議対象外
	3年度	改正 (発効日 R4. 4. 22)			翌年度に審議
	4年度	審議			審議

福井県眼鏡製造業最低工賃の改正の推移及び引上率(平成9年度以降)

年 度	平成9年度	平成12年度	平成16年度	平成20年度	平成22年度	平成25年度	平成27年度	平成30年度	令和4年度
発効年月日	10. 3. 1	13. 3. 1	17. 1. 1	20. 5. 1	23. 5. 1	—	28. 5. 22	31. 4. 30	
適用委託者(所)	225	94	51	45	※注1 24/48	22/53	21/50	13/40	14/34
適用家内労働者(人)	1,352	614	432	280	※注2 集計なく不明	170/261	117/276	96/248	76/222
工 程・部 品	1カ所に つき単 価(円)	※注3 引上率 (%)	1カ所に つき単 価(円)	引上率 (%)	1カ所に つき単 価(円)	引上率 (%)	1カ所に つき単 価(円)	引上率 (%)	1カ所に つき単 価(円)
ねじ込み(金枠)	3 20.0	3 0.0	3 0.0	3 0.0	ねじ込み 金枠 (洋白を 除く)	丁 番 丁 番を 除く	5 42.9	5 0.0	
ろう付け (洋白)	11 10.0	12 9.1	13 8.3	13 0.0	13 0.0	10 0.0	12 9.1	13 8.3	
ろう付け(チタン)	6 10.7	7 16.7	8 14.3	10 25.0	10 0.0	10 0.0	12 20.0	13 8.3	
粗磨きの業務 (自動機械によるものを除く)	8 6.7	9 12.5	9 0.0	10 11.1	10 0.0	10 0.0	20 —	20 0.0	
福井県最低賃金(時間額)	616 6.8	637 3.4	643 0.9	670 4.2	683 1.9	701 (25)	732 7.2	803 9.7	888 10.6

- ※注 1 工賃実態調査における委託者数。 最低工賃の適用所数/眼鏡委託者の全所数
 2 工賃実態調査における家内労働者数。最低工賃の適用人数/眼鏡家内労働者の全人数
 3 引上率は前回の改正年度と比較した場合の上昇割合

福井県眼鏡製造業最低工賃改正の推移

No.1

年度	昭和46年	昭和51年度	昭和56年度	昭和60年度
効力発効日	昭和46年9月12日 新設	昭和51年7月29日	昭和56年8月1日	昭和60年5月11日
1. 適用する家内労働者	福井県の区域内の家内労働者であって眼鏡製造業に係る芯ばり、腕すり、ろう付け、レンズ入れ及び組立て、仕上げの業務に従事するもの	福井県の区域内の家内労働者であって眼鏡製造業に係るしんばり、腕すり、ろう付け、レンズ入れ又はモダン穴あけの業務に従事するもの	福井県の区域内の家内労働者であって眼鏡製造業に係るしんばり、しんさし、腕すり、ろう付け、前号の業務に従事するもの	福井県の区域内で眼鏡製造業に係る、ねじ込み・みがき又は、ろう付けの業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者	前号の家内労働者に眼鏡製造業に係る芯ばり、腕すり、ろう付け、レンズ入れ及び組立て、仕上げの業務を委託する委託者	前号の家内労働者に眼鏡製造業に係るしんばり、腕すり、ろう付け、レンズ入れ又はモダン穴あけの業務を委託する委託者	前号の家内労働者に眼鏡製造業に係るしんばり、しんさし、腕すり、ろう付けの業務を委託する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額	(1) 芯ばりの業務 セルロイド質1ダースにつき 85円 ただし、割加工を含むものは 110円	(1) しんばりの業務 セルロイド質の腕1ダースにつき 160円 ただし、割加工の業務を含むものは 220円	(1) しんばりの業務 セルロイド質 1ダースにつき 260円	(1) ねじ込みの業務 金枠の腕 1ダースにつき 45円
	(2) 腕すりの業務 素すり1ダースにつき、次の表に掲げる金額	(2) 腕すりの業務 次の表の左欄に掲げる材質に応じ、素すり1ダースにつき右欄に掲げる金額	(2) しんさしの業務 セルロイド質 1ダースにつき 180円	(2) みがきの業務(荒みがきのものに限る) 金枠の腕 1ダースにつき 264円
	金額 材 質 金 額 セルロイド 50円 アセチロイド 60円	金額 材 質 金 額 セルロイド 72円 アセチロイド 90円	(3) 腕すりの業務 セルロイド質 1ダースにつき 120円	(3) ろう付けの業務 次の表の部位欄・材質欄に掲げる区分に応じ、1ダースにつき金額欄に掲げる金額
	(3) ろう付けの業務 1ダース(飾りと足については1個)につき、部位ごとに次の表に掲げる金額	(3) ろう付けの業務 次の表の部品欄、材質欄及び規格欄の区分に応じ、1ダース(飾りと飾りの足については1個)につき金額欄に掲げる金額	(4) ろう付けの業務 1ダースにつき、部位ごとに次の表に掲げる金額	
	部位 材質 金額 備考 山とリム 黄銅 50円 洋白 60円 箱蝶とリム 黄銅 25円 片側1 洋白 30円 点付け フリτζジ 黄銅 35円 洋白 40円 智とリム 黄銅 40円 洋白 45円 フローチ 黄銅 40円 片側2 とリム 洋白 45円 点付け 蝶番と腕 黄銅 50円 又は智 洋白 60円 箱と足 黄銅 27円 1組2 洋白 30円 点付け 飾りと足 黄銅 60銭 1個2 洋白 72銭 点付け	部位 材質 規格 金額 山とリム 黄銅 75円 洋白 102円 箱蝶とリム 黄銅 片側1点 40円 洋白 57円 フリτζジ 黄銅 56円 洋白 75円 とリム 黄銅 64円 洋白 82円 智とリム 黄銅 65円 洋白 82円 フローチ 黄銅 付付け 82円 とリム 洋白 75円 蝶番と腕 黄銅 90円 又は智 洋白 36円 箱と箱足 黄銅 1組2点 45円 洋白 付付け 飾りと飾りの足 洋白 1個2点 1円 付付け 10銭	部位 材質 金額 備考 山とリム 黄銅 108円 洋白 140円 箱足とリム 黄銅 108円 洋白 120円 智とリム 黄銅 130円 洋白 140円 蝶番と腕 黄銅 190円 洋白 200円 又はリム	部位 材質 金額 山とリム 黄銅 120円 渡りとリム 黄銅 96円 箱と箱足 黄銅 45円 蝶番とリム 黄銅 144円 智とリム 黄銅 144円 よるいとリム 黄銅 240円 箱足とリム 黄銅 108円
(4) レンズ入れの業務 1ダースにつき、次の表に掲げる金額				
枠の種類 金 額 金 属 枠 35円 フローライン枠 35円 セルロイド枠 35円 アセチロイド枠 25円				
(5) 組立て、仕上げの業務 射出形成によるアセチロイド枠(レンズ入れを含む) 1ダースにつき450円				
モダン穴あけの業務 次の表の左欄に掲げるモダンの透明の程度による区分枠に応じ、1ダースにつき右欄に掲げる金額				
区 分 金 額 透明(半透明を含む。) 28円 不透明 64円				

福井県眼鏡製造業最低工賃改正の推移

No.2

年 度	平成元年度	平成4年度	平成6年度	平成9年度																																																																																										
効 力 発 生 日	平成元年7月1日	平成5年3月1日	平成7年3月1日	平成10年3月1日																																																																																										
1. 適用する家内労働者	福井県の区域内で眼鏡製造業に係る、ねじ込み・みがき又はろう付けの業務に従事する家内労働者	福井県の区域内で眼鏡製造業に係る、ねじ込み・みがき又はろう付けの業務に従事する家内労働者	福井県の区域内で眼鏡製造業に係る、ねじ込み・みがき又はろう付けの業務に従事する家内労働者	福井県の区域内で眼鏡製造業に係る、ねじ込み、ろう付けの業務に従事する家内労働者																																																																																										
2. 適用する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者																																																																																										
	(1) ねじ込みの業務 金枠の腕 1ダースにつき 50円 (2) みがきの業務 (荒みがきに限る) 金枠の腕 1ダースにつき 300円 (3) ろう付けの業務 次の表の左欄に掲げる部位及び中欄に掲げる材質に応じ、1ダースにつき右欄に掲げる金額	(1) ねじ込みの業務 金枠の腕 1ダースにつき 55円 (2) みがきの業務 (荒みがきに限る) 金枠 (洋白) のフレーム 1ダースにつき150円 (3) ろう付けの業務 次の表の左欄に掲げる部位及び中欄に掲げる材質に応じ、1ダースにつき右欄に掲げる金額	(1) ねじ込みの業務 金枠のテンブラ 1ダースにつき 60円 (2) みがきの業務 金枠 (洋白) のフレーム 1ダースにつき 160円 (3) ろう付けの業務 次の表の左欄に掲げる部位及び中欄に掲げる材質に応じ、1ダースにつき右欄に掲げる金額	(1) ねじ込みの業務 金枠(かなわく) 1か所につき 3円 (2) ろう付けの業務 次の表の左欄に掲げる部位及び中欄に掲げる材質の区分に応じ、1か所につき右欄に掲げる金額																																																																																										
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額	<table><tr><th>部 位</th><th>材 質</th><th>金 額</th></tr><tr><td>山とリム</td><td></td><td>220円</td></tr><tr><td>渡りとリム</td><td></td><td>180円</td></tr><tr><td>箱と箱足</td><td></td><td>60円</td></tr><tr><td>蝶番とリム</td><td>洋 白</td><td>200円</td></tr><tr><td>智とリム</td><td></td><td>200円</td></tr><tr><td>よろいとリム</td><td></td><td>250円</td></tr><tr><td>箱足とリム</td><td></td><td>120円</td></tr></table>	部 位	材 質	金 額	山とリム		220円	渡りとリム		180円	箱と箱足		60円	蝶番とリム	洋 白	200円	智とリム		200円	よろいとリム		250円	箱足とリム		120円	<table><tr><th>部 位</th><th>材 質</th><th>金 額</th></tr><tr><td>山とリム</td><td></td><td>240円</td></tr><tr><td>渡りとリム</td><td></td><td>200円</td></tr><tr><td>箱と箱足</td><td></td><td>65円</td></tr><tr><td>蝶番とリム</td><td>洋 白</td><td>220円</td></tr><tr><td>智とリム</td><td></td><td>220円</td></tr><tr><td>よろいとリム</td><td></td><td>270円</td></tr><tr><td>箱足とリム</td><td></td><td>130円</td></tr></table>	部 位	材 質	金 額	山とリム		240円	渡りとリム		200円	箱と箱足		65円	蝶番とリム	洋 白	220円	智とリム		220円	よろいとリム		270円	箱足とリム		130円	<table><tr><th>部 位</th><th>材 質</th><th>金 額</th></tr><tr><td>山とリム</td><td></td><td>240円</td></tr><tr><td>渡りとリム</td><td></td><td>200円</td></tr><tr><td>箱と箱足</td><td></td><td>70円</td></tr><tr><td>丁番とテンブラ</td><td>洋 白</td><td>180円</td></tr><tr><td>智とリム</td><td></td><td>220円</td></tr><tr><td>よろいとリム</td><td></td><td>270円</td></tr><tr><td>箱足とリム</td><td></td><td>130円</td></tr></table>	部 位	材 質	金 額	山とリム		240円	渡りとリム		200円	箱と箱足		70円	丁番とテンブラ	洋 白	180円	智とリム		220円	よろいとリム		270円	箱足とリム		130円	<table><tr><th>部 位</th><th>材 質</th><th>金 額</th></tr><tr><td>フレームスバー (わたり)とリム</td><td></td><td>9円</td></tr><tr><td>智(ち)とリム</td><td></td><td>10円</td></tr><tr><td>よろいち (よろい智)とリム</td><td>洋 白</td><td>12円</td></tr><tr><td>パッド足とリム</td><td></td><td>6円</td></tr><tr><td>丁番とテンブラ</td><td></td><td>8円</td></tr></table>	部 位	材 質	金 額	フレームスバー (わたり)とリム		9円	智(ち)とリム		10円	よろいち (よろい智)とリム	洋 白	12円	パッド足とリム		6円	丁番とテンブラ		8円
部 位	材 質	金 額																																																																																												
山とリム		220円																																																																																												
渡りとリム		180円																																																																																												
箱と箱足		60円																																																																																												
蝶番とリム	洋 白	200円																																																																																												
智とリム		200円																																																																																												
よろいとリム		250円																																																																																												
箱足とリム		120円																																																																																												
部 位	材 質	金 額																																																																																												
山とリム		240円																																																																																												
渡りとリム		200円																																																																																												
箱と箱足		65円																																																																																												
蝶番とリム	洋 白	220円																																																																																												
智とリム		220円																																																																																												
よろいとリム		270円																																																																																												
箱足とリム		130円																																																																																												
部 位	材 質	金 額																																																																																												
山とリム		240円																																																																																												
渡りとリム		200円																																																																																												
箱と箱足		70円																																																																																												
丁番とテンブラ	洋 白	180円																																																																																												
智とリム		220円																																																																																												
よろいとリム		270円																																																																																												
箱足とリム		130円																																																																																												
部 位	材 質	金 額																																																																																												
フレームスバー (わたり)とリム		9円																																																																																												
智(ち)とリム		10円																																																																																												
よろいち (よろい智)とリム	洋 白	12円																																																																																												
パッド足とリム		6円																																																																																												
丁番とテンブラ		8円																																																																																												

福井県眼鏡製造業最低工賃改正の推移

No. 3

年 度

平成12年度

平成16年度

平成19年度

平成22年度

効 力 発 生 日

平成13年3月1日

平成17年1月1日

平成20年5月1日

平成23年5月1日

1. 適用する家内労働者

福井県の区域内で眼鏡製造業に係る、ねじ込み、ろう付けの業務に従事する家内労働者

福井県の区域内で眼鏡製造業に係る、ねじ込み、ろう付けの業務に従事する家内労働者

福井県の区域内で眼鏡製造業に係る、ねじ込み、ろう付けの業務に従事する家内労働者

福井県の区域内で眼鏡製造業に係る、ねじ込み、ろう付け、粗磨きの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) ねじ込みの業務

金枠 (かなわく) 1か所につき 3円

(2) ろう付けの業務

次の表の左欄に掲げる部位及び中欄に掲げる材質に応じ、1か所につき右欄に掲げる金額

部 位	材 質	金 額
ブリッジ (山) とリム		12円
フレームスバー (わたり) とリム		9円
智(ち) とリム	洋 白	10円
よるいち (よるい智) とリム		12円
バッド足 とリム		7円
丁番とテンナール		9円

(1) ねじ込みの業務

金枠 (かなわく) 1か所につき 3円

(2) ろう付けの業務

次の表の左欄に掲げる部位及び中欄に掲げる材質に応じ、1か所につき右欄に掲げる金額

部 位	材 質	金 額
ブリッジ (山) とリム		13円
フレームスバー (わたり) とリム		9円
智(ち) とリム	洋 白	10円
よるいち (よるい智) とリム		13円
バッド足 とリム		8円
丁番とテンナール		9円

(1) ねじ込みの業務

金枠 (かなわく) 1か所につき 3円

(2) ろう付けの業務

次の表の左欄に掲げる部位及び中欄に掲げる材質に応じ、1か所につき右欄に掲げる金額

部 位	材 質	金 額
ブリッジ (山) とリム		13円
フレームスバー (わたり) とリム		10円
智(ち) とリム	洋 白	11円
よるいち (よるい智) とリム		13円
バッド足 とリム		10円
丁番とテンナール		10円

(1) ねじ込みの業務

金枠 (かなわく) : 洋白を除く 3円50銭
丁番 1か所につき 3円50銭
丁番を除く 1か所につき 3円

(2) ろう付けの業務

次の表の左欄に掲げる部位及び中欄に掲げる材質に応じ、1か所につき右欄に掲げる金額

部 位	材 質	金 額
ブリッジ (山) とリム		13円
フレームスバー (わたり) とリム		10円
智(ち) とリム	洋 白	11円
よるいち (よるい智) とリム		13円
バッド足 とリム		10円
丁番とテンナール		10円

(3) 粗磨きの業務 (自動機械によるものを除く)

チタンのテンナール 1本につき6円

福井県眼鏡製造業最低工賃改正の推移

No.4

年 度	平成27年度	平成30年度	令和4年度																																																																								
効 力 発 生 日	平成28年5月22日	平成31年4月30日	令和 年 月 日																																																																								
1. 適用する家内労働者	福井県の区域内で眼鏡製造業に係る、ねじ込み、ろう付け、粗磨きの業務に従事する家内労働者	福井県の区域内で眼鏡製造業に係る、ねじ込み、ろう付け、粗磨きの業務に従事する家内労働者	福井県の区域内で眼鏡製造業に係る、ねじ込み、ろう付け、粗磨きの業務に従事する家内労働者																																																																								
2. 適用する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者																																																																								
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額	(1) ねじ込みの業務（座金の組込み作業を含むものに限り） 金枠（かなわく）：洋白を除く 丁番 1か所につき 5円 丁番を除く 1か所につき 4円 (2) ろう付けの業務 次の表の左欄に掲げる部位及び中欄に掲げる材質に応じ、1か所につき右欄に掲げる金額 <table><tr><th>部 位</th><th>材 質</th><th>金 額</th></tr><tr><td>ブリッジ（山）とリム</td><td></td><td>14円</td></tr><tr><td>スレースバー（わたり）とリム</td><td></td><td>12円</td></tr><tr><td>智（ち）とリム</td><td>洋 白</td><td>12円</td></tr><tr><td>よるいち（よるい智）とリム</td><td></td><td>14円</td></tr><tr><td>バッド足とリム</td><td></td><td>12円</td></tr><tr><td>丁番とテンプル</td><td></td><td>12円</td></tr><tr><td></td><td>チタン</td><td>20円</td></tr></table> (3) 粗磨きの業務（自動機械によるものを除く） チタンのテンプル 1本につき9円	部 位	材 質	金 額	ブリッジ（山）とリム		14円	スレースバー（わたり）とリム		12円	智（ち）とリム	洋 白	12円	よるいち（よるい智）とリム		14円	バッド足とリム		12円	丁番とテンプル		12円		チタン	20円	(1) ねじ込みの業務（座金の組込み作業を含むものに限り） 金枠（かなわく）：洋白を除く 丁番 1か所につき 5円 丁番を除く 1か所につき 4円 (2) ろう付けの業務 次の表の左欄に掲げる部位及び中欄に掲げる材質に応じ、1か所につき右欄に掲げる金額 <table><tr><th>部 位</th><th>材 質</th><th>金 額</th></tr><tr><td>ブリッジ（山）とリム</td><td></td><td>15円</td></tr><tr><td>スレースバー（わたり）とリム</td><td></td><td>14円</td></tr><tr><td>智（ち）とリム</td><td>洋 白</td><td>13円</td></tr><tr><td>よるいち（よるい智）とリム</td><td></td><td>15円</td></tr><tr><td>バッド足とリム</td><td></td><td>13円</td></tr><tr><td>丁番とテンプル</td><td></td><td>13円</td></tr><tr><td></td><td>チタン</td><td>20円</td></tr></table> (3) 粗磨きの業務（自動機械によるものを除く） チタンのテンプル 1本につき10円	部 位	材 質	金 額	ブリッジ（山）とリム		15円	スレースバー（わたり）とリム		14円	智（ち）とリム	洋 白	13円	よるいち（よるい智）とリム		15円	バッド足とリム		13円	丁番とテンプル		13円		チタン	20円	(1) ねじ込みの業務（座金の組込み作業を含むものに限り） 金枠（かなわく）：洋白を除く 丁番 1か所につき 円 丁番を除く 1か所につき 円 (2) ろう付けの業務 次の表の左欄に掲げる部位及び中欄に掲げる材質に応じ、1か所につき右欄に掲げる金額 <table><tr><th>部 位</th><th>材 質</th><th>金 額</th></tr><tr><td>ブリッジ（山）とリム</td><td></td><td>円</td></tr><tr><td>スレースバー（わたり）とリム</td><td></td><td>円</td></tr><tr><td>智（ち）とリム</td><td>洋 白</td><td>円</td></tr><tr><td>よるいち（よるい智）とリム</td><td></td><td>円</td></tr><tr><td>バッド足とリム</td><td></td><td>円</td></tr><tr><td>丁番とテンプル</td><td></td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>チタン</td><td>円</td></tr></table> (3) 粗磨きの業務（自動機械によるものを除く） チタンのテンプル 1本につき 円	部 位	材 質	金 額	ブリッジ（山）とリム		円	スレースバー（わたり）とリム		円	智（ち）とリム	洋 白	円	よるいち（よるい智）とリム		円	バッド足とリム		円	丁番とテンプル		円		チタン	円
部 位	材 質	金 額																																																																									
ブリッジ（山）とリム		14円																																																																									
スレースバー（わたり）とリム		12円																																																																									
智（ち）とリム	洋 白	12円																																																																									
よるいち（よるい智）とリム		14円																																																																									
バッド足とリム		12円																																																																									
丁番とテンプル		12円																																																																									
	チタン	20円																																																																									
部 位	材 質	金 額																																																																									
ブリッジ（山）とリム		15円																																																																									
スレースバー（わたり）とリム		14円																																																																									
智（ち）とリム	洋 白	13円																																																																									
よるいち（よるい智）とリム		15円																																																																									
バッド足とリム		13円																																																																									
丁番とテンプル		13円																																																																									
	チタン	20円																																																																									
部 位	材 質	金 額																																																																									
ブリッジ（山）とリム		円																																																																									
スレースバー（わたり）とリム		円																																																																									
智（ち）とリム	洋 白	円																																																																									
よるいち（よるい智）とリム		円																																																																									
バッド足とリム		円																																																																									
丁番とテンプル		円																																																																									
	チタン	円																																																																									

家内労働法を守りましょう！

1 「家内労働手帳」を家内労働者に交付して、委託の都度、記入しましょう

- 委託者が家内労働者に仕事を委託する時は、無用なトラブルが生じないように、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておく必要があります。
- 家内労働法では、家内労働者に仕事を委託するに当たって、委託者は家内労働者に「家内労働手帳」を交付し、必要な事項を記入すべきことを定めています。

伝票式家内労働手帳 モデル様式

伝票式家内労働手帳
様式第1号

基本委託条件の通知
平成 年 月 日

家内労働者	氏名				委託者	氏名			
	性別	生年月日				住所	所在地		
	住所					所在地			
補助者	氏名				代理人	氏名			
	性別	生年月日				住所	所在地		
	住所					所在地			

基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承知下さい。
なお、御承知の場合は御返却願います。

工賃の支払方法	支払場所	イ 家内労働者宅 ハ 委託者の営業所	ロ グループリーダー宅 ニ その他()
	支払期日	イ 毎月 日締め、()日払い ロ 納品の都度払い	ハ その他()
	通貨以外のもの 支払う場合の方法		
物品の受渡し場所	イ 家内労働者宅 ハ 委託者の営業所	ロ グループリーダー宅 ニ その他()	
不用品の取扱いに 関する定め (帳簿日に関する 定め)			
備考			

注) 家内労働手帳を交付した日から2年間保存して下さい。

原材料の受渡しの都度 (注文伝票)

伝票式家内労働手帳
様式第2号

注文伝票
平成 年 月 日

品名	数量	単位	納入期	備考

工賃支払期日 平成 年 月 日 併付「基本委託条件の通知」による。

注) 記入した日から2年間保存して下さい。

【使用上の注意】
1. 伝票は複数回使用するものとし、最終日には納品品と受領する数量を併記して記入すること。
2. 伝票に納品品と受領する数量を併記する場合は、伝票の裏面に併記すること。
3. 伝票に納品品と受領する数量を併記する場合は、伝票の裏面に併記すること。
4. 伝票に納品品と受領する数量を併記する場合は、伝票の裏面に併記すること。

物品の受渡しの都度 (受入伝票)

伝票式家内労働手帳
様式第3号

受入伝票
平成 年 月 日

品名	数量	単位	納入期	備考

月 日 時刻 分 納品金額 備考

注) 記入した日から2年間保存して下さい。

【使用上の注意】
1. 伝票は複数回使用するものとし、最終日には納品品と受領する数量を併記して記入すること。
2. 伝票に納品品と受領する数量を併記する場合は、伝票の裏面に併記すること。
3. 伝票に納品品と受領する数量を併記する場合は、伝票の裏面に併記すること。
4. 伝票に納品品と受領する数量を併記する場合は、伝票の裏面に併記すること。

(注) 「家内労働手帳」は、法律で定める事項が記載されていれば、伝票形式など別の形式でも差し支えありません。

2 工賃は、原則として現金で、その全額を1か月以内に支払ひましょう

- 工賃は、原則として、現金でその全額を支払わなければなりません。
ただし、家内労働者の同意がある場合には、以下の方法によって支払うことができます。
①郵便為替 ②銀行等の預金口座への振り込み ③郵便振替口座への振り込み又は振り替え
- 工賃は、家内労働者から製品を受け取ってから1か月以内に支払わなければなりません。
毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

3 「最低工賃」を守りましょう

福井県においては、「福井県衣服製造業最低工賃」と「福井県眼鏡製造業最低工賃」(表面に記載)が決められています。

これらの仕事を委託している場合には、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

4 労働基準監督署に届出ましょう

委託状況届

委託者は、委託する仕事の内容や家内労働者数などについて、

①委託者になったとき ②毎年、4月1日現在の状況を、4月30日までに

委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。

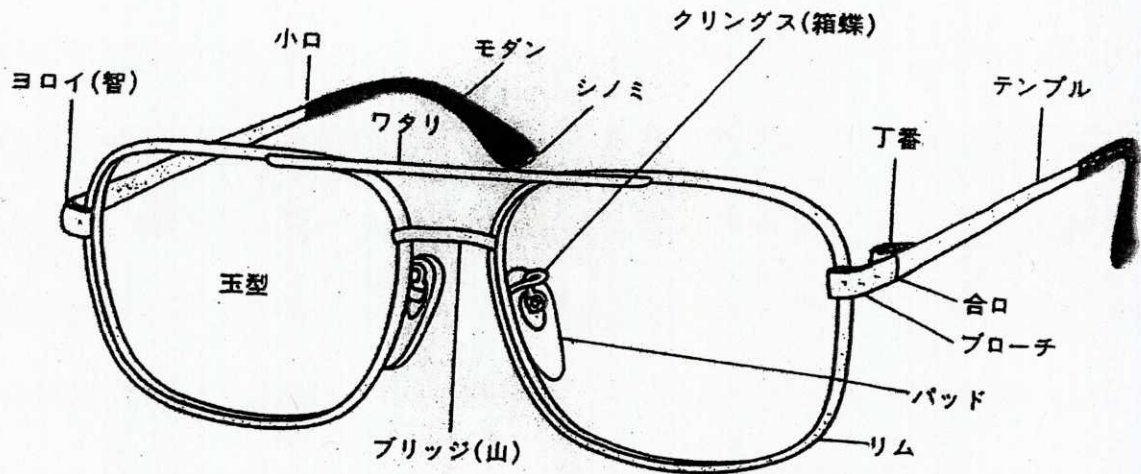
家内労働死傷病届

委託者は、家内労働者又は補助者が、委託した業務に関して、負傷したり、病気にかかって

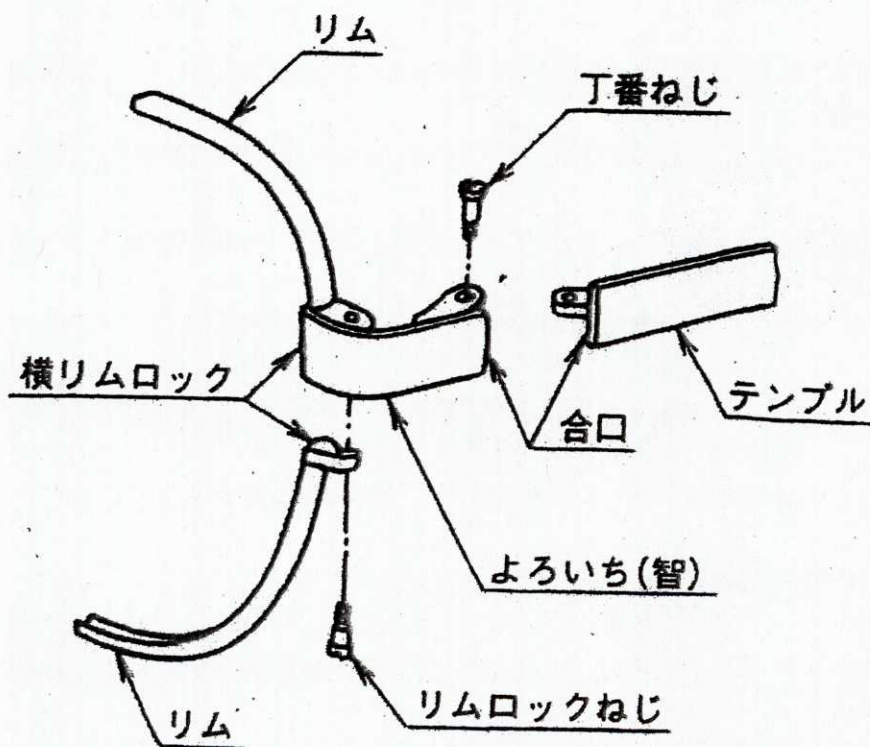
4日以上休業した場合、又は死亡した場合には、遅滞なく、委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。

最低工賃適用品目及び工程図解

メタルフレーム

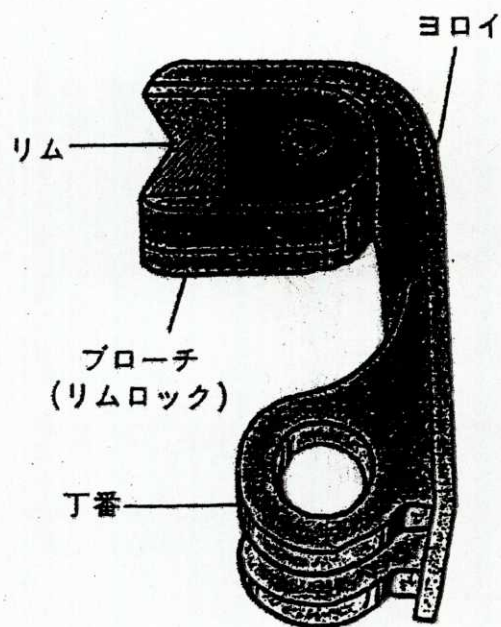


メタルフレーム (一部拡大)



よろいち（智）

智の部分が一枚の板を曲げた形になっており、プローチと丁番がろう付けされている形状のフレームを全てよろい智のフレームと呼びます。メタルフレームの大半はこの形式です。

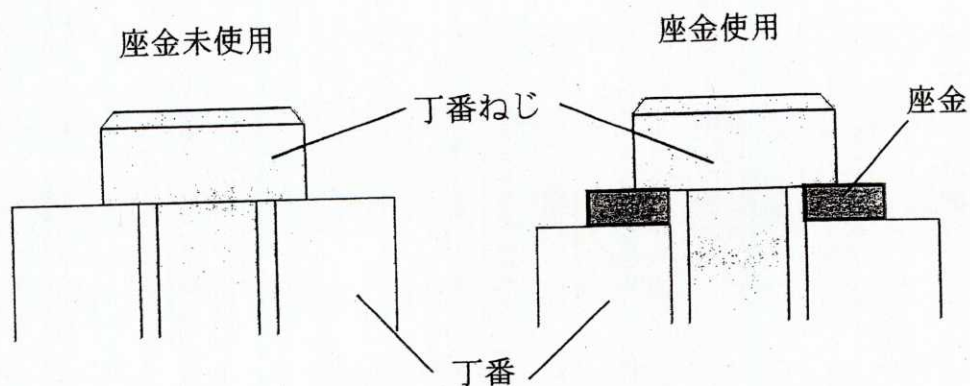


座金

ワッシャーのこと。一般的には、ねじの座面積を大きくすることで、座面の陥没やゆるみのリスクを低減するために用いられる。



平座金（ワッシャー）



眼鏡枠の製造工程

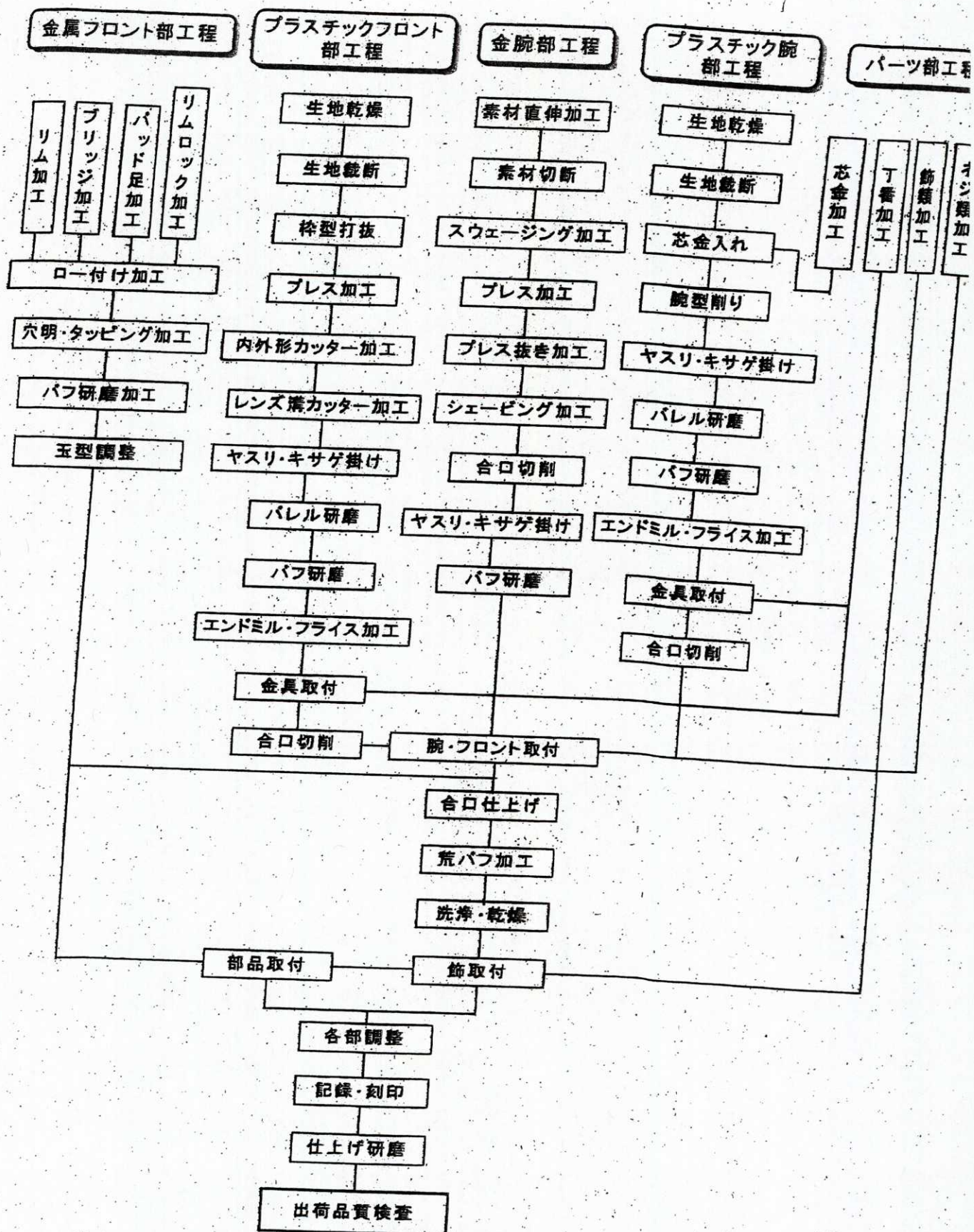
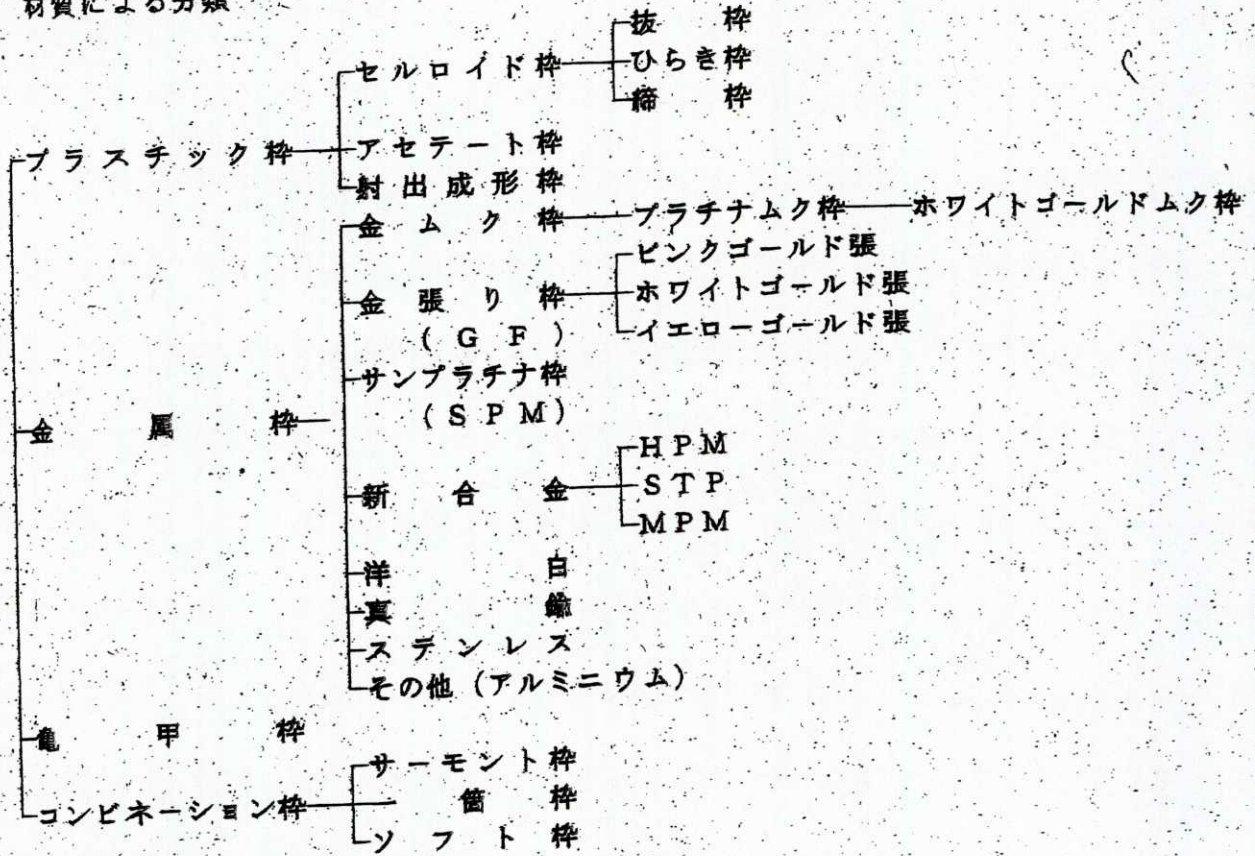


図 1-1 眼鏡枠の製造工程

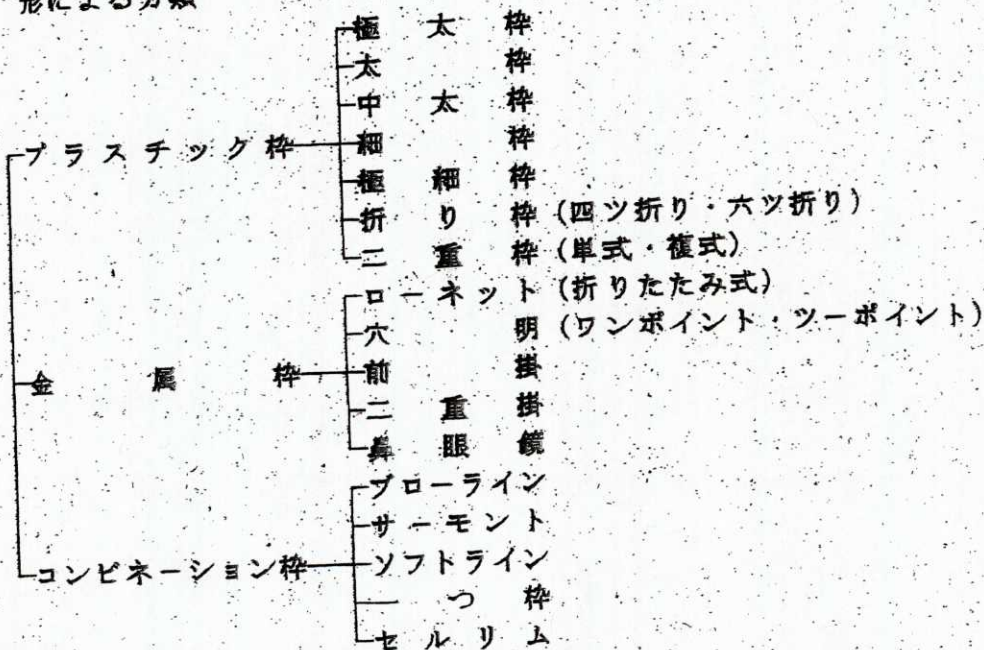
眼鏡枠の種類

1. 眼鏡枠（フレーム）

① 材質による分類



② 形による分類



2. テンプル（腕）の形による分類

① 長手

② 半長手

③ 半掛

④ 縄手

⑤ らせん

⑥ アトミックテンプル

資料 昭和52年5月武生労基署作成 眼鏡製造業のプレス災害防止総合対策打合せ資料より、

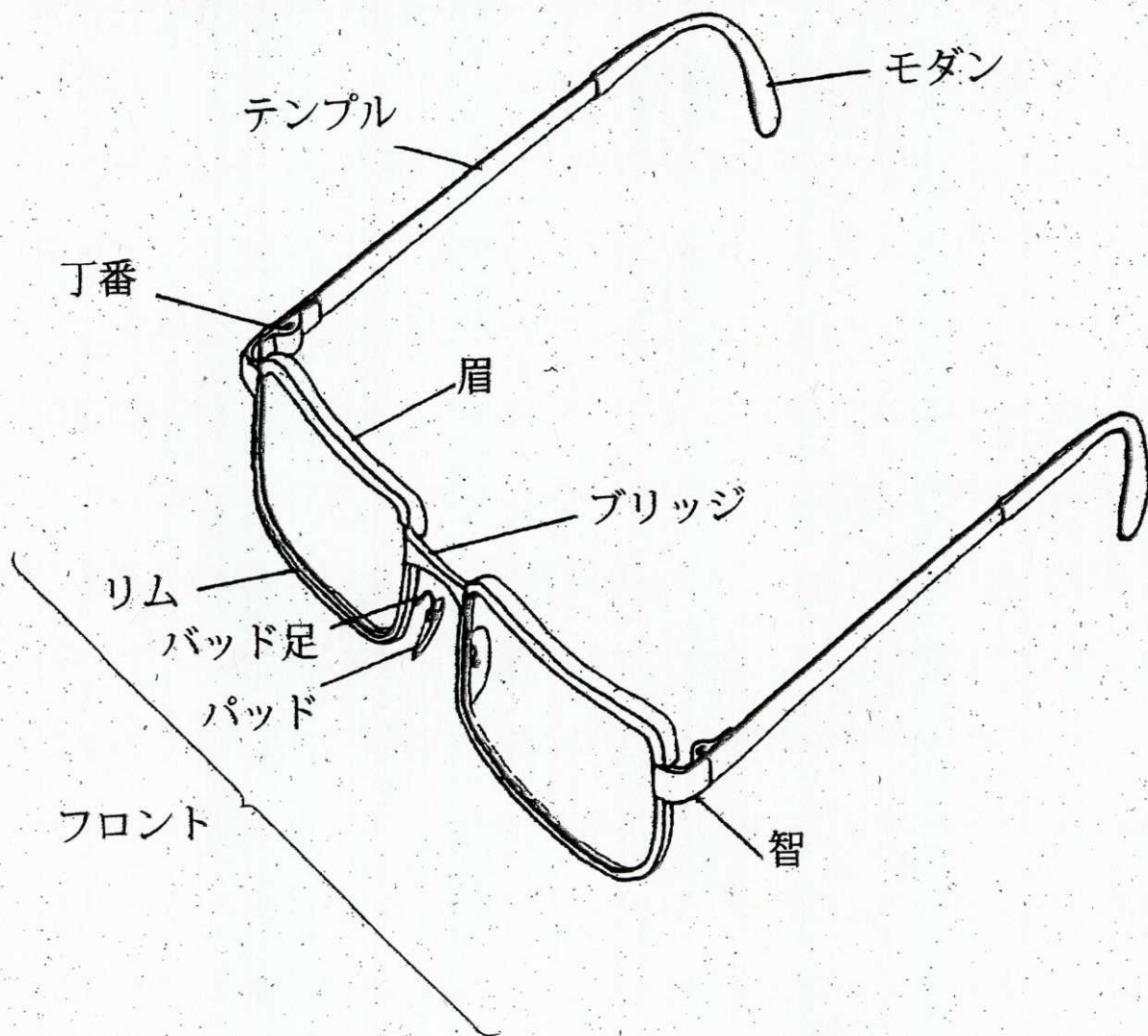
フレームに用いられる材料の分類

分類	材料	特徴
メ タ ル	ニッケルクロム合金	- Ni 82~90%で残りがCr、Fe、Snから成る合金 - プラチナに似た銀色を呈し、耐食性に優れる - メッキあるいは地金として使用 - 比重は8.6と大きい
	サンブラチナ	特に耐食性に優れ、光沢が長期間に亘って持続
	モネル	- Ni 68%以上、Cu 約80%を含み、耐食性に優れる - リム、ブリッジ等に使用される
	チタン	- 軽量で耐食性に優れ、合金化により高強度化が可能 - チタンフレームは日本で開発され、めがねフレームの主流に
	純チタン	チタン合金に比べ低強度、使用部位や条件によっては破損も
	チタン合金	- Ti-16V-8Cr-8Sn-2Al に代表されるβ型チタン合金が広く用いられている。他にTi-6Al-4V合金 - β型合金は、冷間加工性に優れ、強度・パネ性も高いため、ブリッジやテンプルに使用
	低ヤング率チタン合金	- 一般の金属材料の約10倍の弾性変形能と低弾性率 - 生体適合性も良く、近年は、超弾性材料も出現
	ニッケルチタン合金	- 代表的形状記憶合金 - Ni 54~56重量%、Ti 残から成り、超弾性も合わせ持つ
	金	- 耐食性に優れ、金属アレルギーを起こしにくい - 純金は軟らか過ぎるため、18金や14金が使用される - 高価で、比重が大きいが一部の高級枠として使用される
	洋白	- Ni 16%前後、Zn 20%前後を含有する銅合金 - 加工性、ろう付け性、めっき性に優れる
	ベリリウム銅	時効硬化熱処理により強度が上がり、加工性が良いため、鋳造材として使用される
	アルミニウム合金	- 比重2.7 (チタンの約8割) - 耐食性に劣るが、表面処理を施し、一体型のフロントやテンプルに使用
	マグネシウム合金	- 実用合金中、最軽量、比重は1.8 (アルミの2/3) - 振動吸収性にも優れ、スポーツタイプ向け
樹 脂	セルロイド	「セル枠」の名の由来となっている材料 - 加工性や着色性に優れているが、紫外線で黄変し、180℃で発火するため、現在ではほとんど使用されなくなった
	アセテート	- 現在、「セル枠」に使用される材料の主流 - セルロイドより若干、弾力性に劣るが、燃え難いのが利点
	セルローズプロピオネート	- 主に成型による枠・部品として使用される - アセテートよりややキズつきやすいが表面処理が可能
	ポリアミド樹脂	- 成型材料として用いられる - 強度が高く、弾性域も広いとため、主に芯金の入らないテンプルに使用
天然素材	べっ甲	- ウミガメの一種タイマイの甲羅で、主成分はたんぱく質。ワシントン条約により取引が禁止 - 軽量に加え、肌触り、質感、色合いと艶から、最高級メガネフレーム
	竹・木材	軽量、良好な肌触り

眼鏡 棒 用 語

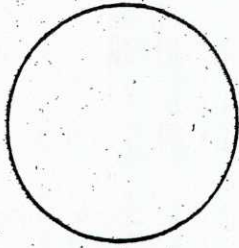
眼鏡光学出版 平成 17 年 10 月発行 眼鏡用語辞典 (抄)

フレーム各部の名称 Combination B type



玉型の種類

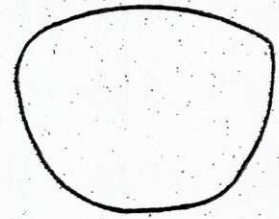
名 称	形 状
対 称 型	玉型の幾何学中心を通る水平基準線または垂直基準線に対して上下または左右が同じ形状の玉型
非 対 称 型	玉型の幾何学中心を通る水平基準線または垂直基準線に対して上下または左右の形状が違ふ玉型
楕 円 型	平面内の2点からの距離が一定である点の軌跡が作る玉型
円 型	幾何学中心を中心とし一つの半径で構成される円の玉型 (ラウンド)
角 型	四角形に近い形状 (フラット)
ウ エ リ ン ト ン 型	最も一般的な玉型で四角形が基本の形状
ボ ス ト ン 型	三角形を基本にしたもの
フ オ ッ ク ス 型	三角形を基本にしたもの
天 角 ボ ス ト ン 型	ボストン形の上部が角落しされた玉型
ナ ス 型	ボストン形の変形玉型 (エッグ・シェーブ)
下 角 ウ エ リ ン ト ン 型	ウエリントン形の下部が角張っている玉型
レ デ ィ ス 型	女性用玉型の一例
ク イ ー ン 型	女性用玉型
モ ン ロ ー 型	女性用玉型
パ リ ジ ャ ン 型	ウエリントン形とほとんど同じ玉型
パ ン ト ス コ ー プ 型	上部が楕円, 下部が円弧の玉型
メ 型	楕円の変形の玉型
三 角 型	玉型の基本形が三角形で構成される型の総称
多 角 形 型	四角形以上の角を持っている玉型の総称。リムレスの枠に多く用いられている。



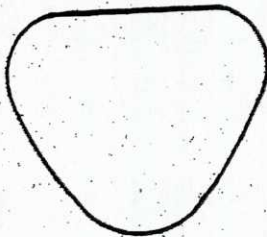
円型
(ラウンド)



フラット



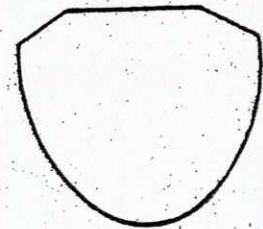
ウエリントン



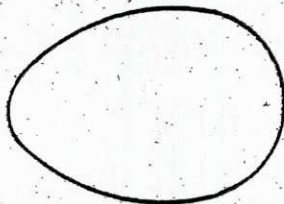
ボストン



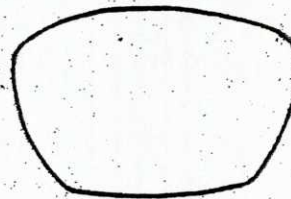
フォックス



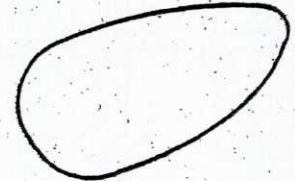
天角
ボストン



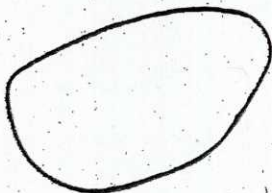
ナス
(エッグ・シェーブ)



下角
ウエリントン



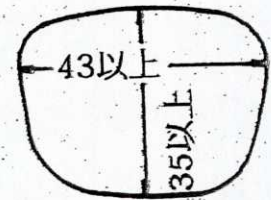
レディス



クイーン



モンロウ

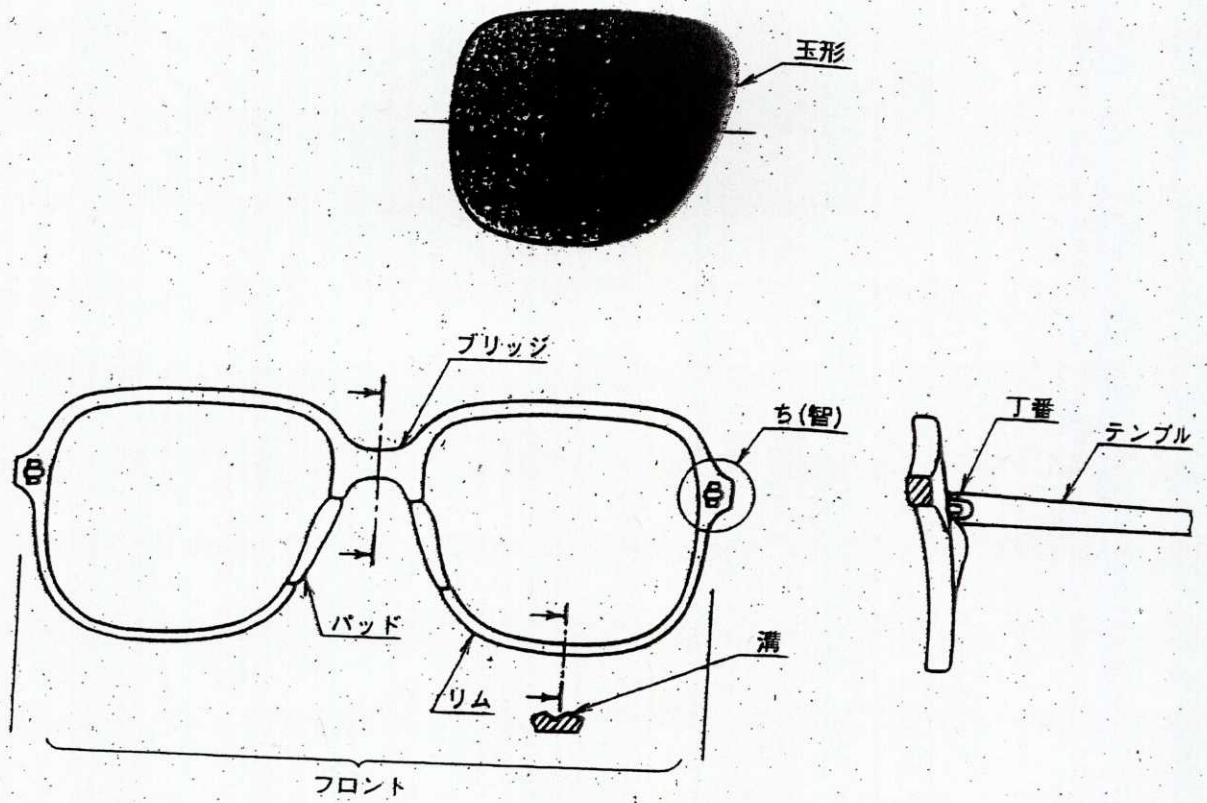


パリジャン型

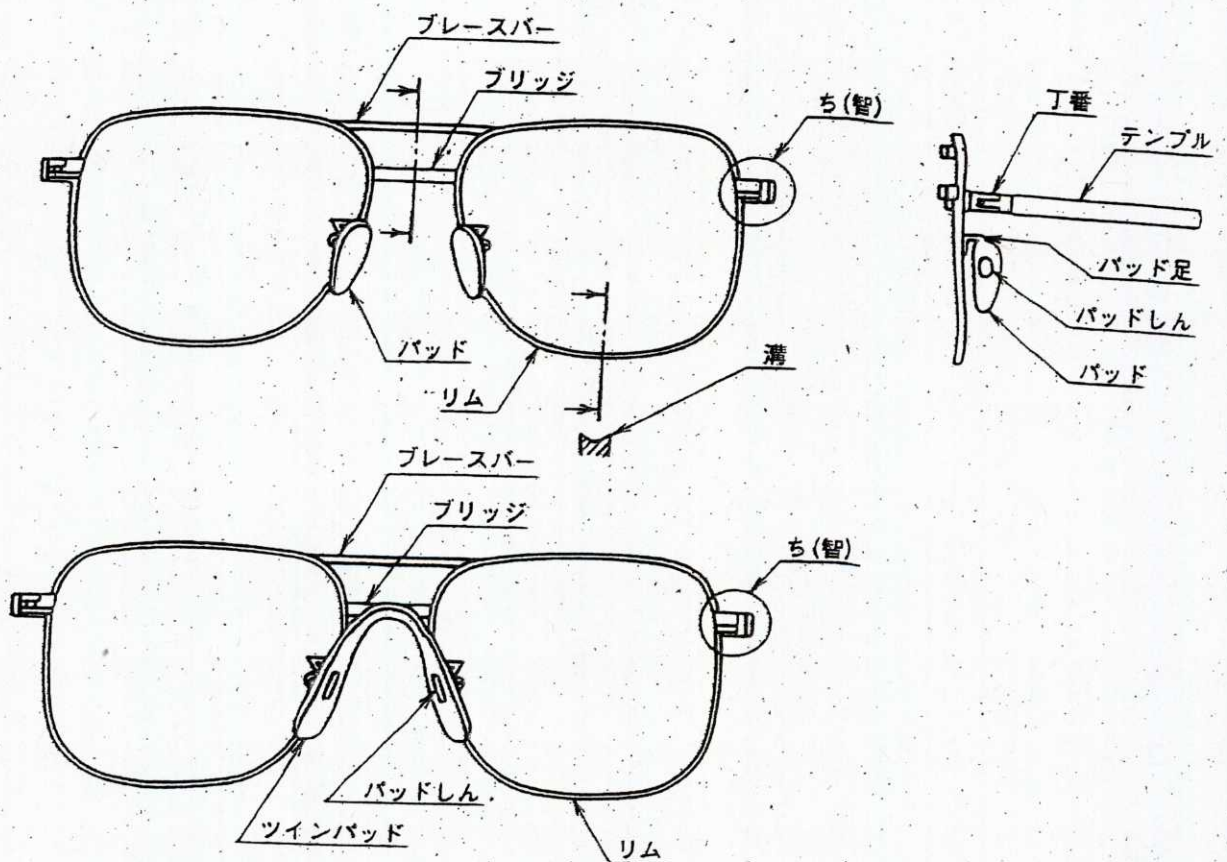


メ型
(アイ・シェーブ)

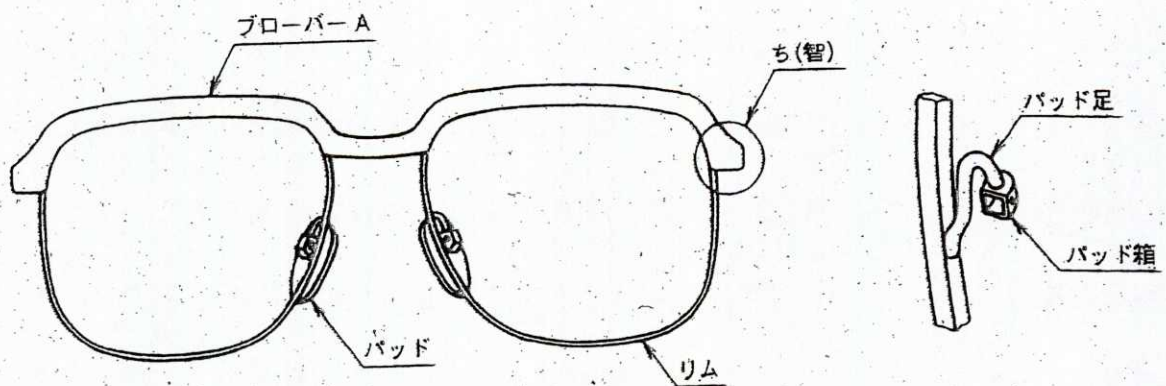
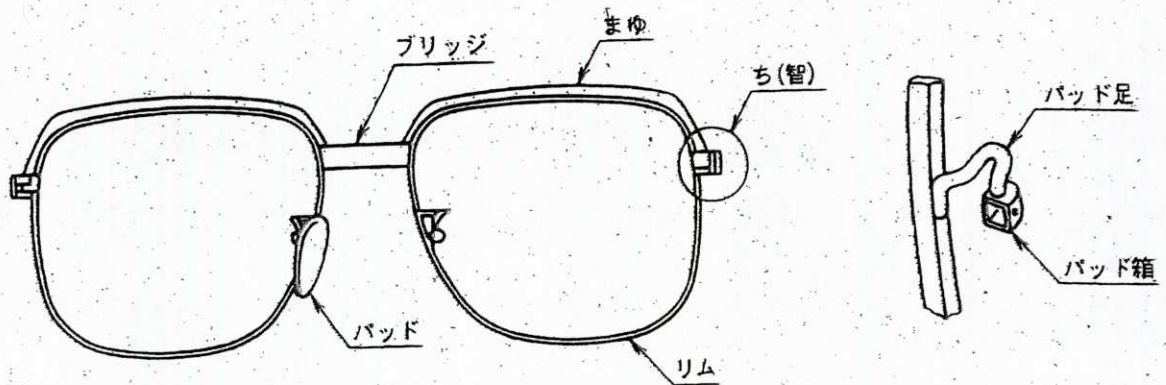
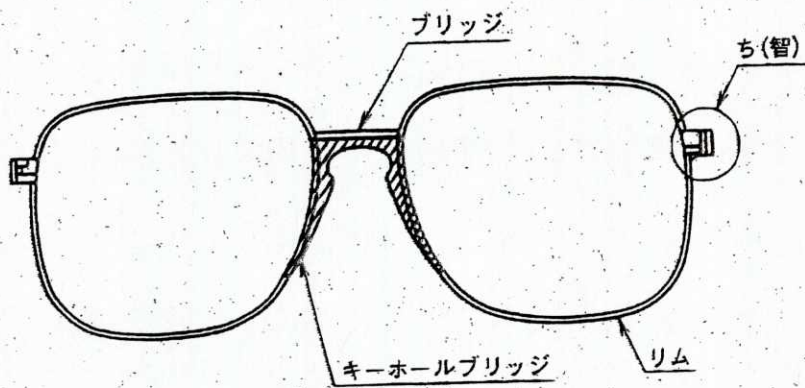
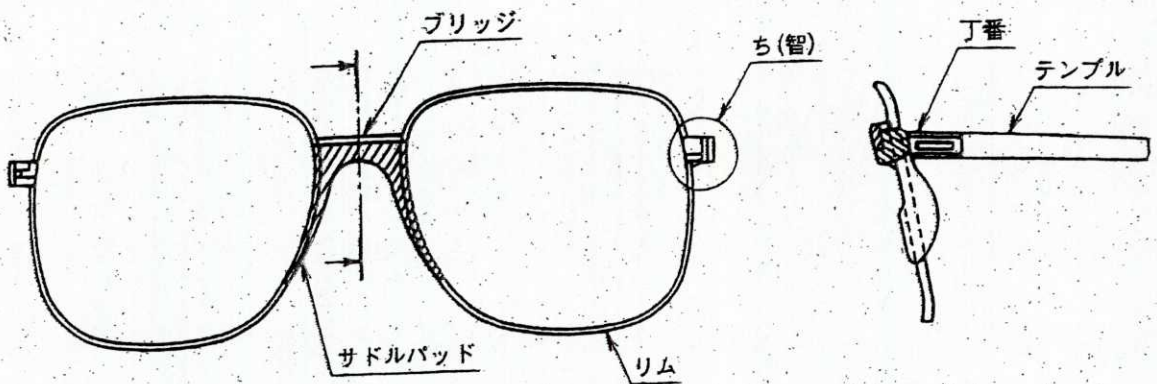
プラスチック枠



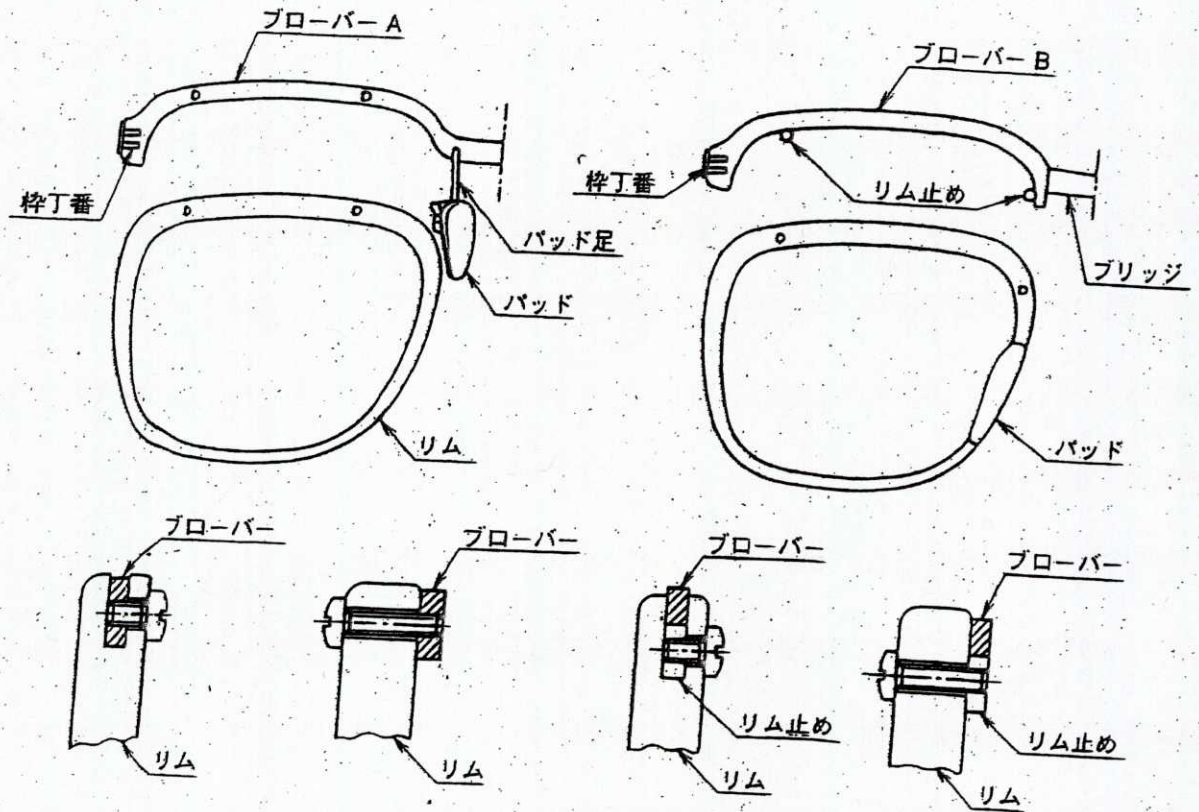
メタル枠



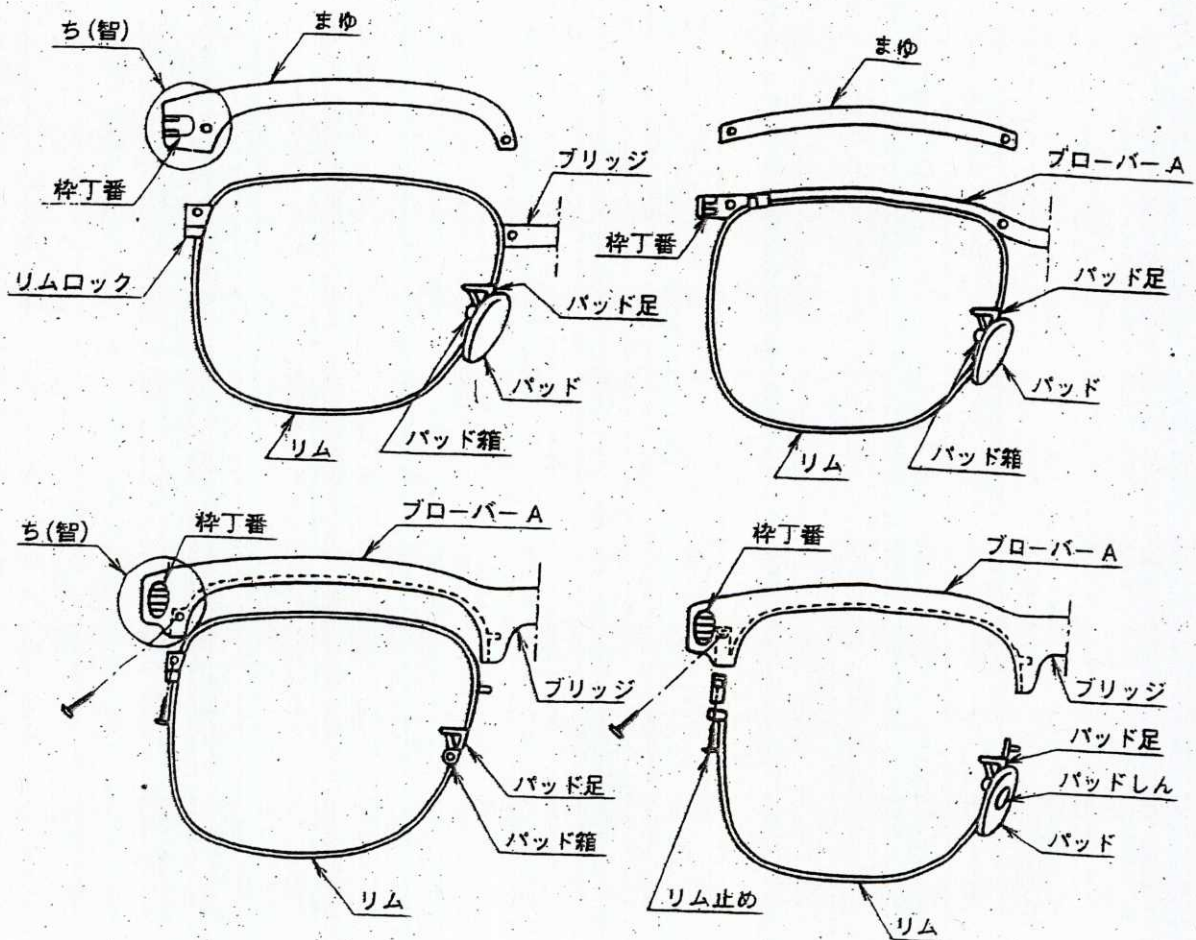
(続き)



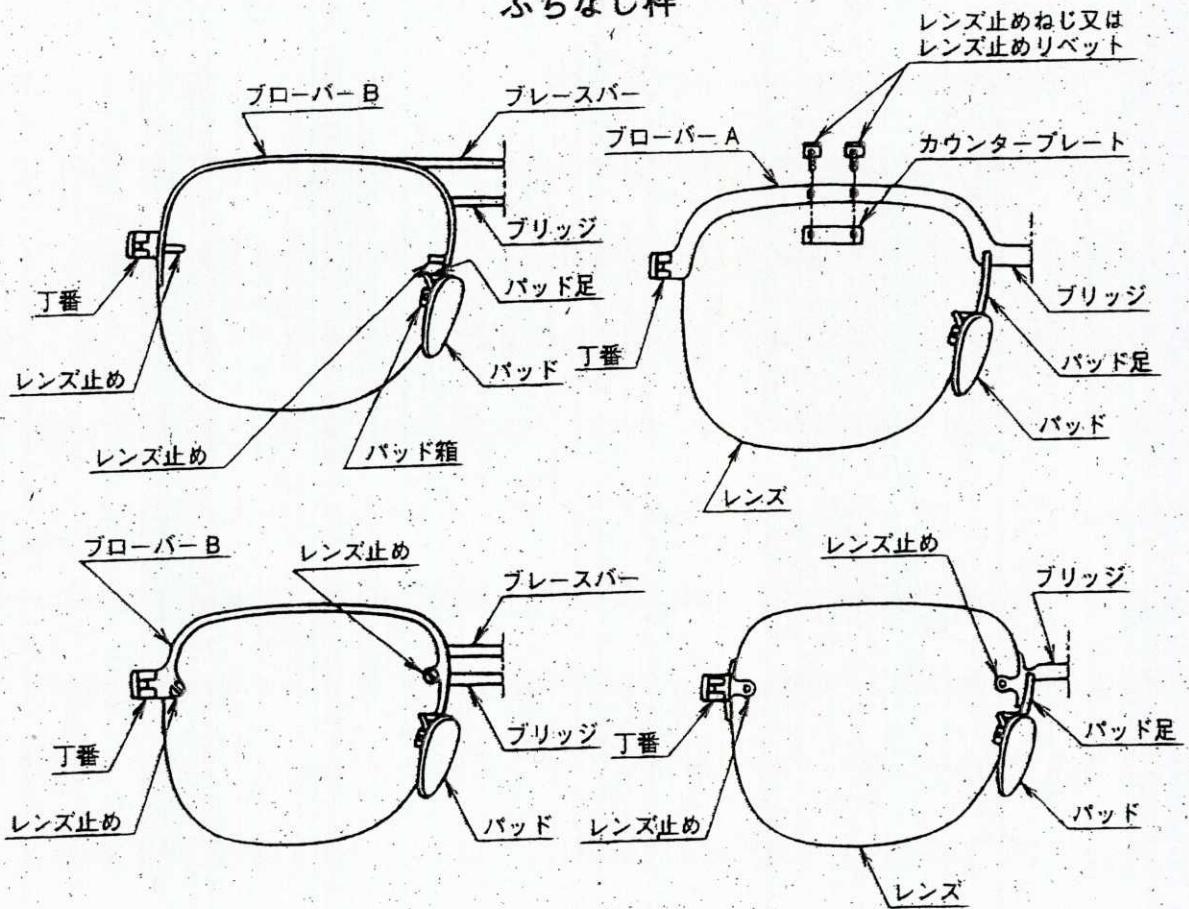
コンビネーション枠 A



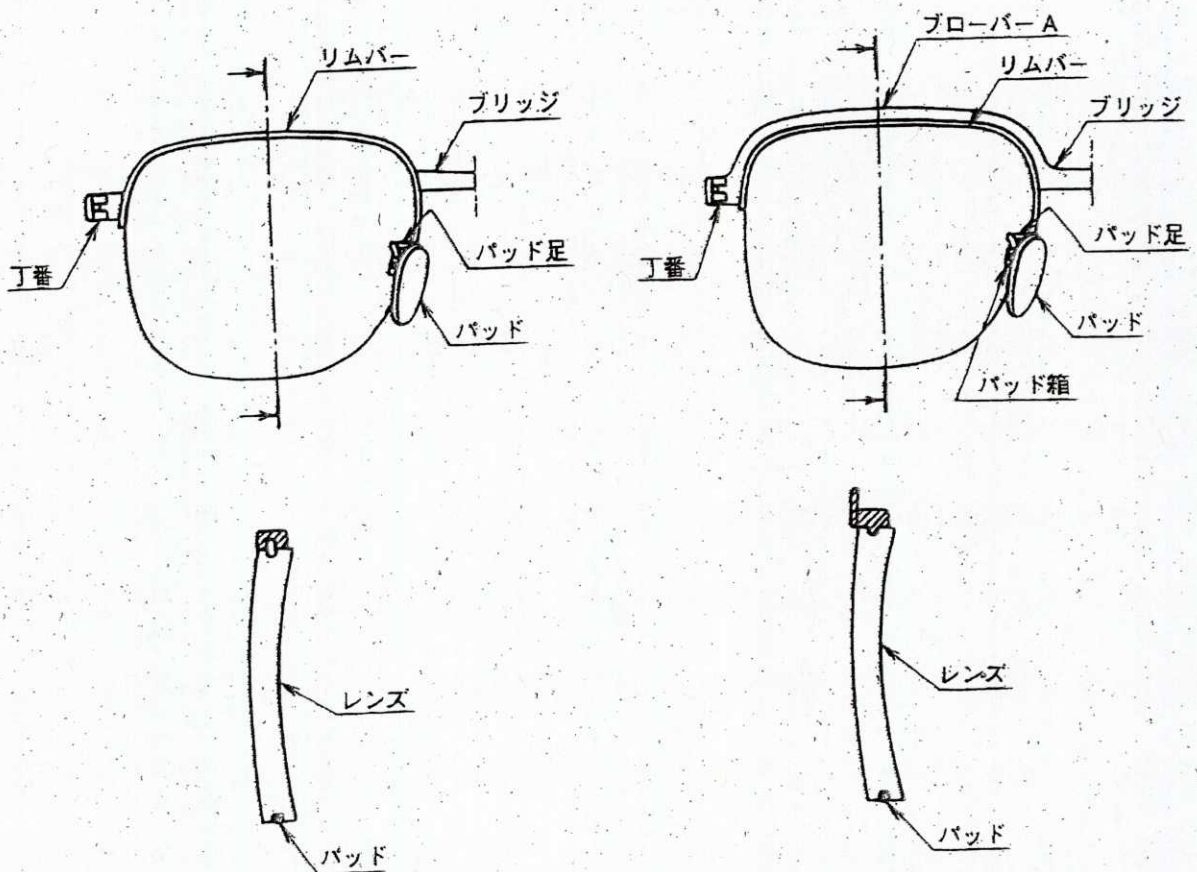
コンビネーション枠 B



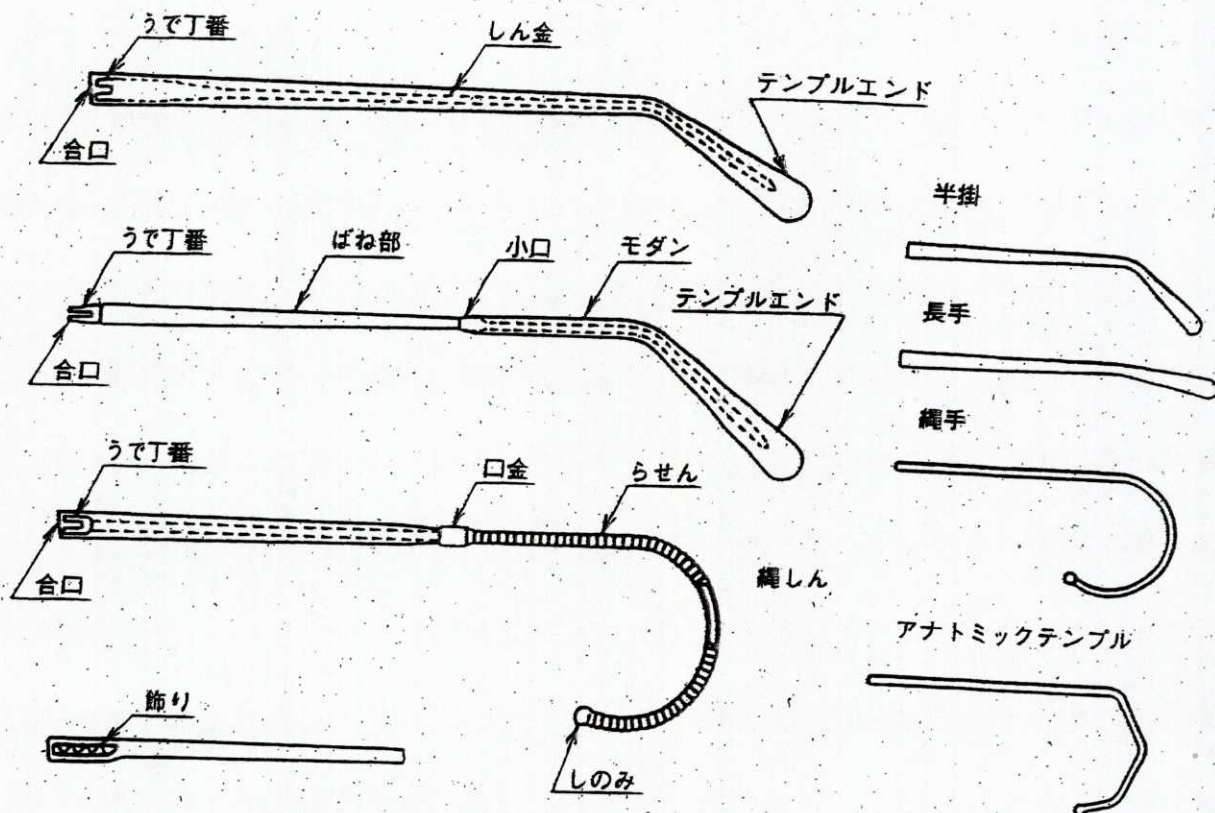
ふちなし枠



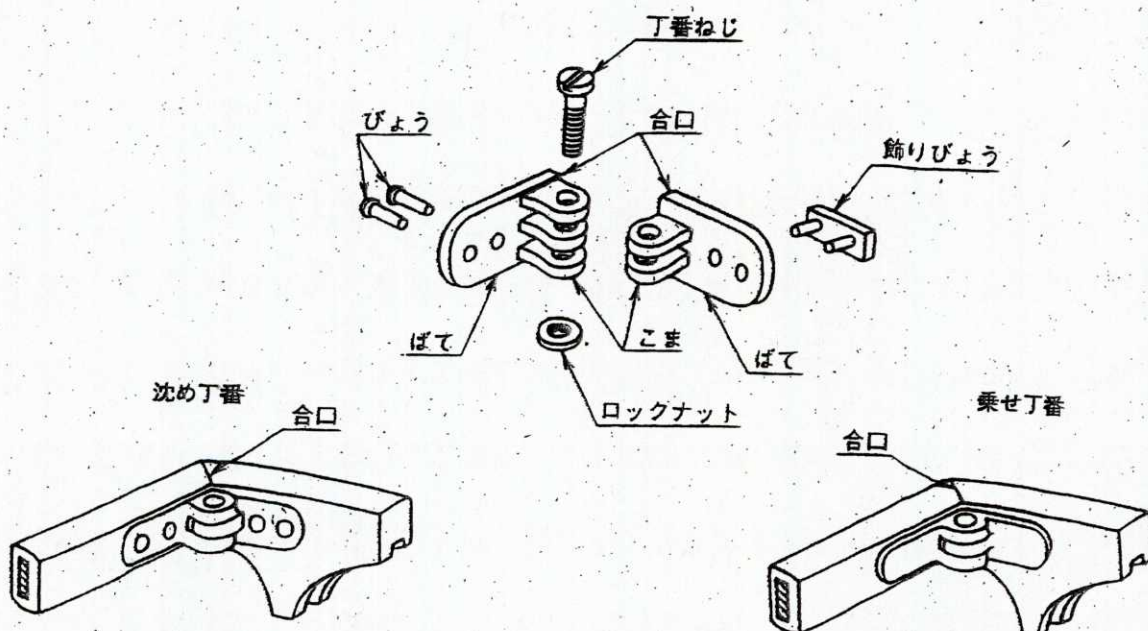
溝掘り枠



テンプルの種類

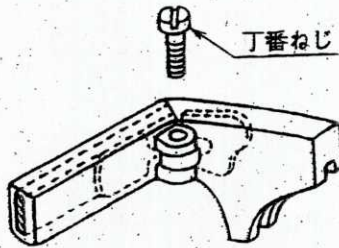


丁番の種類

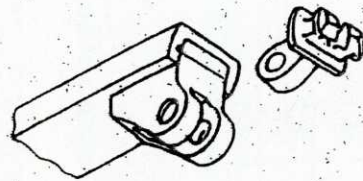


(続き)

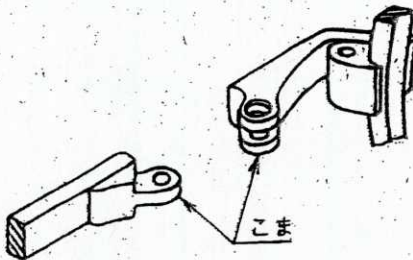
隠し丁番



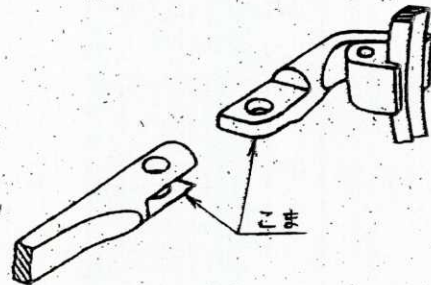
埋込み丁番



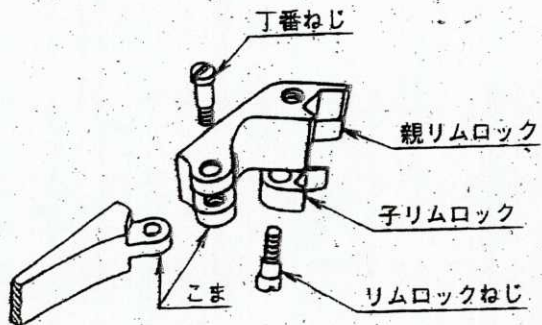
とも丁番



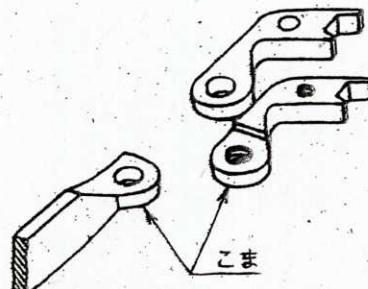
とも丁番



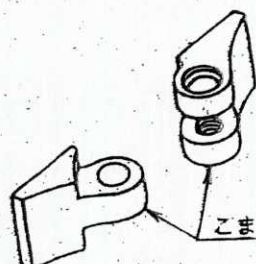
ブロック丁番



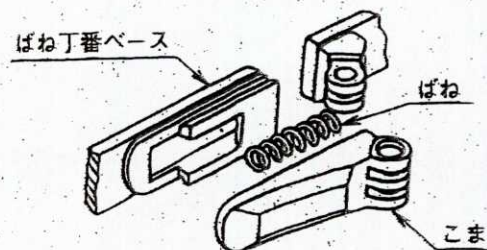
合わせ丁番



ろう付け丁番

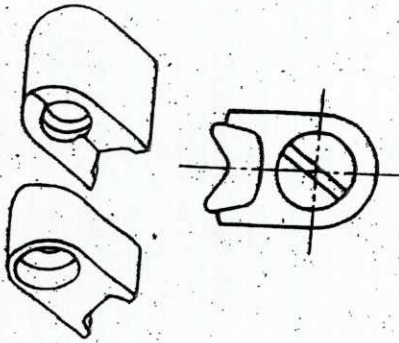


ばね丁番

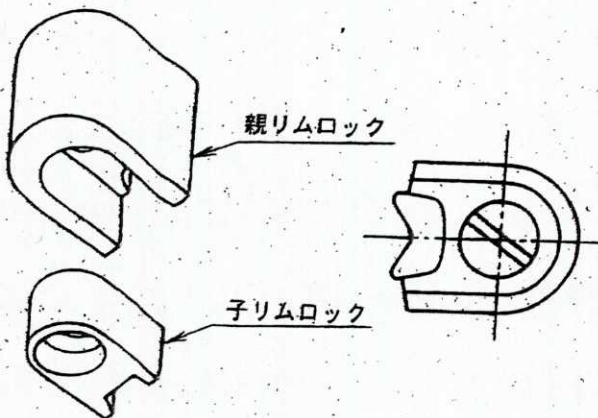


リムロックの種類

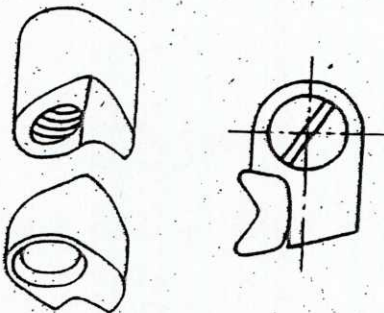
横リムロック



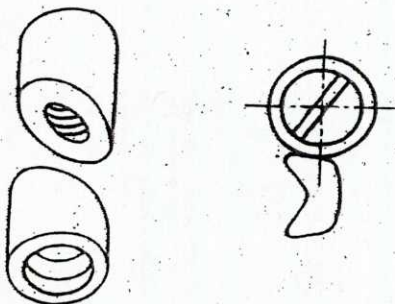
親子リムロック



縦リムロック



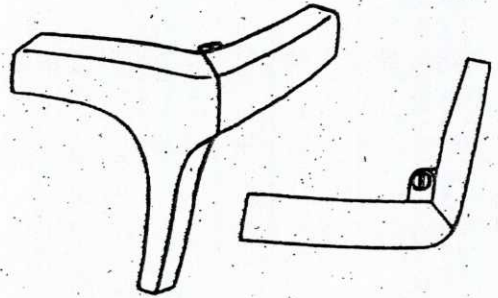
パイプリムロック



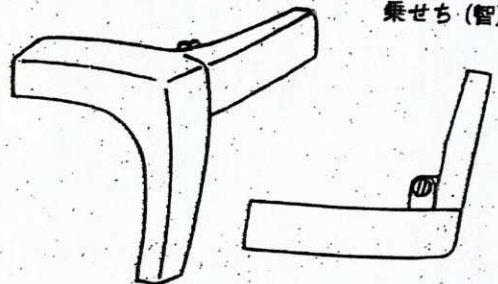
ち (智) の種類

(プラスチック枠)

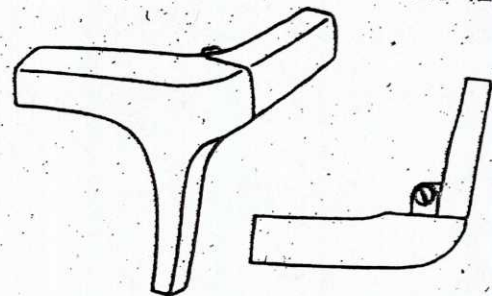
合わせち (智)



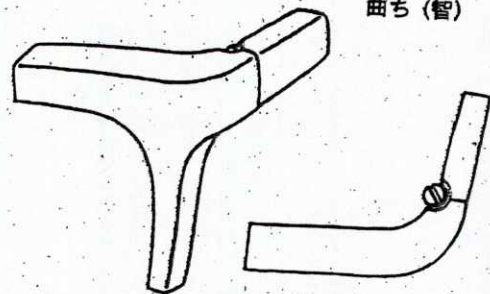
乗せち (智)



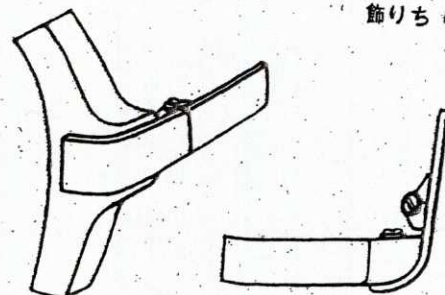
半曲ち (智)



曲ち (智)

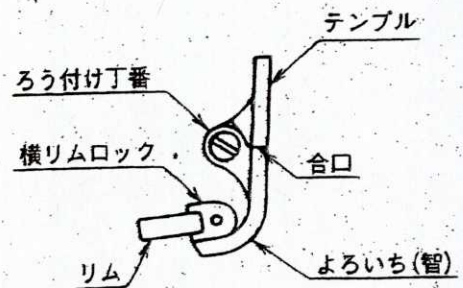
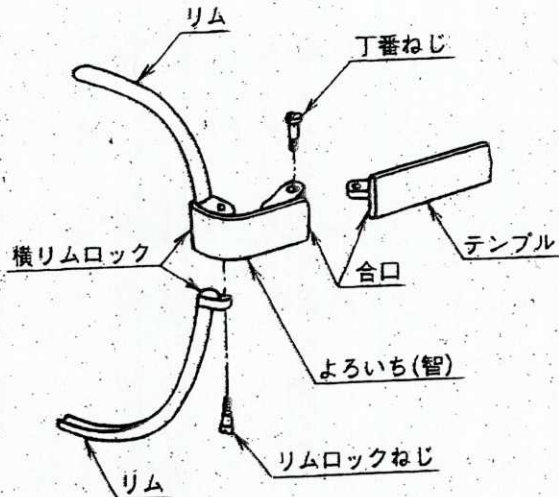


飾りち (智)

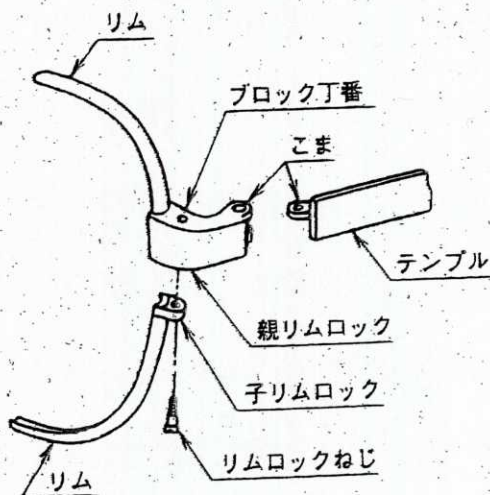


ち (智) の種類 (メタル粹)

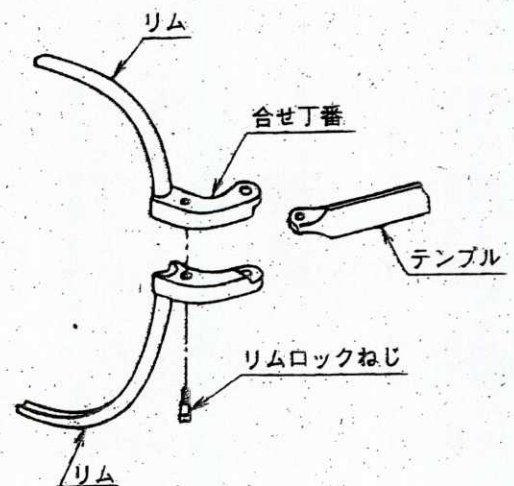
よろいち (智)



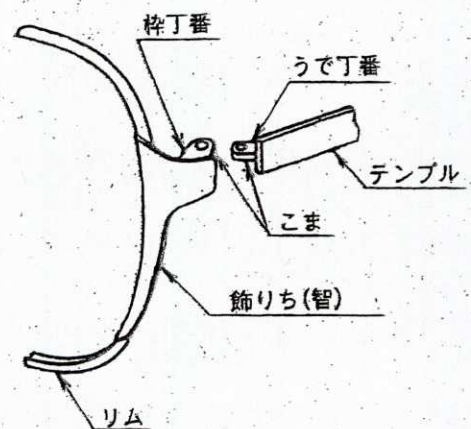
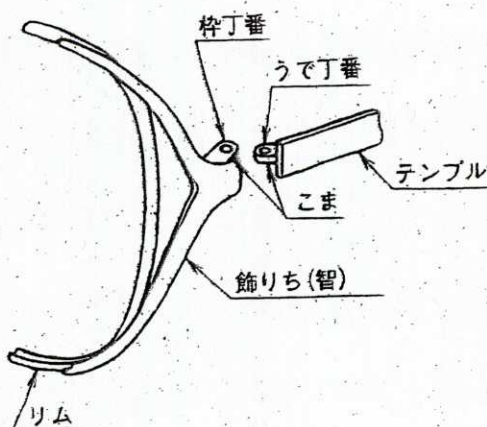
一箇ち (智) (ブロック丁番)



割りち (智) (合せ丁番)



飾りち (智)



福井県最低賃金の推移

単位(円)、(%)

	時間額(円)	引上げ額(円)	引上げ率(%)	発効年月日
平成19年	659	10	1.54	19.10.19
平成20年	670	11	1.67	20.10.22
平成21年	671	1	0.15	21.10.1
平成22年	683	12	1.79	22.10.21
平成23年	684	1	0.15	23.10.1
平成24年	690	6	0.88	24.10.6
平成25年	701	11	1.59	25.10.13
平成26年	716	15	2.14	26.10.4
平成27年	732	16	2.23	27.10.1
平成28年	754	22	3.01	28.10.1
平成29年	778	24	3.18	29.10.1
平成30年	803	25	3.21	30.10.1
令和 元年	829	26	3.24	01.10.4
令和 2年	830	1	0.12	02.10.2
令和 3年	858	28	3.37	03.10.1
令和 4年	888	30	3.50	04.10.2

県眼鏡関連統計

眼鏡産地概要

・全国における本県産地の位置

品目別(従業者4人以上)都道府県別出荷額【2020年 工業統計 確報】

眼鏡枠	金額	シェア %	眼鏡	金額	シェア %
福井県	47,297	94.7	福井県	1,802	54.2
その他	2,665	5.3	その他	1520	45.8
計	49,962	100.0	計	3,322	100.0

※眼鏡=サングラス、老眼鏡

百万円

レンズ	金額	シェア %
愛知県	17,594	26.1
福井県	10,746	15.9
岐阜県	9,684	14.4
大阪府	1,709	2.5
その他	27,757	41.1
計	67,490	100.0

・品目別出荷額等(従業者4人以上)【福井県の工業2020年 確報】

品目	眼鏡枠	眼鏡	レンズ	部分品	賃加工	計
出荷額	4,729,748	180,219	1,074,648	664,907	637,563	7,287,085
割合	64.9%	2.5%	14.7%	9.1%	8.8%	100%

万円

・福井県眼鏡(枠を含む)製造業(従業者4人以上)の推移(人、百万円、%)【福井県の工業 2019年

	事業所数	前年比	従業者数	前年比	製造品出荷額等	前年比	(H4を100)
平成4年	336		7,037		116,625		100.0
平成6年	303		6,599		100,607		86.3
平成9年	352		6,530		104,559		89.7
平成11年	420		7,804		113,650		97.4
平成13年	375		6,933		98,933		84.8
平成14年	330	▲ 12.0	6,186	▲ 10.8	83,791	▲ 15.3	71.8
平成15年	324	▲ 1.8	5,983	▲ 3.3	79,077	▲ 5.6	67.8
平成16年	289	▲ 10.8	5,671	▲ 5.2	77,359	▲ 2.2	66.3
平成17年	291	0.7	5,499	▲ 3.0	73,413	▲ 5.1	62.9
平成18年	254	▲ 12.7	5,198	▲ 5.5	71,112	▲ 3.1	61.0
平成19年	238	▲ 6.3	5,026	▲ 3.3	73,151	2.9	62.7
平成20年	256	7.6	5,030	0.1	74,789	2.2	64.1
平成21年	218	▲ 14.8	4,361	▲ 13.3	59,776	▲ 20.1	51.3
平成22年	213	▲ 2.3	4,274	▲ 2.0	55,648	▲ 6.9	47.7
平成23年	234	9.9	4,130	▲ 3.4	52,194	▲ 6.2	44.8
平成24年	207	▲ 11.5	4,212	2.0	54,337	4.1	46.6
平成25年	196	▲ 5.3	4,207	▲ 0.1	56,989	4.9	48.9
平成26年	194	▲ 1.0	4,305	2.3	59,083	3.7	50.7
平成28年	184	▲ 5.2	4,477	4.0	55,034	▲ 6.9	47.2
平成29年	176	▲ 4.3	4,398	▲ 1.8	55,203	0.3	47.3
平成30年	173	▲ 1.7	4,631	5.9	55,843	1.2	47.9
令和元年	169	▲ 2.3	4,423	▲ 4.5	66,725	19.5	57.2

平成8年より新たに眼鏡用金属部品の溶接加工を追加。平成10年は調査対象企業を拡大。

平成19年に従業者4人以上の調査対象事業所を精査、調査項目を変更(転売を追加等)。

平成19年における日本標準産業分類の改訂に伴い、平成20年調査から、「精密機械器具製造業」は分割し、「業務用機械器具製造業」と「その他の製造業」へ移設(細分類「眼鏡(枠を含む)」は、「その他の製造業」へ)。

平成28年調査(27年数値)は経済センサツ活動調査により工業統計調査は実施していない。

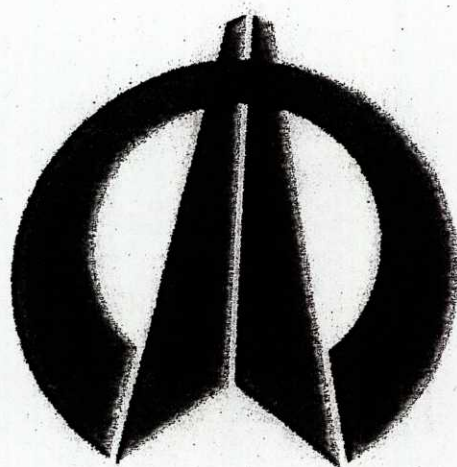
・主な輸出先 2019年【福井県の貿易 眼鏡類(枠、眼鏡、レンズ、部品)】

国・地域名	輸出金額(千円)	構成比(%)	前年順位
① 米国	6,184,986	27.6	1
② イタリア	2,983,890	13.3	2
③ 中国	2,386,565	10.7	3
合計	22,387,269		

・主な輸入先 2019年【福井県の貿易 眼鏡類(枠、眼鏡、レンズ、部品)】

国・地域名	輸入金額(千円)	構成比(%)	前年順位
① 中国	3,127,700	67.3	1
② 韓国	710,963	15.3	2
③ 香港	408,070	8.8	3
合計	4,644,013		

商工業・労働・観光・交通の概要



鯖 江 市

令和4年8月現在

(3) 眼鏡

フレームを中心とする本市の眼鏡製造は、1905年に農閑期工業として導入された。産地として大きく成長したのは、昭和30年代以降。戦後の高度経済成長により眼鏡の需要も急増したことから、産地企業は製造の自動化等により生産効率を追求するとともに、品質向上と技術開発に力を注いできた。その結果、1980年代には世界で初めてチタン金属による眼鏡フレームの製造技術の確立に成功。その後もチタン合金等の新素材開発に代表される品質重視の「ものづくり」に取り組んできた結果、眼鏡枠で、国内の約9割の生産シェアを持つまでに成長した。今や高品質産地として、デザイン力とブランド力を持つイタリアと、低コストでの大量生産を得意とする中国とともに、世界的産地の一角を担っている。その一方で、バブル経済崩壊以降の国内不況に加え、低コストで大量生産が可能な東アジア地域の台頭などで産地は大変厳しい状況に置かれている。そのため、世界最大級の眼鏡見本市ミッド展（伊・ミラノ）をはじめとする国際見本市に積極的に出展することで、海外製品には真似できない日本製品を全世界にアピールしている。また「作るだけの産地から」「作って売る産地」の実現に向けて（一社）福井県眼鏡協会は、平成22年3月にめがね産地のシンボルである「めがね会館」のリニューアルを実施。同施設は、産地鯖江で製造されたメガネ等の購入ができるメガネショップをはじめ、産地の歴史的資料を展示するメガネミュージアム、眼鏡の手作り体験が可能な工房などの機能を備えており、国内唯一の眼鏡産地の産業観光の拠点施設として、年々その認知度が高まっている。

① 眼鏡関係製造品別内訳【従業者4人以上の事業所】

製造品 区分 年次	事業所数			従業者数（人）			製造品出荷額等（万円）		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2
眼鏡、眼鏡枠、眼鏡レンズ（コンタクトレンズを含む）、眼鏡の部分品、眼鏡（賃加工）の合計	185	176	172	3,320	3,539	3,542	5,287,362	5,266,913	6,360,610

H30, R1, R2 : 工業統計調査 調査期日 : 各年6月1日 / R3集計方法変更

② 眼鏡関係製造品別内訳【全事業所】

種別 区分 年次	事業所数				従業者数（人）				製造品出荷額等（万円）			
	H20	H23	H28	増減数 H28-H23	H20	H23	H28	増減数 H28-H23	H20	H23	H28	増減数 H28-H23
完成品製造業	108	130	96	▲34	2,203	2,341	2,239	▲102	3,898,185	3,348,752	4,728,817	1,380,065
主に金属枠製造	71	83	63	▲20	1,944	2,096	1,969	▲127	3,553,911	3,033,369	4,367,129	1,333,760
主にプラスチック製造	27	42	29	▲13	211	228	258	30	252,597	265,691	346,460	80,769
主にコンタクトレンズ製造	10	5	4	▲1	48	17	12	▲5	91,677	49,692	15,228	▲34,464
部品製造業	69	68	65	▲3	814	495	785	290	833,672	502,877	1,074,552	571,675
丁番・ネジ製造業	5	20	10	▲10	162	130	220	90	137,629	118,810	270,450	151,640
その他金属製造業	64	48	55	7	652	365	565	200	696,043	384,067	804,102	420,035
中間加工業	314	283	254	▲29	1,568	1,335	1,311	▲24	1,306,109	1,071,713	1,135,350	63,637
ロー付け加工	64	53	39	▲14	247	179	150	▲29	100,923	76,600	67,732	▲8,868
研磨加工	80	72	75	3	208	174	192	18	84,703	64,978	75,066	10,088
メッキ加工	12	12	15	3	444	406	424	18	741,603	502,136	627,466	125,330
塗装・七宝加工	54	63	49	▲14	290	312	328	16	188,338	288,946	248,014	▲40,932
組立加工	39	52	49	▲3	126	156	131	▲25	63,936	63,276	55,503	▲7,773
その他の中間加工業	65	31	27	▲4	253	108	86	▲22	126,606	75,777	61,569	▲14,208
機械製造業	15	21	18	▲3	103	117	106	▲11	125,404	142,541	144,486	1,927
レンズ製造業（加工含む）	25	17	20	3	620	197	362	165	1,450,189	332,232	676,828	344,596
合 計	531	519	453	▲66	5,308	4,485	4,803	318	7,613,559	5,398,115	7,760,015	2,361,900

H20 : 工業統計調査 調査期日 : 平成20年12月31日 / 鯖江市独自集計、H23 : 経済センサス活動調査 調査期日 : 平成24年2月1日 / 鯖江市独自集計
H28 : 経済センサス活動調査 調査期日 : 平成28年6月1日 / 鯖江市独自集計

028 眼鏡・繊維・漆器の現況

・資料：工業統計調査(各年12月31日現在)
 平成28年は平成28年経済センサス-活動調査
 (鯖江市独自集計)

区分	年次	事業所数		従業者数		製造品出荷額等(万円)	
		従業員4人以上の事業所	全事業所	従業員4人以上の事業所	全事業所	従業員4人以上の事業所	全事業所
眼鏡	平成 29	195	—	3,436	—	5,070,846	—
	30	185	—	3,320	—	5,287,362	—
	令和 元	176	—	3,539	—	5,266,913	—
繊維	平成 26	55	—	1,757	—	3,435,820	—
	28	—	95	—	2,026	—	4,254,625
	29	61	—	1,999	—	4,262,290	—
	30	60	—	1,994	—	4,165,141	—
	令和 元	59	—	2,019	—	4,456,884	—
漆器	平成 26	45	—	425	—	434,823	—
	28	—	211	—	757	—	507,159
	29	42	—	429	—	463,635	—
	30	42	—	444	—	449,156	—
	令和 元	41	—	435	—	456,623	—

(注) 平成28年は平成28年経済センサス-活動調査の数値であり事業所、従業者数は平成28年6月1日現在、出荷額等は平成27年1年間の数値

2019年

(令和元年)

福 井 県 の 貿 易

福 井 県

ジェトロ福井貿易情報センター

●本統計のご利用に当たって

1. 統計の範囲

本統計資料は、2019年(令和元年)1月1日～12月31日の1年間における福井県の輸出入実績について調査・集計したものです。

2. 調査方法

福井県内の企業で輸出入の実績があるとみられる452社に調査用紙を送付し、回答があったものを集計しました(2020年6月～2020年10月実施)。

ただし、下記の輸出品目については、下記の方法により算出した数値を使用し、比率に対しては、0.1%未満を四捨五入しています。

品 目	輸出金額の算出方法
54.人造繊維・織物(長繊維・織物)の輸出金額は、日本全国の輸出金額に福井県の生産量(面積)シェア(%)を乗じて算出した。 「合成繊維織物」はナイロン長繊維とポリエステル長繊維に分類した。	ナイロン長繊維 全国輸出金額：財務省発表普通貿易統計のうち2019年通年の実績値(約252億5,027万円)を採用した。 全国生産量：経済産業省生産動態統計年報 繊維・生活用品統計編の2019年実績値(約1億2,745万平米)を採用した。 福井県生産量：福井県生産動態統計調査年報 繊維・生活用品統計編の2019年実績値(約1,866万平米、全国の14.6%)を採用した。 よって福井県のナイロン長繊維の輸出金額を、 約252億5,027万円×14.6%=36億8,654万円としている。
	ポリエステル長繊維 全国輸出金額：同前実績値(約663億9,546万円)を採用した。 全国生産量：同前実績値(約3億9,613万平米)を採用した。 福井県生産量：同前実績値(約1億5,718万平米、全国の39.7%)を採用した。 よって福井県のポリエステルの輸出金額を、 約663億9,546万円×39.7%=263億5,899万円としている。 ◎統計品目表の変更によりポリエステル長繊維 HSコード540710200(ポリエステルの長繊維の重量が全重量の85%以上のもの)が廃止されたため、算出条件に540710900(ポリエステル長繊維 その他のもの)を追加した。
	「人絹・アセテート織物」はビスコース人絹織物、キュプラ長繊維、アセテート長繊維の3つに分類した。 全国輸出金額：同前ビスコース人絹織物実績値(約12億9,503万円)、キュプラ長繊維実績値(約60億2,688万円)、アセテート長繊維実績値(約119億5,013万円)の合計である約192億7,204万円を採用した。 全国生産量：同前実績値(約4,338万平米)を採用した。 福井県生産量：同前実績値(約2550万平米、全国の58.8%)を採

	用した。 よって福井県の人絹・アセテート織物の輸出金額を、 $192 \text{ 億 } 7,204 \text{ 万円} \times 58.8\% = 113 \text{ 億 } 3,196 \text{ 万円}$としている。
R.眼鏡類の輸出金額 ・眼鏡枠 ・眼鏡(サングラス) ・レンズ ・眼鏡部分品	眼鏡枠 全国輸出金額：財務省発表普通貿易統計のうち2019年通年の「眼鏡フレーム(プラスチック製のもの)」および「眼鏡フレーム(その他の材料製のもの)」の実績値(約179億1,197万円)を採用した。 全国出荷額：経済産業省「令和元年(2019)工業統計表 品目編 データ」のうち「眼鏡枠」(389億4,700万円)を採用した。 福井県生産量：経済産業省「令和元年(2019)工業統計表 品目編 データ」のうち「眼鏡枠」(361億4,600万円、全国の92.8%)を採用した。 よって福井県的眼鏡枠の輸出金額を、 $179 \text{ 億 } 1,197 \text{ 万円} \times 92.8\% = 166 \text{ 億 } 2,230 \text{ 万円}$としている。 眼鏡(サングラス) 全国輸出金額：財務省発表普通貿易統計のうち2019年通年の「サングラス」の実績値(約148億1,002万円)を採用した。 全国出荷額：経済産業省「令和元年(2019)工業統計表 品目編 データ」のうち「眼鏡」(79億8,100万円)を採用した。 福井県出荷額：経済産業省「令和元年(2019)工業統計表 品目編 データ」のうち「眼鏡」(12億8,800万円、全国の16.1%)を採用した。 よって福井県的眼鏡(サングラス)の輸出金額を、 $148 \text{ 億 } 1,002 \text{ 万円} \times 16.1\% = 23 \text{ 億 } 8,441 \text{ 万円}$としている。 レンズ 全国輸出金額：財務省発表普通貿易統計のうち2019年通年の「ガラス製の眼鏡用レンズ」および「その他の材料製の眼鏡用レンズ」の実績値(約113億4,503万円)を採用した。 全国出荷額：経済産業省「令和元年(2019)工業統計表 品目編 データ」のうち「眼鏡レンズ(コンタクトレンズを含む)」(586億7,700万円)を採用した。 福井県出荷額：経済産業省「令和元年(2019)工業統計表 品目編 データ」のうち「眼鏡レンズ(コンタクトレンズを含む)」(116億4,800万円、全国の19.9%)を採用した。 よって福井県のレンズの輸出金額を、 $113 \text{ 億 } 4,503 \text{ 万円} \times 19.9\% = 22 \text{ 億 } 5,766 \text{ 万円}$としている。

	眼鏡部分品 全国輸出金額：財務省発表普通貿易統計のうち2019年通年の「眼鏡の部分品」の実績値(約12億1,789万円)を採用した。 全国出荷額：経済産業省「令和元年(2019)工業統計表 品目編データ」のうち「眼鏡の部分品」(70億5,300万円)を採用した。 福井県出荷額：経済産業省「令和元年(2019)工業統計表 品目編データ」のうち「眼鏡の部分品」(65億300万円、全国の92.2%)を採用した。 よって福井県眼鏡部分品の輸出金額を、 $12\text{億}1,789\text{万円} \times 92.2\% = 11\text{億}2,290\text{万円}$としている。
R.眼鏡類の輸出数量 ・眼鏡枠 ・眼鏡(サングラス) ・レンズ ・眼鏡部分品 日本全国の輸出数量に、全国に対する福井県の出荷額シェア(%)を乗じて算出した。	眼鏡枠 全国輸出数量：輸出額同様、財務省発表普通貿易統計のうち2019年通年の「眼鏡フレーム(プラスチック製のもの)」および「眼鏡フレーム(その他の材料製のもの)」の実績値(約397万個)を採用した。 全国に対する福井県のシェアは、輸出金額算出に用いた数値と同じ。 よって福井県眼鏡枠の輸出数量を $397\text{万個} \times 92.8\% = 368\text{万個}$ としている。 眼鏡(サングラス) 全国輸出数量：輸出額同様、財務省発表普通貿易統計のうち2019年通年の「サングラス」の実績値(約343万個)を採用した。 全国に対する福井県のシェアは、輸出金額算出に用いた数値と同じ。 よって福井県眼鏡(サングラス)の輸出数量を $343\text{万個} \times 16.1\% = 55\text{万個}$ としている。 レンズ 全国輸出数量：輸出額同様、財務省発表普通貿易統計のうち2019年通年の「ガラス製の眼鏡用レンズ」および「その他の材料製の眼鏡用レンズ」の実績値(約1,408万個)を採用した。 全国に対する福井県のシェアは、輸出金額算出に用いた数値と同じ。 よって福井県レンズの輸出数量を $1,408\text{万個} \times 19.9\% = 280\text{万個}$ としている。

	眼鏡部分品 全国輸出数量：輸出額同様、財務省発表普通貿易統計のうち 2019 年通年の「眼鏡の部分品」の実績値(約 1 万 8 千個)を採用した。 全国に対する福井県のシェアは、輸出金額算出に用いた数値と同じ。 よって福井県の眼鏡部分品の輸出数量を $1 \text{ 万 } 8 \text{ 千個} \times 92.2\% = 1 \text{ 万 } 7 \text{ 千個}$としている。
--	--

3. 調査票回収状況

調査用紙を送付した 452 社(2018 年は 479 社)の中で 343 社(同 339 社)から調査票の返送を得ました(調査票回収率 75.9%)。そのうち、輸出入実績のあった有効回答は 244 社(同 250 社)(全回答の 71.1%)であり、その内訳は、輸出のみが 103 社(同 110 社)(有効回答の 42.4%)、輸入のみが 46 社(同 49 社)(同 18.9%)、輸出入両方が 95 社(同 91 社)(同 38.7%)でした。

4. 調査対象の範囲について

本統計調査の中には、商社・問屋等を通じて、海外へ間接的に輸出されているもの、また、間接的に輸入されているものを含みますが、県内事業所等で部分品として生産され、県外事業所で他の機械等に組み込まれ海外へ輸出されているものは、福井県の輸出実績とは言えないため含んでおりません。

5. 表記方法について

本統計資料の表中の金額については、特に断りがない限り、千円単位で表示してあります。また、表中の△印はマイナスを表します。

構成比については、0.1%未満四捨五入です。

I. 2019年(令和元年)の福井県の貿易概況

2019年の福井県の貿易は、輸出は前年(2018年)より7.5%減の2,079億5,511万円、輸入は21.5%減の1,532億3,634万円となった。この結果、輸出超過額は547億1,877円となり、前年の超過額295億119万円に比べ85.5%増加した。

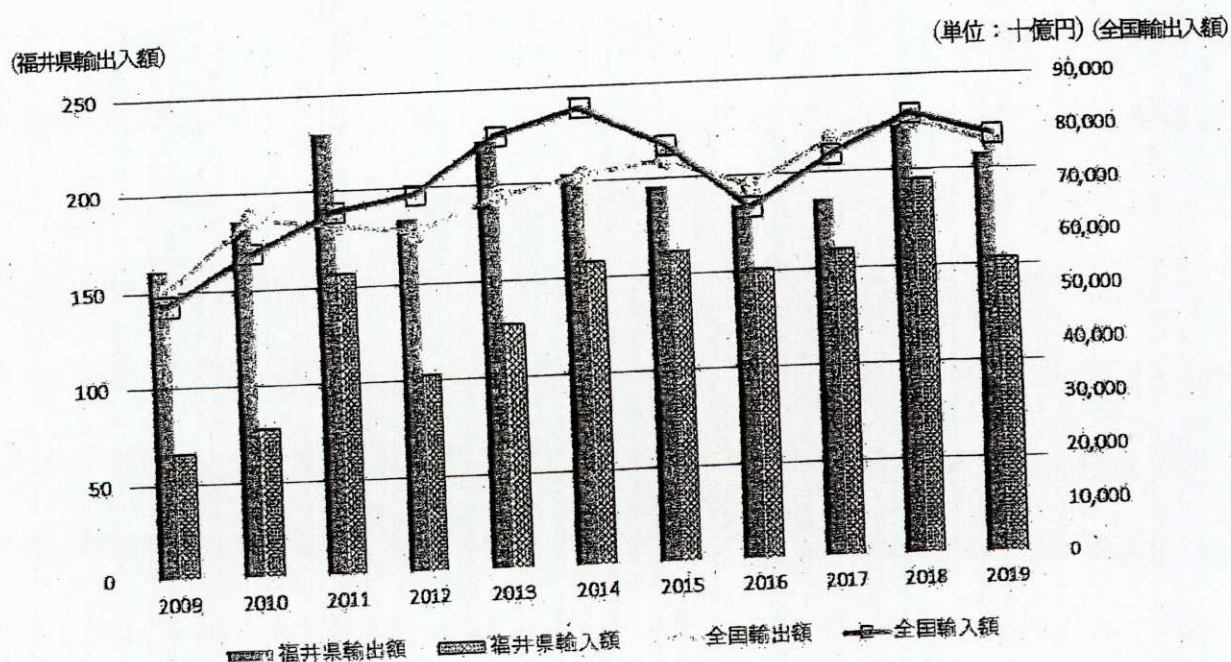
表1-最近の輸出入額の推移

(単位: 千円・%)

年	福井県輸出額		福井県輸入額		貿易収支		全国輸出入額	
	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	全国輸出額	全国輸入額
2009	160,782,400	△ 18.5	66,289,716	△ 30.0	94,492,684	△ 7.7	54,170,614,088	51,499,377,779
2010	185,507,725	15.4	78,334,463	18.2	107,173,262	13.4	67,399,626,696	60,764,956,840
2011	230,101,535	24.0	156,732,578	100.1	73,368,957	△ 31.5	65,546,474,948	68,111,187,178
2012	183,504,966	△ 20.3	103,487,820	△ 34.0	80,017,146	9.1	63,747,572,215	70,688,631,840
2013	223,478,592	21.8	127,875,777	23.6	95,602,815	19.5	69,774,192,950	81,242,545,171
2014	204,322,929	△ 8.6	157,551,120	23.2	46,771,809	△ 51.1	73,093,028,311	85,909,112,733
2015	195,855,832	△ 4.1	161,716,505	2.6	34,139,327	△ 27.0	75,613,928,862	78,405,535,793
2016	183,980,906	△ 6.1	151,196,246	△ 6.5	32,784,660	△ 4.0	70,035,770,383	66,041,973,885
2017	186,130,873	1.2	159,892,668	5.8	26,238,205	△ 20.0	78,286,457,048	75,379,231,107
2018	224,727,984	20.7	195,226,791	22.1	29,501,193	12.4	81,478,752,674	82,703,304,395
2019	207,955,114	△ 7.5	153,236,342	△ 21.5	54,718,772	85.5	76,931,664,915	78,599,509,951

全国輸出入額の出所: 財務省貿易統計

図1-最近の輸出入額の推移



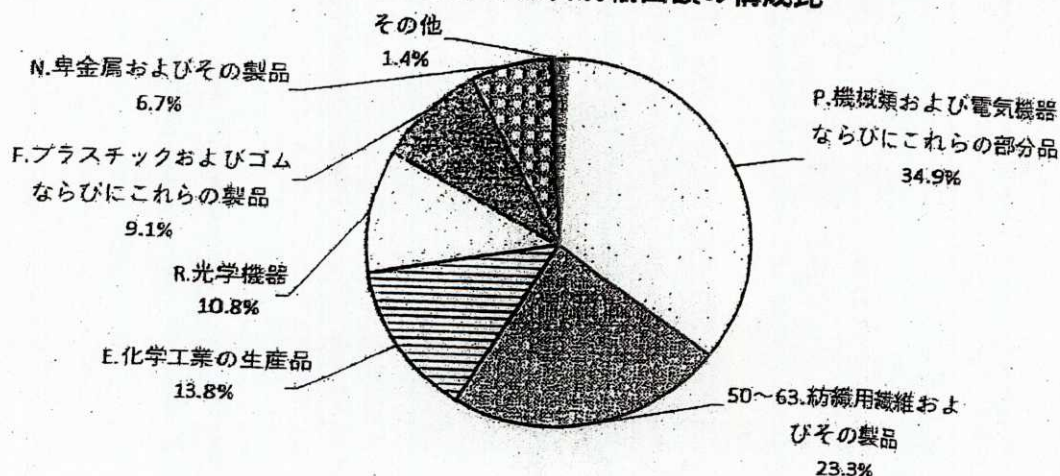
輸出品目別の動向を見ると、前年に比べ輸出額が増加した主な品目は、「50～63.紡織用繊維およびその製品」である。全輸出に占める各品目の割合は、「P.機械類および電気機器ならびにこれらの部分品」、「50～63.紡織用繊維およびその製品」、「E. 化学工業の生産品（無機化学品、有機化学品、医薬品、染料、インキ、化粧品類、洗剤など）」、および「R.光学機器」で82.8%を占める（それぞれ34.9%、23.3%、13.8%、10.8%）。

表2-品目別輸出額と増減額

(単位：千円)

コード	品目	2018年		2019年		増減額
		輸出額	構成比	輸出額	構成比	
A	動物および動物性生産品(肉、魚、甲殻類、軟体動物、農産品およびこれらの調製品)	113,275	0.1%	86,697	0.0%	△26,578
B	植物性生産品(樹木、花、野菜、果実、穀物、茶、たばこなど)	270,831	0.1%	99,542	0.0%	△171,289
C	糖類、飲料、アルコールおよび食酢	222,728	0.1%	220,466	0.1%	△2,262
D	鉱物性生産品(塩、硫黄、セメント、鉱物性燃料など)	71,996	0.0%	60,163	0.0%	△11,833
E	化学工業の生産品(無機化学品、有機化学品、医薬品、染料、インキ、化粧品類、洗剤など)	33,250,771	14.8%	28,731,461	13.8%	△4,519,310
F	プラスチックおよびゴムならびにこれらの製品	23,574,162	10.5%	18,833,825	9.1%	△4,740,337
G	皮革および毛皮ならびにこれらの製品、ハンドバッグ等これらに類する容器	0	0.0%	0	0.0%	0
H	木材およびその製品、木炭、コルク及びその製品並びにこれら、ニス、ニス、その他の植物性材料の製品並びにこれら、織物及び繊維製品	92,099	0.0%	68,323	0.0%	△23,776
J	木材パルプ、繊維工業原料とするその他のパルプ、古紙ならびに紙および紙類ならびにこれらの製品	180,344	0.1%	140,047	0.1%	△40,297
50～63	紡織用繊維およびその製品	46,760,990	20.8%	48,428,772	23.3%	1,667,782
K	農産物、種子、つえ、および農産物、羽毛製品、造花並びに人型製品	2,299	0.0%	2,299	0.0%	0
L	石、セメント、陶磁器製品、ガラスおよびその製品	553,575	0.2%	654,151	0.3%	100,576
M	天然または養殖の真珠、貴石、貴金属、およびその貨幣	0	0.0%	0	0.0%	0
N	卑金属およびその製品	13,408,831	6.0%	13,914,193	6.7%	505,362
P	機械類および電気機器ならびにこれらの部分品	77,439,436	34.5%	72,672,976	34.9%	△4,766,460
Q	車両、航空機、船舶および輸送機器関連品	659,250	0.3%	873,902	0.4%	214,652
R	光学機器(眼鏡、眼鏡フレーム、眼鏡レンズ、眼鏡部分品)	27,533,772	12.3%	22,387,269	10.8%	△5,146,503
S	精密機器、楽器並びにこれらの部分品	534,871	0.2%	719,399	0.3%	184,528
T	家具、寝具、クッションその他詰め物をした物品、玩具および運動用具ならびに部分品、美術品および骨董	58,754	0.0%	61,629	0.0%	2,875
	合計	224,727,984	100.0%	207,955,114	100.0%	△16,772,870

図2-2019年品目別輸出額の構成比



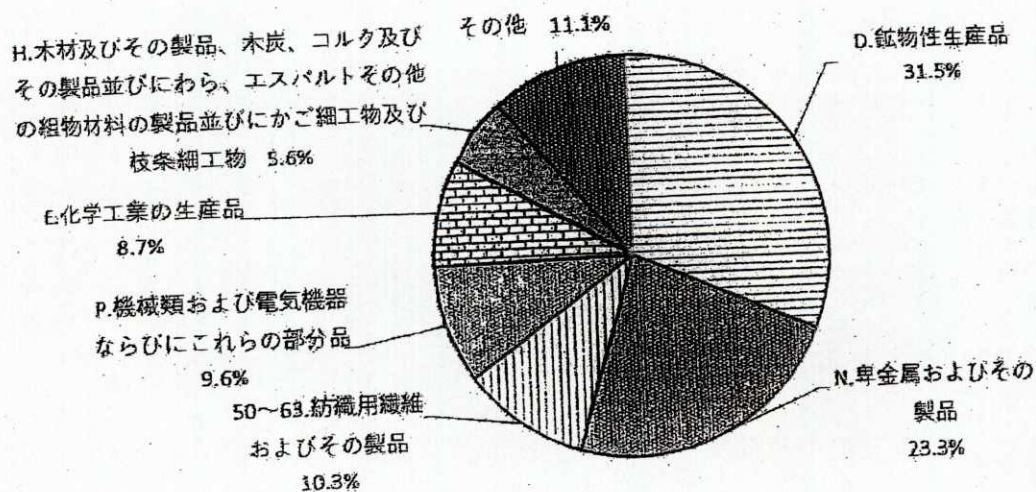
輸入品目別の動向を見ると、前年に比べ輸入額が増加した主な品目は、「T. 家具、寝具、クッションその他詰め物をした物品、玩具および運動用具ならびに部分品、美術品および骨董」であり、逆に減少した主な品目は、「D. 鉱物性生産品（塩、硫黄、セメント、鉱物性燃料など）」などである。

表3-品目別輸入額と増減額

(単位：千円)

コード	品目	2018年		2019年		増減額
		輸入額	構成比	輸入額	構成比	
A	動物および植物性生産品(動物、肉、魚、甲殻類、軟体動物、酪農品およびこれらの製成品)	4,455,692	2.3%	4,423,790	2.9%	△31,902
B	植物性生産品(樹木、切花、野菜、果実、穀物、茶、たばこなど)	387,310	0.2%	323,992	0.2%	△63,318
C	糖類、飲料、アルコールおよび食酢	224,461	0.1%	322,364	0.2%	97,903
D	鉱物性生産品(塩、硫黄、セメント、鉱物性燃料など)	65,899,069	33.8%	48,235,128	31.5%	△17,663,941
E	化学工業の生産品(無機化学品、有機化学品、医薬品、染料、インキ、化粧品類、洗剤など)	16,355,764	8.4%	13,280,013	8.7%	△3,075,751
F	プラスチックおよびゴムならびにこれらの製品	10,329,074	5.3%	5,797,671	3.8%	△4,531,403
G	皮革および毛皮ならびにこれらの製品、ハンドバッグ等これらに類する容器	137,536	0.1%	187,150	0.1%	49,614
H	木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスバルトその他の植物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	10,247,263	5.2%	8,568,727	5.6%	△1,678,536
J	木材パルプ、紙及び紙繊維を原料とするその他のパルプ、古紙ならびに紙および紙類ならびにこれらの製品	144,114	0.1%	80,515	0.1%	△63,599
50~63	紡織用繊維およびその製品	22,646,540	11.6%	15,794,877	10.3%	△6,851,663
K	農産物、種子、つえ、および食用の羽毛、羽毛製品、造花並びに人型製品	86,759	0.0%	51,129	0.0%	△35,630
L	石、セメント、陶磁器製品、ガラスおよびその製品	156,094	0.1%	245,808	0.2%	89,714
M	天然または養殖の真珠、貴石、貴金属、およびその貨幣	0	0.0%	0	0.0%	0
N	卑金属およびその製品	36,329,540	18.6%	35,671,234	23.3%	△658,306
P	機械類および電気機器ならびにこれらの部分品	18,657,228	9.6%	14,639,910	9.6%	△4,017,318
Q	車両、航空機、船舶および輸送機器関連品	114,418	0.1%	82,325	0.1%	△32,093
R	光学機器(眼鏡、眼鏡フレーム、眼鏡レンズ、眼鏡部分品)	8,967,892	4.6%	4,644,013	3.0%	△4,323,879
S	精密機器、楽器並びにこれらの部分品	24,178	0.0%	7,266	0.0%	△16,912
T	家具、寝具、クッションその他詰め物をした物品、玩具および運動用具ならびに部分品、美術品および骨董	63,859	0.0%	880,430	0.6%	816,571
	合計	195,226,791	100.0%	153,236,342	100.0%	△41,990,449

図3-2019年品目別輸入額の構成比



2019年の輸出入額を地域別で見ると、本県の輸出はアジア向けが最も多く全体の65.9%を占めている。以下、北米(17.5%)、欧州(13.3%)、中東(1.6%)の順となっている(図4、後掲の表15)。

また、輸入もアジアが最大の相手先であり、全体の55.8%を占めた。次いで、欧州(14.8%)、北米(6.0%)、オセアニア(6.0%)の順となっている(図4、後掲の表17)。

アジアのうち最も金額が多いのが、輸出では東南アジアで28.0%を占め(表15)、輸入では中国・香港で36.9%を占めている(図4、表17)。

また、地域別輸出入額構成比を10年前の2009年と比較すると、アジアの占める割合は、輸出が6.8%、輸入は21.4%減少している(図5)。

図4-2019年地域別輸出入額の構成比

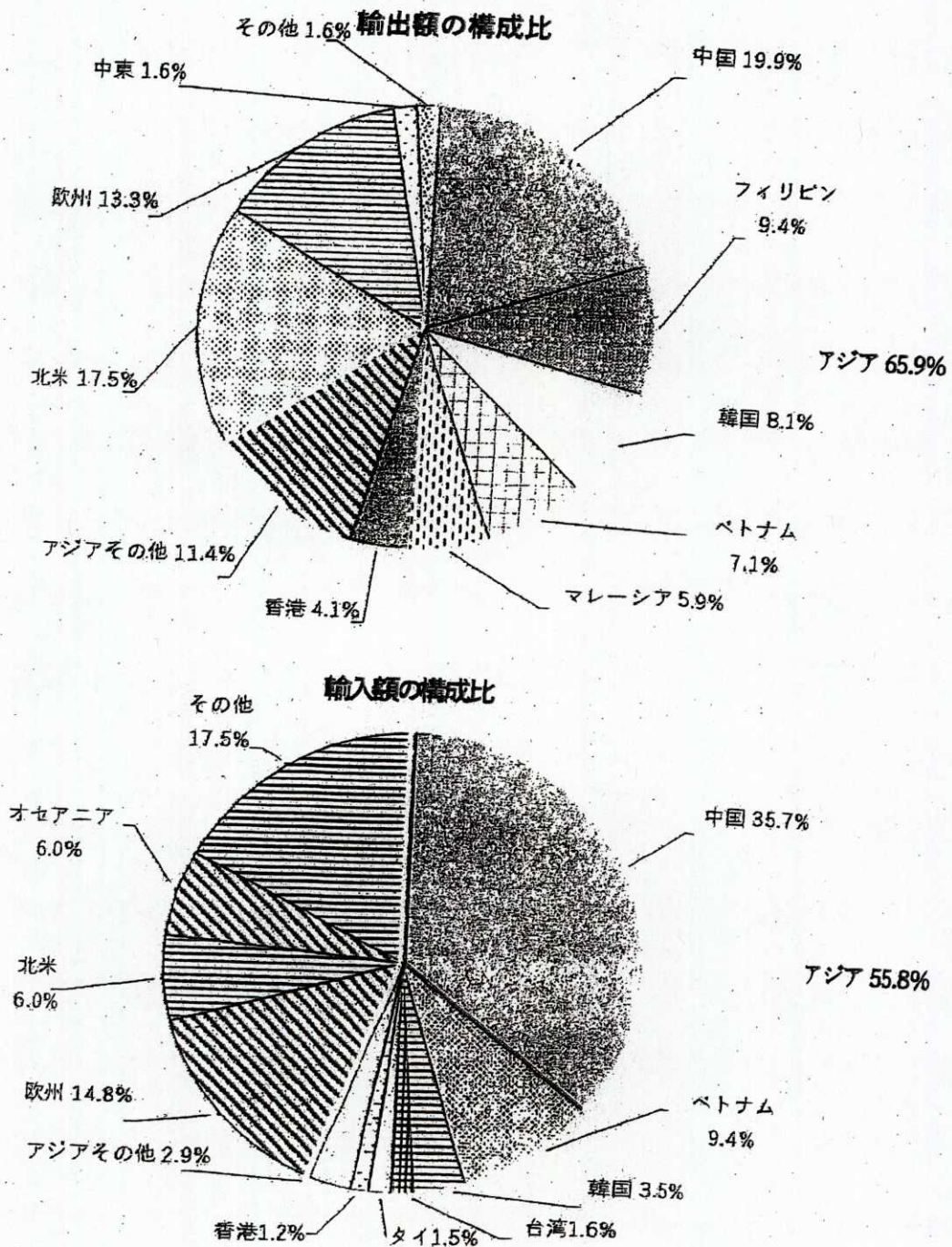
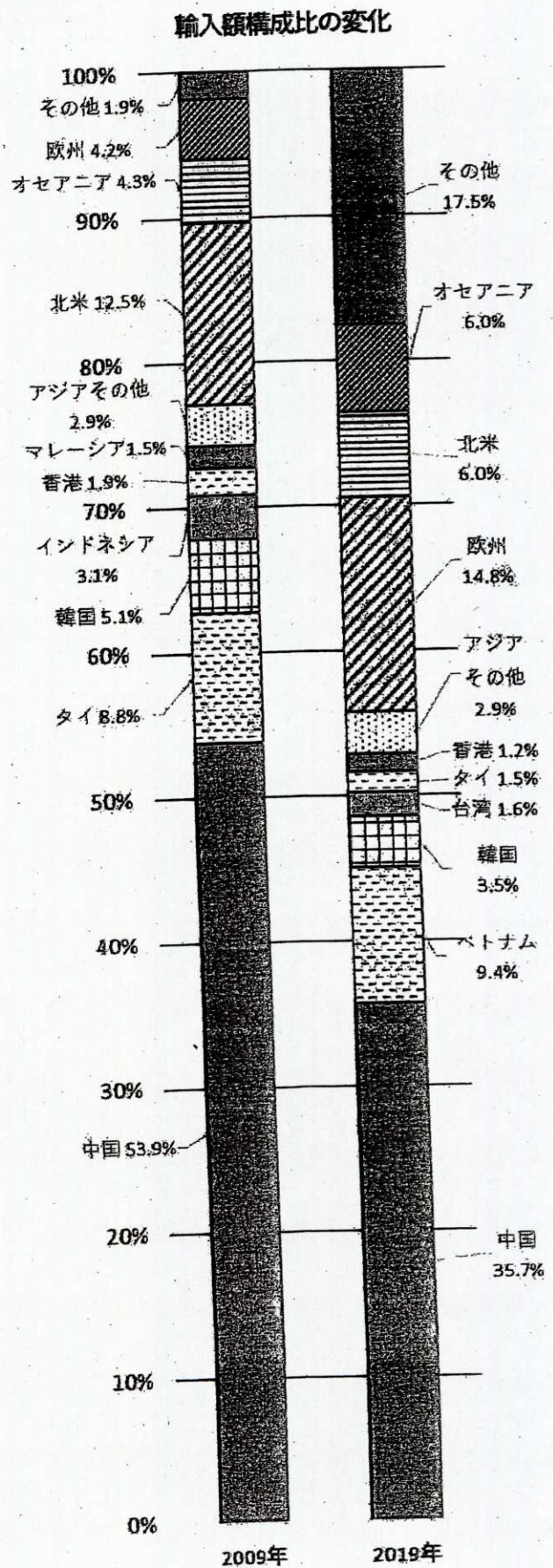
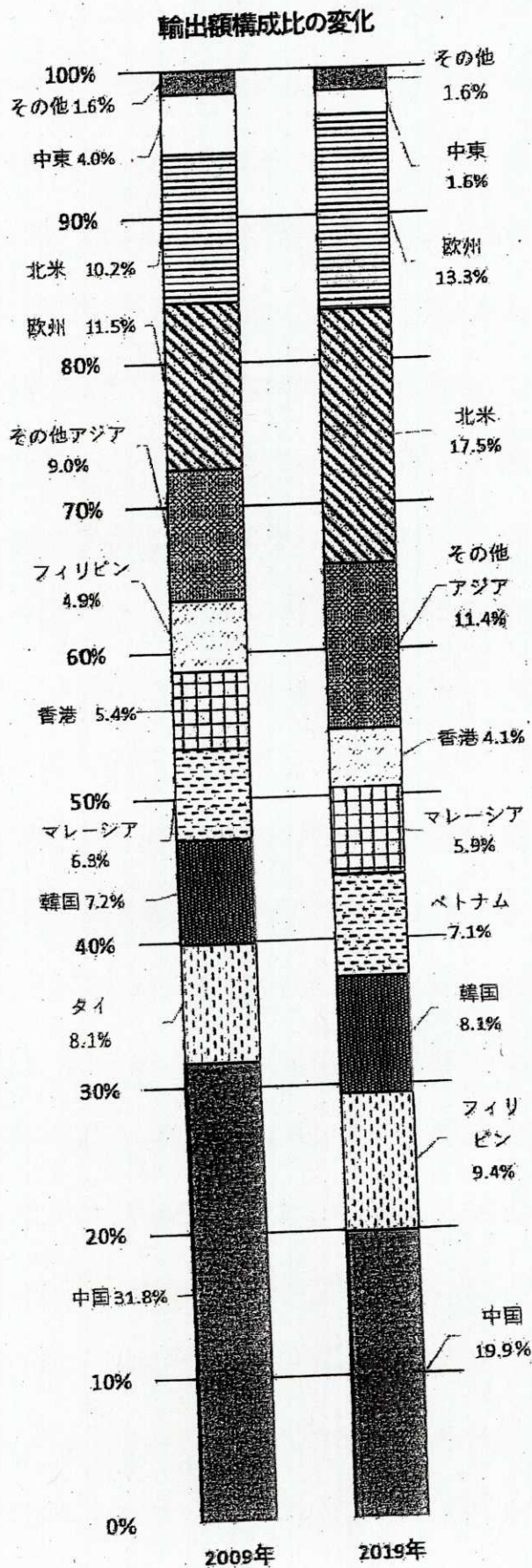


図5-地域別輸出入額構成比の変化



4. 「R.光学機器(眼鏡、眼鏡フレーム、眼鏡レンズ、眼鏡部分品)」

2019年の「R.光学機器(眼鏡、眼鏡フレーム、眼鏡レンズ、眼鏡部分品)」の輸出額は、前年(2018年)に比べ約51億円減少し223億8,727万円となった(表11)。

相手国・地域別の輸出では、米国が61億8,499万円で前年同様1位である。次いで、イタリア、中国、香港と続く(表11)。

品目別では、「R.眼鏡類」眼鏡枠が約17億8,074万円増加し、166億2,230万円、眼鏡(サングラス)は約69億円減少し、23億8,441万円、レンズは約3千万円増加し、22億5,766万円、眼鏡部分品は約6千万円減少し、11億2,290万円であった(表12)。

輸入は約43億2千万円減少し46億4,401万円となった。主要輸入先として、中国のシェアが大きい。(表13)。

表11-「R.眼鏡類」の輸出額上位10カ国・地域

(単位:千円)

順位	2018 順位	国名	2017年	2018年 ①	2019年 ②	増減 ②-①	(参考) 数量(ダース)
1	1	米国	8,142,454	9,121,934	6,184,986	△ 2,936,948	213,988
2	2	イタリア	3,293,687	4,737,826	2,982,890	△ 1,754,936	60,095
3	3	中国	1,475,800	1,943,962	2,386,565	442,603	58,902
4	4	香港	1,454,046	1,717,370	1,939,720	222,350	45,427
5	5	ドイツ	1,532,304	1,649,123	1,653,928	4,805	33,846
6	6	韓国	1,166,695	1,387,336	1,333,160	△ 54,176	26,791
7	8	フランス	683,974	851,347	788,843	△ 62,504	16,655
8	9	デンマーク	726,408	646,268	665,251	18,983	14,190
9	10	台湾	690,044	608,147	555,907	△ 52,240	8,021
10	14	スイス	366,038	409,178	519,503	110,325	7,616
		その他	3,982,154	4,461,281	3,376,516	△ 1,084,765	100,789
合計			23,513,604	27,533,772	22,387,269	△ 5,146,503	586,320

(注)・「R.眼鏡類」とは眼鏡枠・眼鏡(サングラス)・レンズ・眼鏡部分品の合計

・数量(ダース)は眼鏡枠・眼鏡(サングラス)・レンズの合計

・「調査方法」に記述した計算方法で算出した。

表 12- 「R.眼鏡類」の品目別輸出額

(単位：千円)

		2017 年	2018 年 ①	2019 年 ②	増減 ②-①
眼鏡枠		14,604,176	14,841,561	16,622,304	1,780,743
	プラスチック	5,112,700	4,344,896	4,410,757	65,861
	上記以外	9,491,476	10,496,665	12,211,547	1,714,882
眼鏡(サングラス)		5,124,549	9,282,780	2,384,412	△ 6,898,368
レンズ		2,732,373	2,230,186	2,257,658	27,472
	ガラス	123,282	121,150	114,923	△ 6,227
	その他	2,609,091	2,109,036	2,142,735	33,699
眼鏡部分品		1,052,506	1,179,245	1,122,896	△ 56,350
合 計		23,513,604	27,533,772	22,387,269	△ 5,146,503

(注)・「調査方法」に記述した計算方法で算出した数値をまとめたもの

表 13- 「R.眼鏡類」の輸入額上位 10 カ国・地域

(単位：千円)

順位	2018 順位	国名	2017 年	2018 年 ①	2019 年 ②	増減 ②-①
1	1	中国	8,559,138	7,452,205	3,127,700	△ 4,324,505
2	2	韓国	722,562	830,727	710,963	△ 119,764
3	3	香港	390,767	401,361	408,070	6,709
4	4	台湾	344,778	236,235	140,337	△ 95,898
5	-	インドネシア	0	0	90,000	90,000
6	6	イタリア	35,014	16,006	67,816	51,810
7	-	ドイツ	0	0	67,715	67,715
8	5	タイ	20,000	20,000	20,000	0
9	7	フランス	9,289	10,358	9,767	△ 591
10	-	オーストリア	0	0	1,145	1,145
		その他	19,865	1,000	500	△ 500
合 計			10,101,413	8,967,892	4,644,013	△ 4,323,879

(注)・「R.眼鏡類」とは眼鏡枠・眼鏡(サングラス)・レンズ・眼鏡部分品の合計

・アンケート調査からまとめたもの

福井県内経済情勢



令和4年10月

財務省北陸財務局福井財務事務所

【お問合せ先】

福井市春山1丁目1番54号

福井春山合同庁舎7階

福井財務事務所 財務課

TEL (0776) 25-8232

令和4年11月1日発表

福井県内経済情勢

令和4年10月

財務省北陸財務局福井財務事務所

県内経済は、緩やかに持ち直している。

先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

(注) 4年10月判断は、前回7月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

個人消費：持ち直しつつある。

百貨店・スーパー販売

衣料品等に動きがみられることから、持ち直しつつある。

コンビニエンスストア販売

米飯類等に動きがみられることから、堅調となっている。

ドラッグストア販売

飲食料品等に動きがみられることから、順調となっている。

ホームセンター販売

DIY用品等の動きが鈍いことから、弱含んでいる。

家電大型専門店販売

テレビ等の動きが鈍いことから、弱含んでいる。

新車販売台数

普通乗用車、軽乗用車は低水準にあった前年を上回っているものの、小型乗用車は前年を下回っており、弱含んでいる。

主要観光地の来訪客数

前年を上回っている。

主要温泉地の宿泊客数

前年を上回っている。

設備投資：4年度は減少見込みとなっている。(法人企業景気予測調査(4年7-9月期調査))

製造業、非製造業ともに減少見込みとなっている。

住宅建設：持ち直しに向けた動きに一服感がみられる。

新設住宅着工戸数

持ち直しに向けた動きに一服感がみられる。

公共事業：前年を上回っている。

前払金保証請負金額

前年を上回っている。

生産活動：持ち直しの動きに一服感がみられる。

電子部品・デバイス

スマートフォン向けを中心に拡大に向けた動きに一服感がみられる。

繊維

衣料向け、非衣料向けともに足踏みの状況にある。

化学

合成樹脂等の化学製品を中心に緩やかに持ち直しつつある。

プラスチック製品

持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている。

輸送機械（自動車部品）

弱含んでいる。

その他の工業（眼鏡枠及び部品）

持ち直している。

非鉄金属（アルミ圧延製品）

足踏みの状況にある。

企業収益：4年度は減益見込みとなっている。（法人企業景気予測調査（4年7-9月期調査））

製造業は減益見込み、非製造業は前年並みとなる見込みとなっている。規模別では、大企業、中小企業が増益見込み、中堅企業が減益見込みとなっている。

企業の景況感：全産業では「下降」超となっている。（法人企業景気予測調査（4年7-9月期調査））

現状判断（4年7～9月期）は、製造業、非製造業ともに「下降」超となっている。

なお、先行きは、全産業では4年10～12月期は「上昇」超、5年1～3月期は「下降」超の見通しとなっている。

雇用情勢：持ち直している。

有効求人倍率（季節調整値）

上昇している。

新規求人数

前年を上回っている。

新規求職者数

前年を上回っている。

雇用保険受給者実人員

前年を下回っている。

金融機関の貸出金：前年を上回っている。

企業倒産：前年を上回っている。

件数、負債総額ともに前年を上回っている。

消費者物価（福井市、生鮮食品を除く総合）：前年を上回っている。

お問合せ先
財務省 北陸財務局
福井財務事務所 財務課
TEL (0776) 25-8232

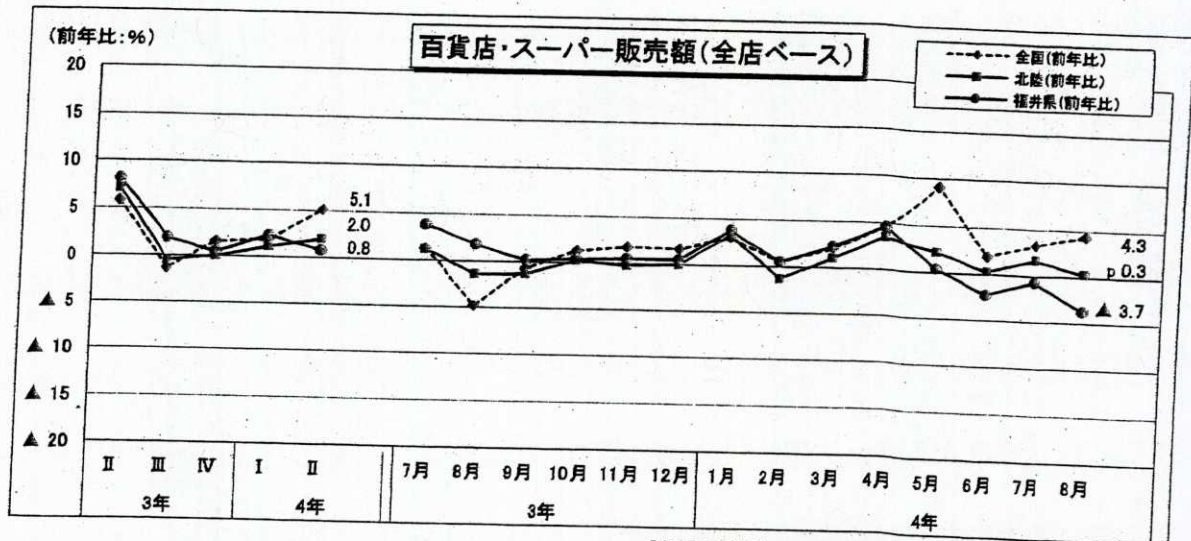
福井県内経済情勢(資料) (令和4年10月)

【注記】

1. 北陸は、福井、石川、富山の3県。
2. pは速報値。
3. 本指標は、公表数値に基づき作成していますが、公表元において公表されていない四半期等の数値については、当事務所で独自に集計及び調整しており、公表数値と必ずしも一致しない場合があります。また、公表数値が不定期に訂正されることもあります。したがって、指標の御利用の際には、公表元の数値を改めて御確認ください。
4. 金額等の計数及び前年比は、四捨五入で表示しています。

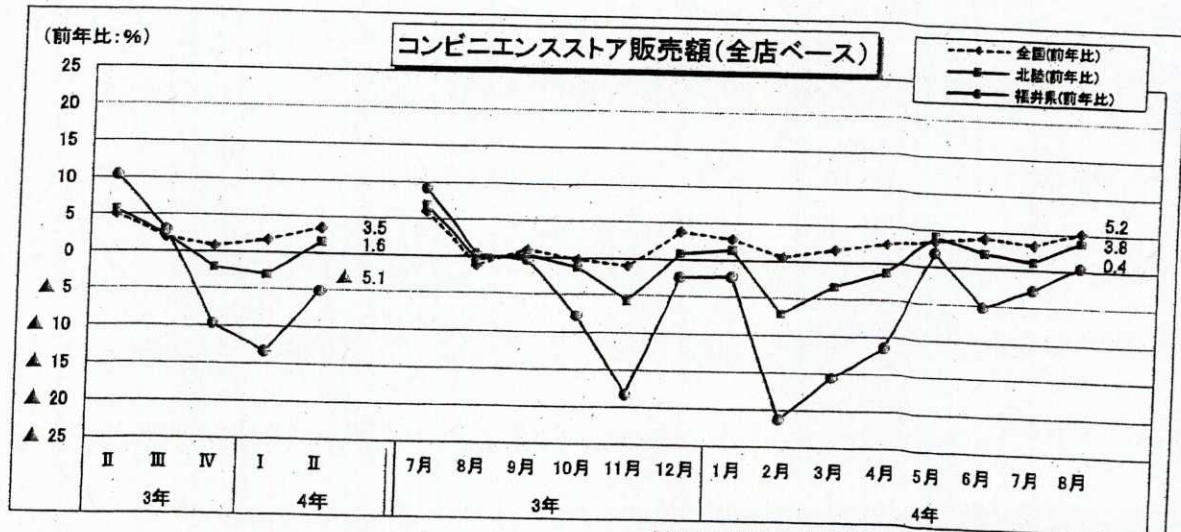
【個人消費】持ち直しつつある。

【図 1】



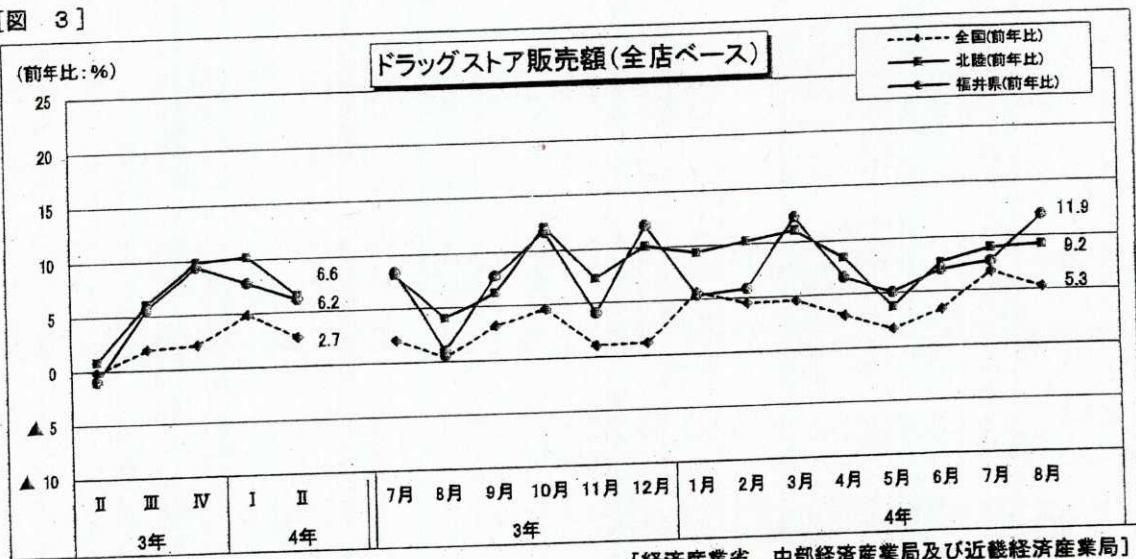
【経済産業省、中部経済産業局及び近畿経済産業局】

【図 2】

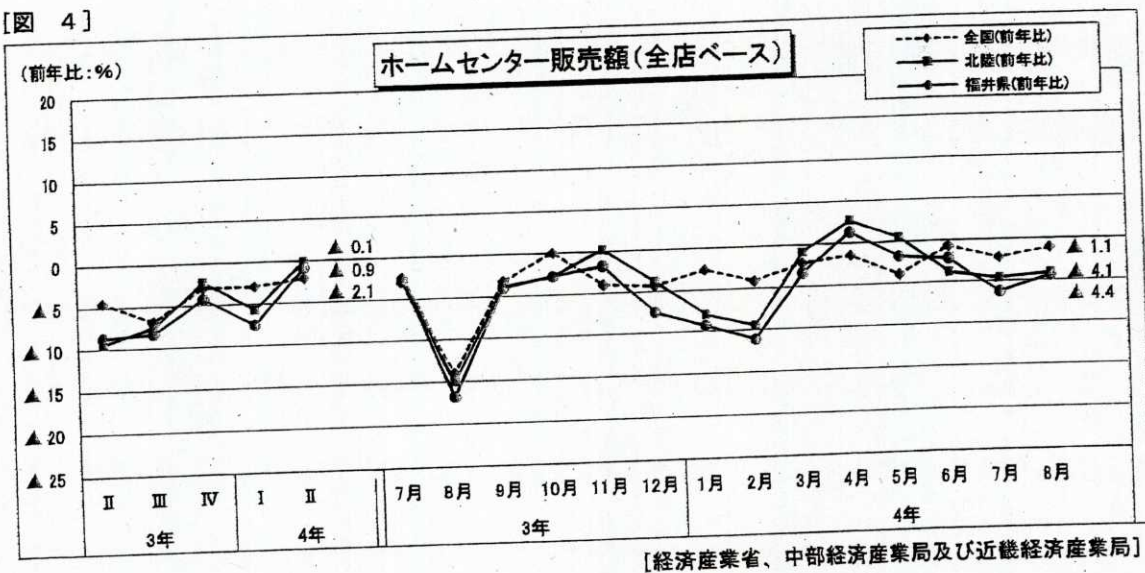


【経済産業省、中部経済産業局及び近畿経済産業局】

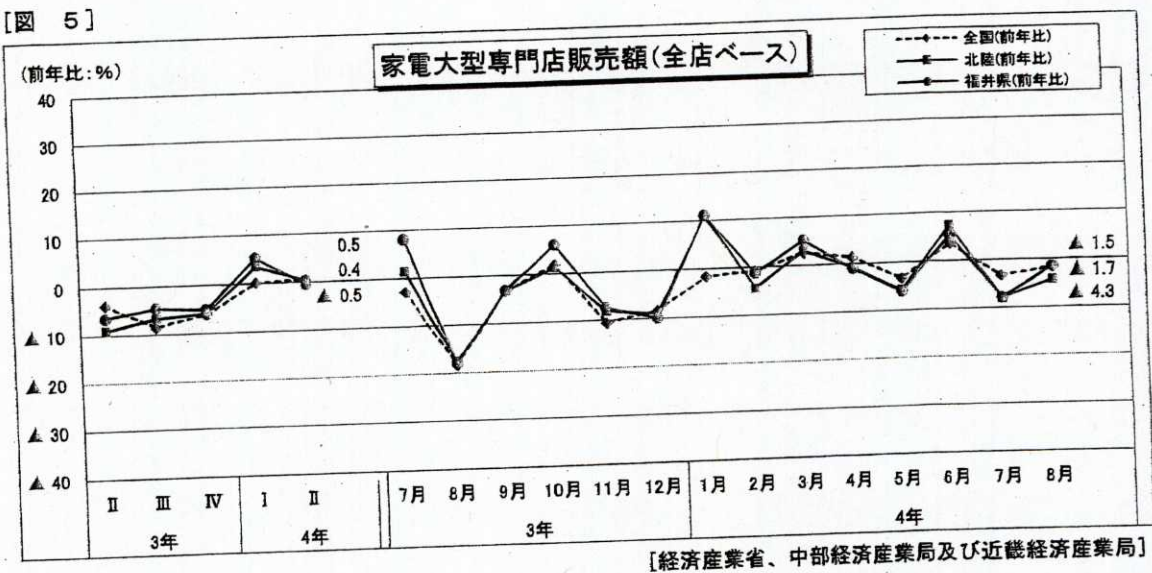
【図 3】



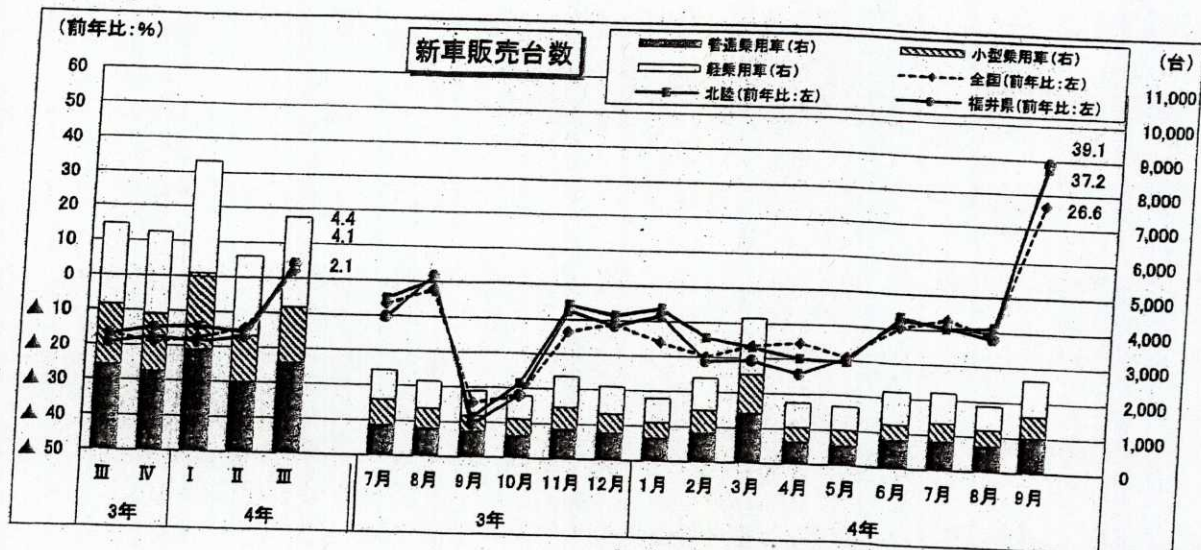
【図 4】



【図 5】



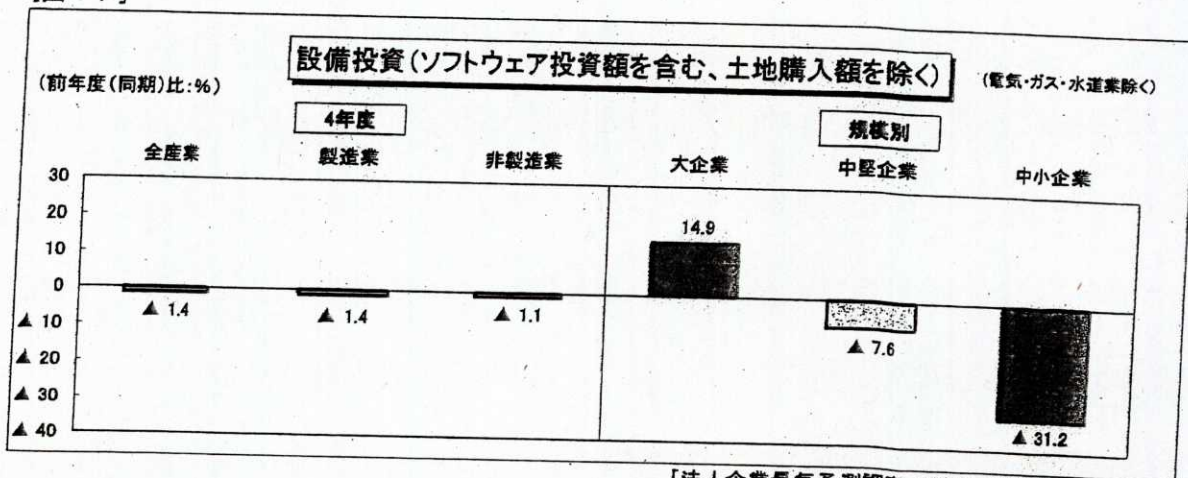
【図 6】



【日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会】

【設備投資】4年度は減少見込みとなっている。

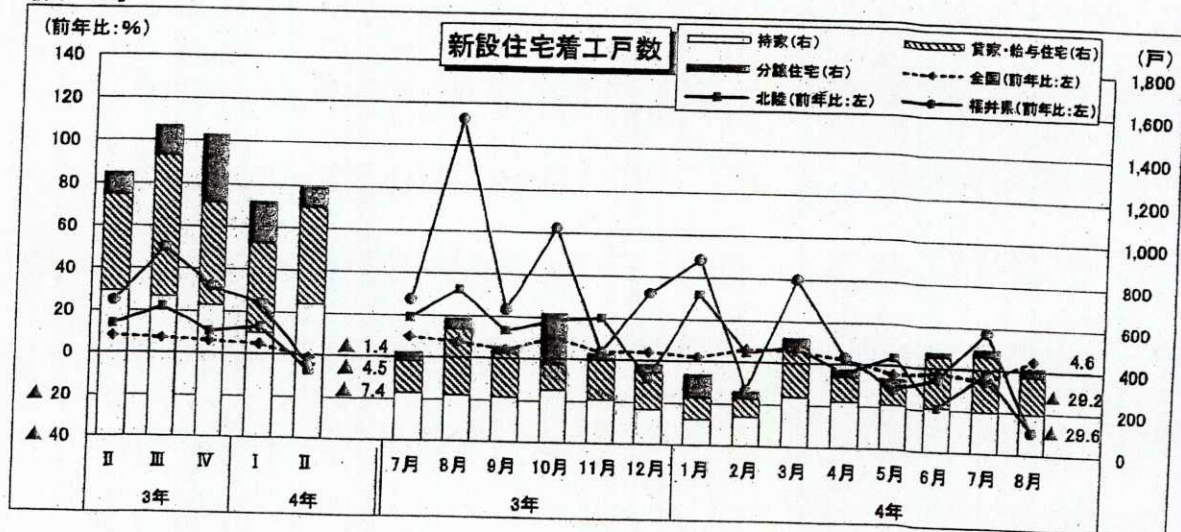
【図 7】



【法人企業景気予測調査(4年7-9月期調査)結果】

【住宅建設】持ち直しに向けた動きに一服感がみられる。

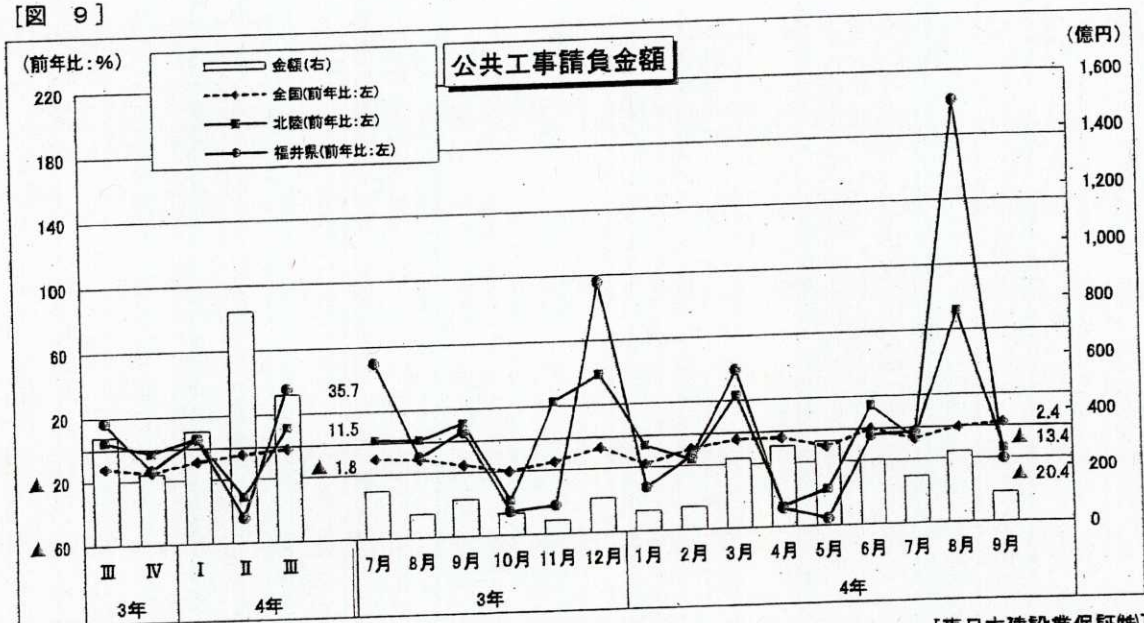
【図 8】



【国土交通省】

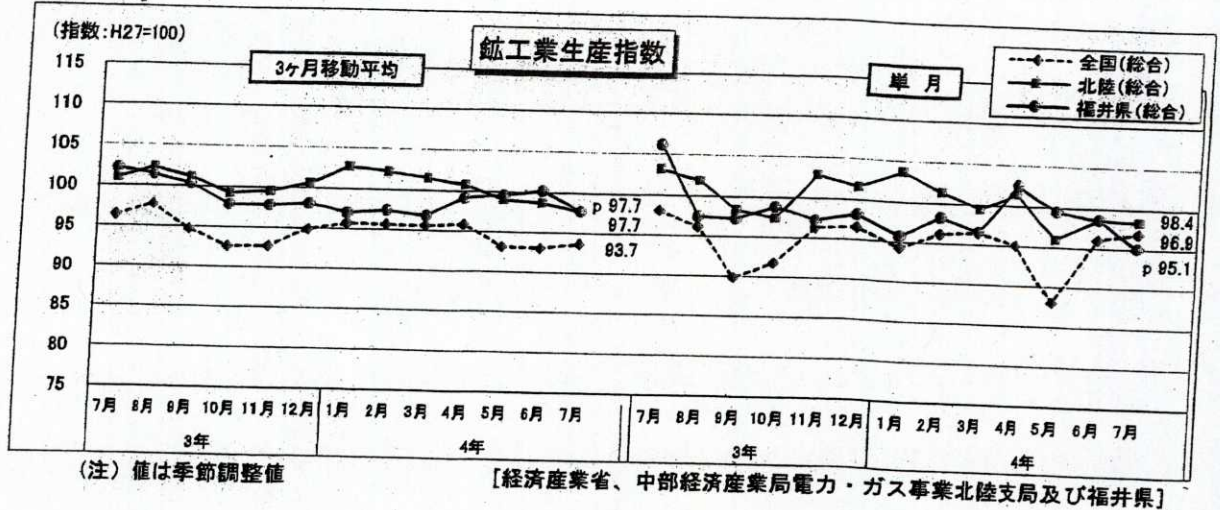
【公共事業】前年を上回っている。

【図 9】

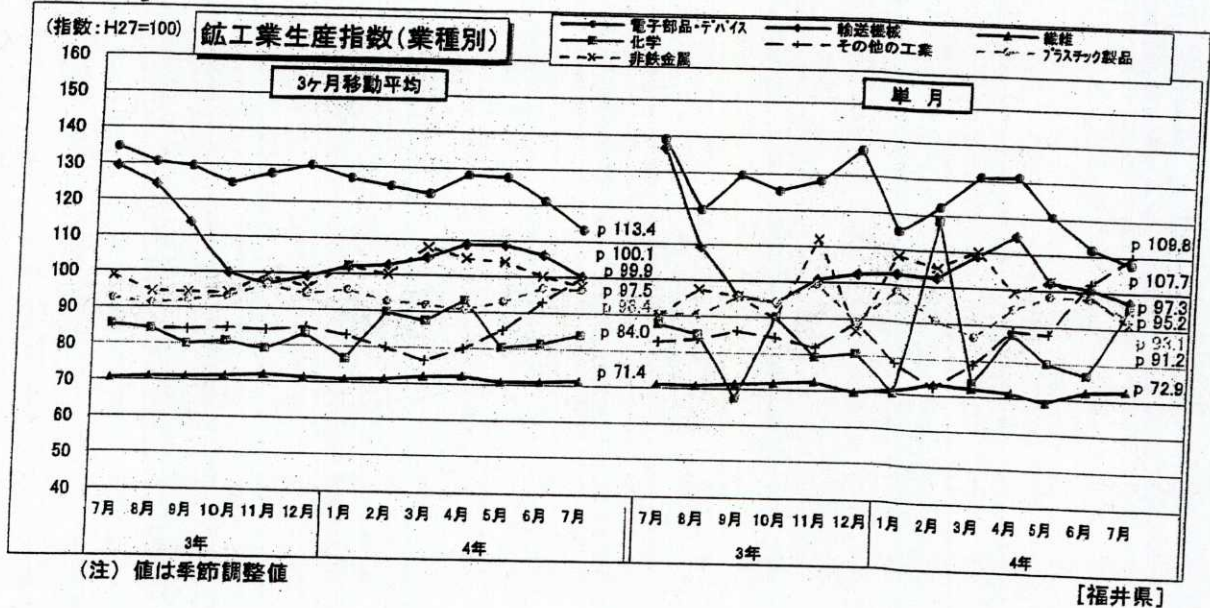


【生産活動】持ち直しの動きに一服感がみられる。

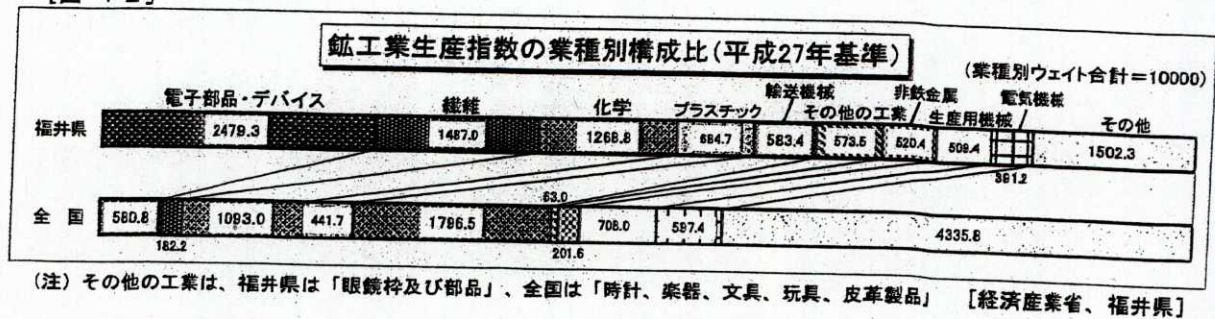
【図 10】



【図 11】

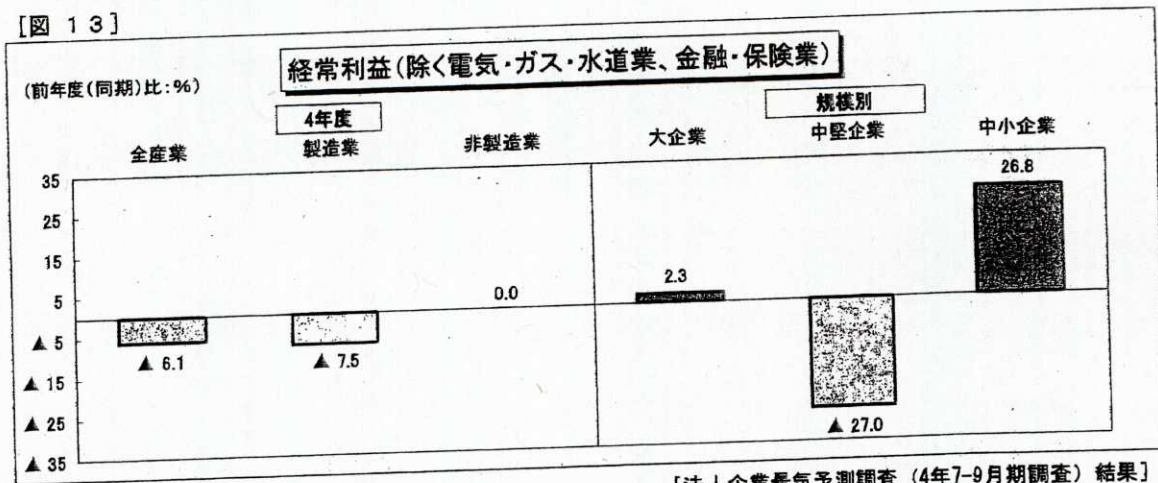


【図 12】



【企業収益】4年度は減益見込みとなっている。

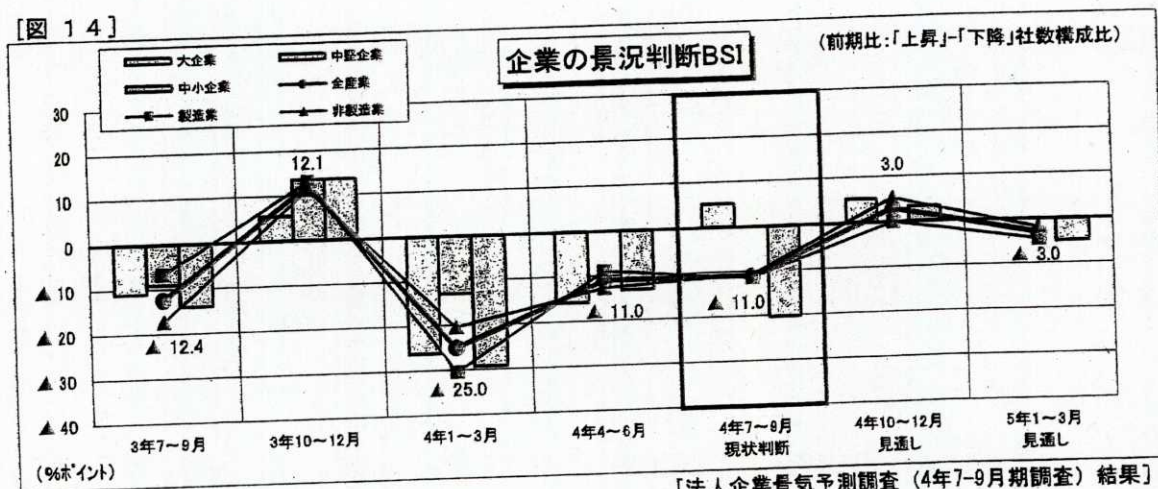
【図 13】



【法人企業景気予測調査(4年7-9月期調査)結果】

【企業の景況感】全産業では「下降」超となっている。

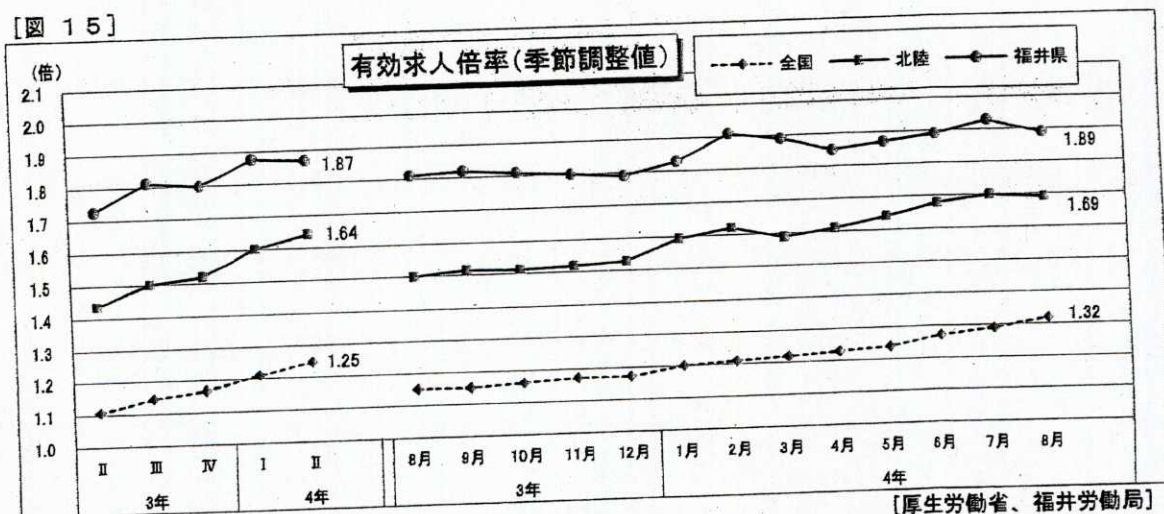
【図 14】



【法人企業景気予測調査(4年7-9月期調査)結果】

【雇用情勢】持ち直している。

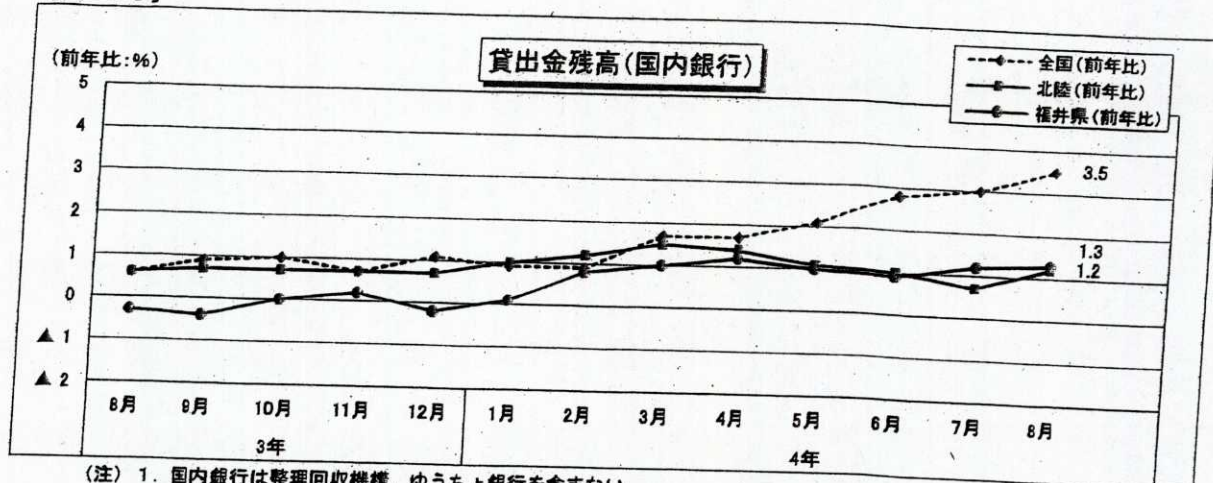
【図 15】



【厚生労働省、福井労働局】

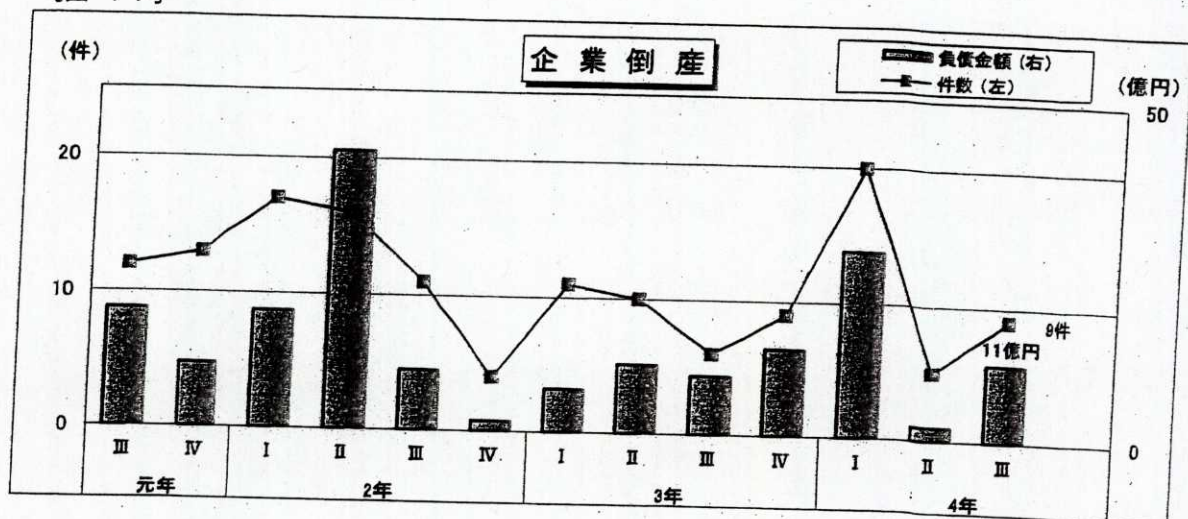
【金融機関の貸出金】前年を上回っている。

【図 16】



【企業倒産】前年を上回っている。

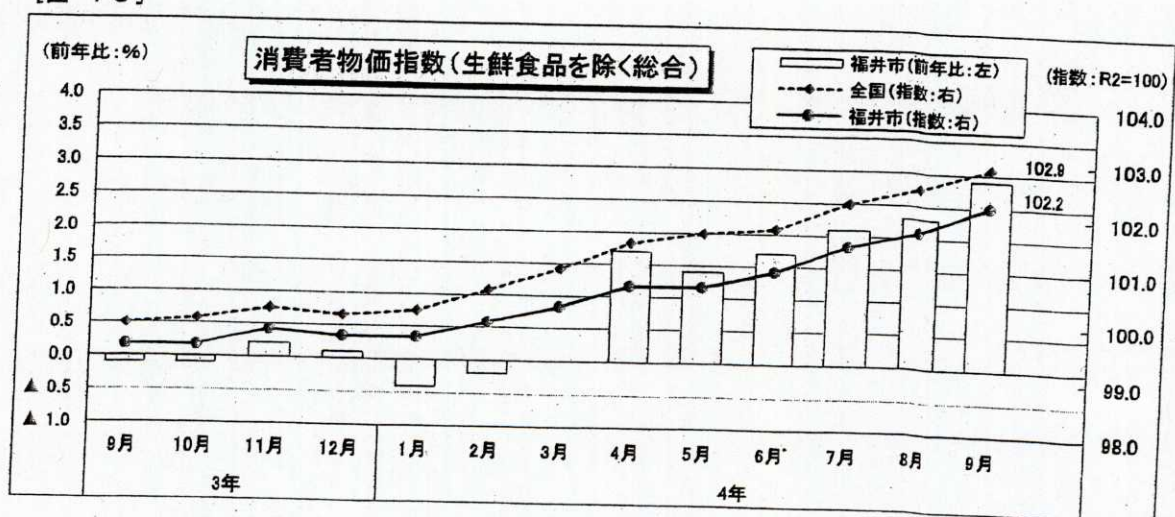
【図 17】



【(株)東京商工リサーチ】

【消費者物価】前年を上回っている。

【図 18】



【総務省、福井県】

2022年11月11日
日本銀行福井事務所

福井県金融経済クォーター (2022年 秋)

【概 況】

福井県の景気は、基調としては持ち直している。

最終需要をみると、個人消費は緩やかに持ち直している。設備投資は増加している。住宅投資と公共投資は弱めの動きとなっている。

当地製造業の生産は持ち直しの動きが一服している。業種別にみると、電子部品・デバイスが弱めの動きとなっている。一方、繊維は低水準ながら持ち直しているほか、その他工業（眼鏡枠および部品）は増加している。化学は横ばい圏内の動きとなっている。

雇用・所得情勢は緩やかに持ち直している。

消費者物価（除く生鮮食品）は上昇している。

企業倒産は件数・負債総額ともに前年を上回った。

金融面をみると、預金は個人の増加から前年を上回っている。貸出は前年を上回っている。

【 全体判断 】 (矢印は前回との変化、以下同じ)

判断据え置き ＜直近の判断変更は 2022 年春＞	変化
基調としては持ち直している	→

【 実体経済・物価 】

	今回判断	変化	関連統計等の動き
個人消費	緩やかに持ち直している	→	ドラッグストアの売上高は増加している。乗用車販売とホテル・旅館の宿泊客数は持ち直している。一方、百貨店・スーパーとホームセンターの売上高は弱めの動きとなっている。この間、コンビニエンスストアの売上高と家電販売は横ばい圏内の動きとなっている。
住宅投資	弱めの動きとなっている	↓	新設住宅着工戸数は弱めの動きとなっている。
設備投資	増加している	→	製造業・非製造業とも、中長期的な需要増や人手不足を見据え、能力増強や省力化投資を増やす動きがみられる。
公共投資	弱めの動きとなっている	→	公共工事は、出来高、請負金額ともに弱めの動きとなっている。
生産	持ち直しの動きが一服している	→	電子部品・デバイスは弱めの動きとなっている。一方、繊維は低水準ながら持ち直しているほか、その他の工業（眼鏡枠および部品）は増加している。化学は横ばい圏内の動きとなっている。
雇用所得	緩やかに持ち直している	→	有効求人倍率、雇用者所得は緩やかに持ち直している。
物価	上昇している	→	消費者物価（福井市、除く生鮮食品）の前年比は3%程度となっている。

【 金 融 】

	関連統計等の動き
預 金	福井県の預金（国内銀行ベース）は、個人の増加から前年を上回っている。
貸 出	福井県の貸出金（国内銀行ベース）は、前年を上回っている。

以 上

<本資料に関するお問い合わせ先>
 日本銀行福井事務所（電話 0776-22-4495）
 ホームページアドレス (<https://www3.boj.or.jp/fukui/>)

福井県の主要経済指標(1)

(単位:前年比%)

(個人消費関連)

	2020年	2021年	2021年 10-12月	2022年 1-3月	4-6月	7-9月	2022年 7月	8月	9月	10月
百貨店+スーパー売上高 (既存店)	-4.0	0.3	-2.5	-2.0	-1.4	p-2.4	-0.7	-3.7	p-2.8	n.a.
同 (全店)	1.7	2.8	0.5	2.3	0.8	p-2.4	-0.7	-3.7	p-2.8	n.a.
コンビニエンスストア売上高 (全店)	-0.3	3.0	-9.7	-13.3	-5.1	p-0.8	-2.8	0.4	p 0.0	n.a.
家電大型専門店売上高 (全店)	4.8	-2.4	-5.1	5.3	-0.5	p-1.3	-7.9	-1.5	p 7.4	n.a.
ドラッグストア売上高 (全店)	6.1	3.8	9.4	7.8	6.2	p 9.3	7.7	11.9	p 8.1	n.a.
ホームセンター売上高 (全店)	11.0	-4.7	-4.3	-7.5	-0.9	p-6.0	-6.3	-4.4	p-7.2	n.a.
乗用車新車登録台数 (含む軽)	-10.7	-4.0	-17.3	-18.5	-17.0	4.1	-9.2	-12.1	39.1	p 37.3
同 (除軽)	-10.0	-3.4	-18.1	-18.8	-21.1	0.3	-16.5	-12.7	38.2	23.3
延べ宿泊者数	-38.1	-9.1	-6.4	p 12.6	p 44.0	n.a.	p 16.7	p 17.6	n.a.	n.a.

(単位:前年比%)

(住宅投資関連)

	2020年	2021年	2021年 10-12月	2022年 1-3月	4-6月	7-9月	2022年 7月	8月	9月	10月
新設住宅着工戸数	-19.6	25.9	32.1	24.3	-4.5	-4.0	17.5	-29.6	9.0	n.a.
持家 <50.0>	-9.4	5.5	0.0	-5.8	-7.5	-12.7	-14.7	-12.2	-11.1	n.a.
貸家 <35.9>	-30.1	46.3	35.1	52.9	5.5	1.7	75.7	-42.9	15.9	n.a.
分譲 <13.1>	-34.8	81.8	229.9	107.4	-9.4	-3.6	-16.7	-19.2	33.3	n.a.

(単位:前年度比%)

(設備投資関連)

	2018年度実績	2019年度実績	2020年度実績	2021年度実績	2022年度計画
設備投資額 (全産業)	7.9	21.3	-32.8	9.7	25.5

(単位:前年比%)

	2020年	2021年	2021年 10-12月	2022年 1-3月	4-6月	7-9月	2022年 7月	8月	9月	10月
建築着工床面積	-25.3	14.2	91.3	110.8	-22.6	-16.2	-11.9	-7.1	-31.4	n.a.

(単位:前年比%)

(公共投資関連)

	2020年度	2021年度	2021年 10-12月	2022年 1-3月	4-6月	7-9月	2022年 7月	8月	9月	10月
公共工事請負金額	14.2	-16.0	-13.4	5.9	-44.2	35.7	-2.4	201.4	-20.4	-7.7

(単位:季調済は前月(期)比%、原指数は前年比%)

(生産関連)

	2020年	2021年	2021年 10-12月	2022年 1-3月	4-6月	7-9月	2022年 7月	8月	9月	10月
鉱工業生産 (季調済指数)	94.6	98.7	98.1	96.9	100.2	n.a.	95.1	97.5	n.a.	n.a.
同 (季調済前月(期)比)	-6.3	4.3	-2.2	-1.2	3.4	n.a.	-3.5	2.5	n.a.	n.a.
電子部品・デバイス <24.8>	26.4	14.1	0.5	-5.6	-1.3	n.a.	-3.7	1.8	n.a.	n.a.
繊維 <14.9>	-16.7	-11.6	0.3	1.0	-1.7	n.a.	0.8	2.5	n.a.	n.a.
化学 <12.7>	-13.0	-9.7	4.1	4.8	-6.9	n.a.	24.0	-18.2	n.a.	n.a.
その他の工業 (繊維物および製品) <5.7>	-32.9	30.6	1.2	-10.2	21.3	n.a.	7.4	-4.5	n.a.	n.a.

福井県の主要経済指標(2)

(雇用・所得関連)

(単位: 前年比%, 有効求人倍率は季節調整済(倍))

	2020年	2021年	2021年 10-12月	2022年 1-3月	4-6月	7-9月	2022年 7月	8月	9月	10月
有効求人倍率	1.64	1.74	1.80	1.88	1.87	1.93	1.93	1.89	1.97	n.a.
雇用者所得	-2.5	4.1	2.4	-2.1	-6.2	n.a.	0.8	-1.9	n.a.	n.a.

(物価)

(単位: 前年比%)

	2020年	2021年	2021年 10-12月	2022年 1-3月	4-6月	7-9月	2022年 7月	8月	9月	10月
消費者物価指数(除く生鮮食品)	-0.1	-0.5	0.0	-0.2	1.6	2.3	2.1	2.3	2.9	n.a.

(倒産)

(単位: 前年比%, 倒産件数は件)

	2020年度	2021年度	2021年 10-12月	2022年 1-3月	4-6月	7-9月	2022年 7月	8月	9月	10月
倒産件数 (件)	42	31	9	6	5	9	4	3	2	3
同 (前年比)	-25.0	-26.1	125.0	-45.4	-50.0	50.0	100.0	50.0	0.0	50.0
負債総額	-64.7	2.6	746.7	337.2	-79.3	32.7	-3.2	506.2	-24.2	3.8

福井県の金融指標

(預金・貸出金<末残>)

(単位: 前年比%)

	2020年度	2021年度	2021年 12月	2022年 3月	6月	9月	2022年 6月	7月	8月	9月
実質預金	10.8	4.1	6.1	4.1	3.8	1.7	3.8	4.1	0.3	1.7
貸出金	4.4	1.0	-0.2	1.0	0.9	1.6	0.9	1.2	1.3	1.6

(注)

【経済指標】

- ・ 設備投資額の2020年度実績以前の計数は、調査対象企業見直し前の旧ベース。
- ・ 建築着工床面積は、非居住用の計数。
- ・ 公共工事請負金額は、直近月の「公共工事前払金保証統計」が未公表の場合、東日本建設業保証㈱における同請負金額の前年比を参考値として表示(この場合、斜字体で表示)。
- ・ 鉱工業生産の季調済の「年」計数は、原指数の変化率。2015年基準。
- ・ 有効求人倍率の「年」計数は原計数。
- ・ 雇用者所得は、常用雇用指数、一人当り名目賃金指数を基に日本銀行金沢支店が算出。事業所規模5人以上。2021年12月以前は2015年基準、2022年1月以降は2020年基準。
- ・ 消費者物価指数の四半期は、日本銀行金沢支店が月次指数から算出(平均値)。2020年基準。ただし、2020年12月以前は2015年基準。
- ・ 倒産は、負債総額10百万円以上。
- ・ ≪ ≫は、各項目の直近年または基準年の構成比。

【金融指標】

- ・ 実質預金は、福井県内に店舗を構える国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)の銀行勘定(福井県内店舗ベース)を基に算出。オフショア勘定を除く。実質預金は、表面預金から切手形を控除したもの。
- ・ 貸出金は、福井県内に店舗を構える国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)の銀行勘定(福井県内店舗ベース)を基に算出。オフショア勘定を除く。中央政府向け貸出を除く。

【全 般】

- ・ pは速報値、rは訂正・改訂値を示す。
- ・ 単位未満の数字のみの場合には、マイナス符号は表示していない。

(資料)

近畿経済産業局「百貨店・スーパー販売状況」、
経済産業省「商業動態統計」、
福井県自動車販売店協会「車種別・月別新車登録台数」、
全国軽自動車協会連合会「軽四輪車新車販売」、
観光庁「宿泊旅行統計調査」、
国土交通省「住宅着工統計」「建築物着工統計」、
日本銀行金沢支店「北陸短観(県別集計データ)」、
東日本建設業保証株式会社「公共工事前払金保証統計」、
福井県「福井県鉱工業指数」「毎月勤労統計調査」、
福井労働局「労働市場月報」、
総務省「消費者物価指数」、
東京商工リサーチ金沢支店「北陸三県企業倒産状況」、
日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

福井県 短観 (2022年9月調査)

1. 業況判断

		2021年 3月	6月	9月	12月	2022年 3月	6月		(％ポイント)			
							最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
福井	全産業	▲ 16	▲ 8	▲ 5	▲ 9	▲ 16	▲ 15	▲ 11	1	16	▲ 1	▲ 2
	製造業	▲ 29	0	8	6	▲ 8	▲ 6	5	8	14	11	3
	非製造業	▲ 6	▲ 14	▲ 15	▲ 20	▲ 23	▲ 23	▲ 23	▲ 4	19	▲ 10	▲ 6
全国	全産業	▲ 8	▲ 3	▲ 2	2	0	2	▲ 1	3	1	1	▲ 2
	製造業	▲ 6	2	5	6	2	1	▲ 1	0	▲ 1	▲ 1	▲ 1
	非製造業	▲ 9	▲ 7	▲ 7	0	▲ 2	4	0	5	1	1	▲ 4

(注)「業況判断」は、「良い」(回答社数構成比<%)ー「悪い」(回答社数構成比<%)。
「最近」は回答時点を、「先行き」は3か月後を示す。「最近」の変化幅は、前回調査の「最近」との対比。
「先行き」の変化幅は、今回調査の「最近」との対比。

2. 売上・収益計画

売上高

		2021年度	2022年度 (計画)	修正率
福井	全産業	8.3	9.0	0.1
	製造業	12.3	13.5	▲ 0.3
	非製造業	1.1	0.0	1.0
全国	全産業	4.3	6.0	1.6
	製造業	9.7	7.6	1.2
	非製造業	1.6	5.1	1.7

2021/上期	2021/下期	2022/上期 (計画)	修正率	2022/下期 (計画)	修正率
12.7	4.6	9.7	▲ 1.1	8.4	1.3
21.7	4.3	11.4	▲ 2.4	15.7	1.9
▲ 3.6	5.1	6.0	2.2	▲ 4.7	0.0
5.9	2.9	7.3	1.3	4.8	1.8
14.3	5.7	7.7	0.7	7.5	1.7
1.8	1.5	7.0	1.7	3.4	1.8

経常利益

		2021年度	2022年度 (計画)	修正率
福井	全産業	19.4	5.8	3.2
	製造業	21.2	12.7	3.8
	非製造業	10.8	▲ 29.7	▲ 1.5
全国	全産業	42.7	1.1	4.9
	製造業	50.7	▲ 2.5	5.9
	非製造業	35.8	4.6	4.1

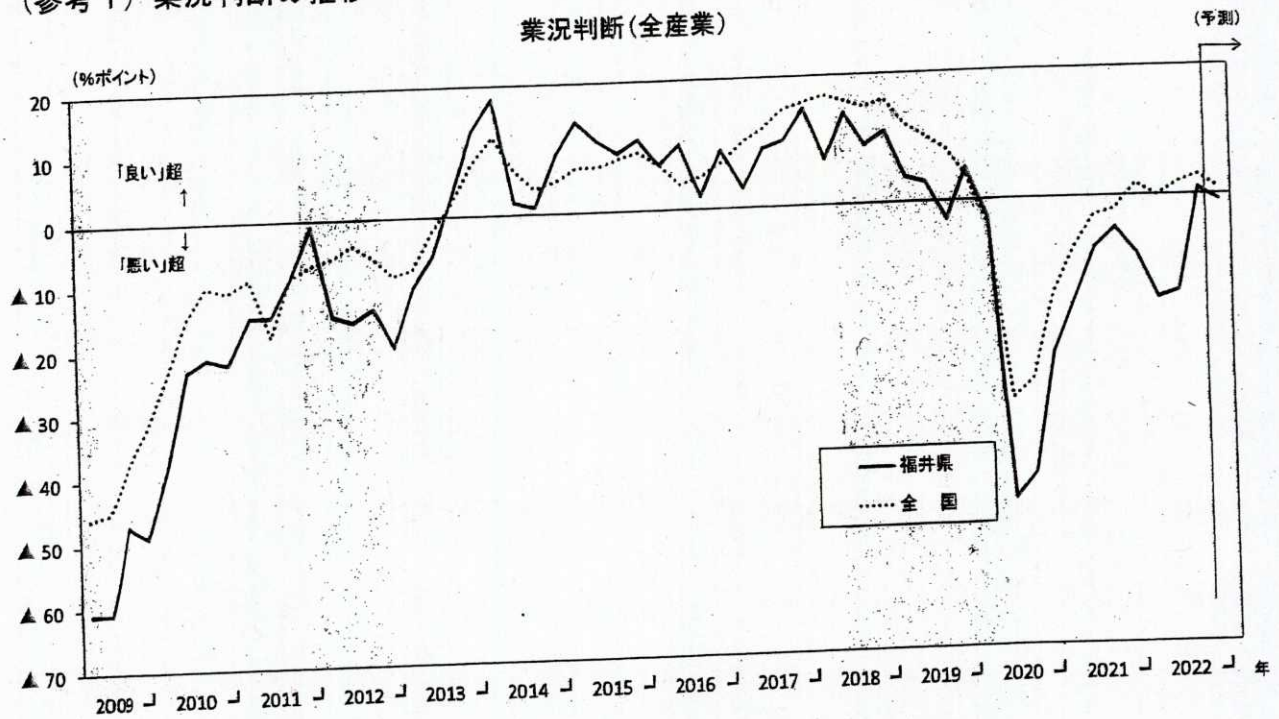
2021/上期	2021/下期	2022/上期 (計画)	修正率	2022/下期 (計画)	修正率
75.0	▲ 13.6	▲ 0.5	3.3	13.4	3.0
77.0	▲ 15.0	3.0	3.8	25.9	3.8
60.8	▲ 7.9	▲ 26.6	▲ 1.2	▲ 31.6	▲ 1.6
70.4	24.1	6.9	8.5	▲ 4.2	1.5
106.3	18.0	▲ 1.3	10.7	▲ 3.7	1.4
43.5	30.0	15.8	6.6	▲ 4.7	1.6

3. 設備投資計画

		2021年度	2022年度 (計画)	修正率
福井	全産業	9.7	25.5	▲ 11.1
	製造業	3.1	15.6	▲ 13.4
	非製造業	103.7	96.0	0.0
全国	全産業	▲ 0.8	16.4	2.0
	製造業	1.1	21.2	0.6
	非製造業	▲ 1.9	13.6	2.9

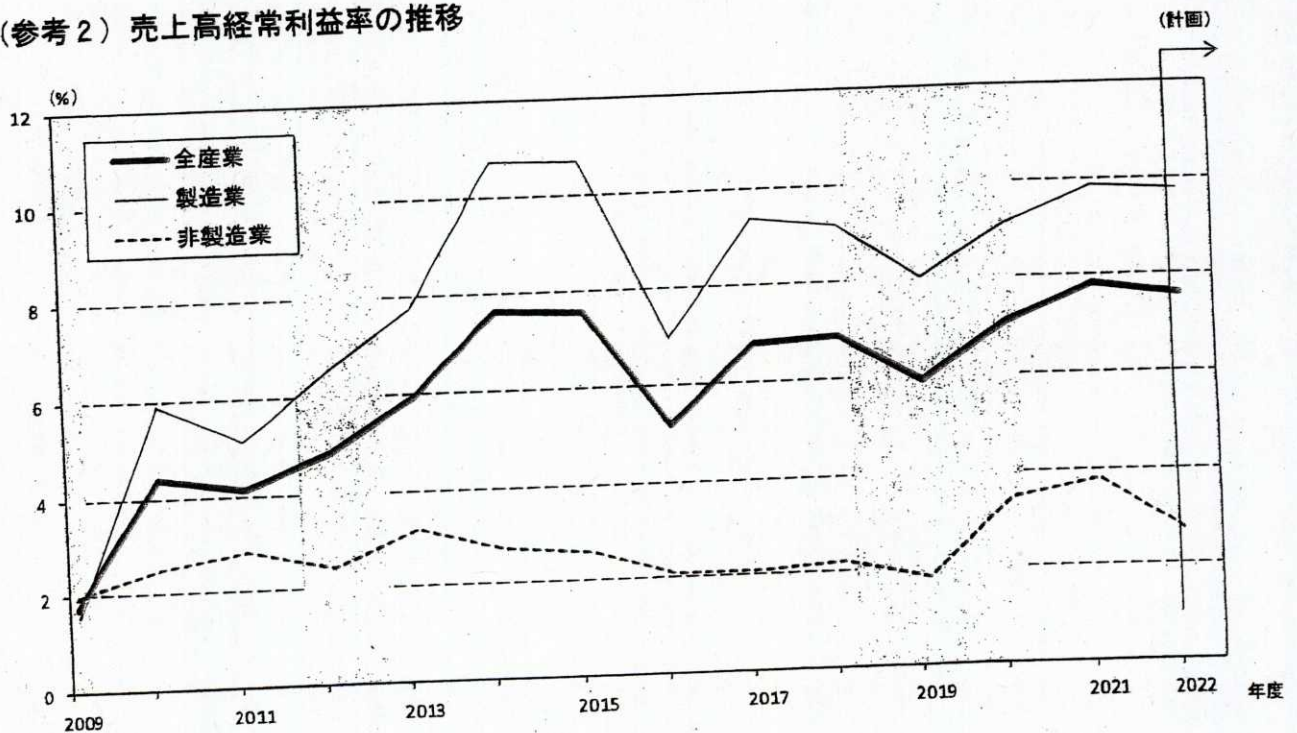
(資料) 日本銀行金沢支店

(参考1) 業況判断の推移



- (注) 1. シャドーは福岡県の景気後退期(福岡県調べ)。各年とも3月、6月、9月、12月調査。
2. 調査対象企業見直し直前の調査回(2009年12月、2014年12月、2017年12月、2021年12月)については、見直し前の旧ベース。

(参考2) 売上高経常利益率の推移



(注) シャドーは福岡県の景気後退期(福岡県調べ)。

(資料) 日本銀行金沢支店

審議事項と審議日程（案）

1 審議事項

(1) 適用する家内労働者

福井県の区域内で衣服製造業に従事する家内労働者

(2) 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

(3) 上記(1)の家内労働者に係る最低工賃額（工程変更等の必要性を含む）

(4) 効力発生の日及び指定発効の有無

2 審議日程

回数	開催（予定）日、場所	審議事項等
第1回	令和5年1月23日（月）13:30～ （於）春山合同庁舎14階 福井労働局会議室	1 部会長、同代理の選出 2 実態調査結果等について 3 今後の審議の進め方について 4 最低工賃額について審議
第2回	令和5年2月9日（目）13:30～ （於）春山合同庁舎10階 第二共用会議室	1 最低工賃額について審議 2 結審 3 専門部会報告（案）について
第3回	令和5年2月17日（金）福井署 又は 令和5年2月20日（月） （於）春山合同庁舎10階 第二共用会議室	同 上

審議事項と審議日程（案）

1 審議事項

（１）適用する家内労働者

福井県の区域内で眼鏡製造業に従事する家内労働者

（２）適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

（３）上記（１）の家内労働者に係る最低工賃額（工程変更等の必要性を含む）

（４）効力発生の日及び指定発効の有無

2 審議日程

回数	開催（予定）日、場所	審議事項等
第 1 回	令和 5 年 1 月 23 日（月） 13:30～ （於）春山合同庁舎 14 階 福井労働局会議室	1 部会長、同代理の選出 2 実態調査結果等について 3 今後の審議の進め方について 4 最低工賃額について審議
第 2 回	令和 5 年 2 月 9 日（木） 13:30～ （於）春山合同庁舎 14 階 福井労働局会議室	1 最低工賃額について審議 2 結審 3 専門部会報告（案）について
第 3 回	令和 5 年 2 月 17 日（金）福井署 又 は 令和 5 年 2 月 20 日（月） （於）春山合同庁舎 10 階 第二共用会議室	同 上

